

都市政策

季 刊 第 117 号 '04. 10

特集 ユニバーサルデザイン

ユニバーサル社会実現へのパラダイム……………田 中 直 人

自律的移動支援プロジェクトから「ユビキタス国土」へ

……………坂 村 健

ユニバーサルデザインによるものづくり……………稻 葉 輝 彦

自治体における情報のユニバーサルデザイン………関 根 千 佳

ユニバーサルファッショ…ン……………見 寺 貞 子

地域のユニバーサルデザインは難問を抱えているか？

……………森 崎 清 登

ユニバーサルデザイン－神戸市の取り組み……………三 原 隆 司

行政資料

世界一ユニバーサルなまち神戸をめざして ……こうべ UD 広場

震災復興の都市政策的検証と提言

……………「震災復興の都市政策的検証と提言」研究会

財団法人 神戸都市問題研究所

都市政策

第116号 主要目次 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅱ

- 震災復興における都市産業・経済政策……………加藤 恵正
阪神・淡路大震災復興基金の役割と今後の災害への対応……………橋本 行史
住民の合意形成へのプロセスとまちづくり協議会……………森崎 輝行
神戸における「自律と連帶」の現在……………立木 茂雄
神戸市経済の震災復興過程に関する計量経済分析……………山根 敬三

行政資料

- 平成15年度 神戸ブレイン研究支援事業の報告について
……………(財)神戸市産業振興財団

次号予告 第118号 特集 阪神・淡路大震災10年

2005年1月1日 発行予定

- 阪神・淡路大震災10年をふり返って……………新野 幸次郎
震災復興の現在と今後の神戸……………神戸市
生活再建・地域防災のあり方について……………中川 和之
震災からの産業・経済復興の歩み……………額賀 信
震災後のボランティア・市民活動の展開について……………黒田 裕子

はしがき

今日、わが国は大きな変化の時代を迎えており。それは国際化、少子高齢化などの社会状況から個人の生活様式や価値観まであらゆる分野に広がっており、政治・経済などの社会システムは言うに及ばず、一人ひとりの意識に至るまで、それらの変化に対応した「改革」が必要となっている。

「バリアフリー」から「ユニバーサルデザイン」への変化・進化もその1つと言ってよい。以前の社会では成人健常者を「標準」に置き、障害者、子供、老人などを対象に別途機能を付加し、障壁（バリア）を取り除く方式が当然視されてきた。これに対しユニバーサルデザインでは、障害の有無、年齢、性別などにかかわらず、多様な人々が利用しやすく暮らしやすいよう、あらかじめ都市や生活環境がデザインされる。

この変化の大きな要因に、社会の急速な高齢化があげられる。わが国の人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、昭和45（1970）年に「高齢化社会」と言われる7%を超え、平成6（1994）年には「高齢社会」の14%を超えた。今年の統計では人口の19.5%，およそ5分の1を占めるに至っており、10年後には25.3%，国民の4人に1人が高齢者という時代を迎える。

こうした高齢社会では、医療・年金などの社会制度がそれに対応することはもとより、各人の生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の向上がなによりも求められる。就労機会や社会参加、地域福祉などと並び、生活環境面でそれを支えるのがユニバーサルデザインである。

そして、生活の質の向上は、高齢者だけでなく全ての人々に共通する課題である。日常生活において「使える」と「使いやすい」は決定的に異なる。近年、産業界でユニバーサルデザインへの取り組みが急速に広まったのは、それに基づく製品が消費者のニーズに適合するからに他ならない。

ユニバーサルデザインを施政の柱に据える地方自治体も増えている。住民の生活の質の向上が行政の大きな役割であることに加え、ユニバーサルデザインによる社会参加の促進が、全ての住民の協働と参画につながるからである。

IT技術の進歩とともになうユビキタス社会の到来は、ユニバーサル社会実現を大きく後押しすると思われる。それは遠い将来ではない。そのような時代に向けて最も重要なのは、われわれ自身の意識の「改革」かもしれない。

特 集 ユニバーサルデザイン

ユニバーサル社会実現へのパラダイム.....	田 中 直 人	3
自律的移動支援プロジェクトから		
「ユビキタス国土」へ.....	坂 村 健	20
ユニバーサルデザインによるものづくり.....	稻 葉 輝 彦	31
自治体における情報のユニバーサルデザイン.....	関 根 千 佳	44
ユニバーサルファッショ.....	見 寺 貞 子	56
地域のユニバーサルデザインは		
難問を抱えているか?.....	森 崎 清 登	70
ユニバーサルデザイン—神戸市の取り組み.....	三 原 隆 司	86

■ 潮流

地域自治区	(102)	ESCO 事業	(104)
ファイル共有ソフト	(106)	CLO(ローン担保証券)融資	(109)

■ 行政資料

世界一ユニバーサルなまち神戸をめざしてこうべ UD 広場	112
震災復興の都市政策的検証と提言	
.....「震災復興の都市政策的検証と提言」研究会	132

■ 新刊紹介

分権化と地方財政	(149)	ベンチャー支援と地域経済振興 (150)
鉄道でまちづくり	(151)	

ユニバーサル社会実現へのパラダイム

—ユニバーサルデザイン総論—

田 中 直 人

(摂南大学工学部教授)

1 福祉のまちづくりとしての都市整備

(1) 福祉のまちづくりとバリアフリー

わが国では、戦後の復興期から高度経済成長による国土・地域の開発の波は全国に及んだ。大都市周辺部における市街地化の進行や、地方都市での産業用地確保のための丘陵部や臨海部での開発により地域環境が一変し、大気汚染や水質汚濁等の公害をはじめ、各地で住民の生活環境を脅かす状況もあった。これに対し、各種の住民運動が展開され、行政や企業に住民の生活環境改善を迫った。この頃、障害者の人権と生活を守る運動も展開された。昭和40年代後半から、高齢者や障害者を考慮した都市環境の整備を求めて、「福祉のまちづくり」が全国各地で盛んに展開された。それまで日本の障害者福祉は施設収容主義であったが、アメリカでリハビリテーション法504条が成立した1973年、我が国では「地域福祉」が言われ始め、心身障害者向けの特目公営住宅や、身体障害者福祉モデル都市制度が発足し、福祉のまちづくりの浸透を図っていった。これらの事業によって、先行して福祉のまちづくりを進めてきた各自治体の動きが加速した。モデル都市はその後も指定され、その動きは全国的に広がった。さらに、1979年には障害者福祉都市が指定されている。先駆的な自治体では全国に先駆けて、建築物や道路などのバリアフリーを実現するための要綱を定め、民間施設についても配慮することで福祉のまちづくりを推進していった。

バリアフリーの具体的な都市環境への適用方法として、条例や要綱などの基準による環境整備を推し進めたが、条例としては神戸市が福祉のまちづくり先進自治体として1977年に制定したのが全国で最初だった。1992年には兵庫県、

大阪府が条例を定め、福祉のまちづくりにおける都市環境の整備が本格化した。1981年は国際障害者年であり、この後の10年間には、建築物だけではなく様々な分野において、都市における障害者の生活環境の改善が進められた。このような都市環境の整備において、具体的な対象となったのは主として車いす使用者であり、整備計画は彼らのアクセシビリティを実現する物理的な配慮事項が多くかった。現在では、これまで全都道府県等において「福祉のまちづくり」条例等が制定されている。¹⁾ 全国の主要な自治体においては、県などの定める条例によるか、独自の条例や要綱を制定しこれにもとづいて福祉のまちづくりを進めている。また、その後、本格的な高齢化社会の到来や、社会情勢の変化を受けて、条例の規定内容を見直す自治体も多い。これらの条例などの基準による都市環境の整備は、一定のレベルでのバリアフリーの実現に効果があったと思われるが課題も多い。

国では「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法) や「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法) を制定し、不特定多数の人が利用する一定の建築物や主要な駅周辺の重点整備地区などについて、バリアフリーを進め、福祉のまちづくりとしての生活環境の整備をいっそう進めようとしている。

(2) 障害者対策から高齢化対策の福祉のまちづくり

当初、福祉のまちづくりでは障害者対策としての整備が主流であったが、高齢化の社会情勢を受けて、1980年代後半からは、来るべき高齢化にどう対処していくかという動きが目立つようになってきた(図1)。福祉のまちづくりとして高齢者を取り巻く広範な生活領域に関する都市施策が重視されている。

1986年には老人保健法が改正され、「老人保健施設」が創設された。ここにいたって、数多くの高齢者関連施策が出てきた。1990年代に入ると、国際障害者年の10年の収束から、再びまちづくりや交通対策等の都市環境整備、社会参加の支援などの施策が活発に展開されるようになってきた。ちょうど1990年にはアメリカ障害者法(ADA)ができ、我が国でも国による何らかの基準制定

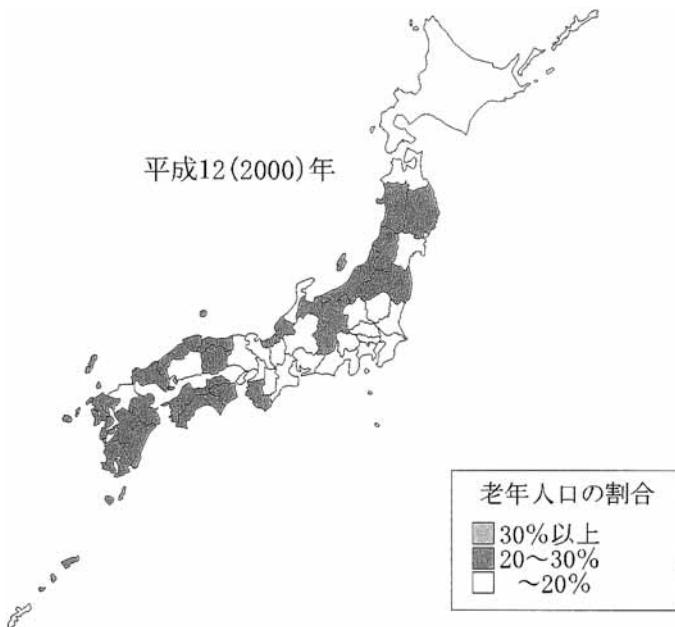


図1 全国都道府県の高齢化率

出典：国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」

を促すかのように、各地の主要都市で建築条例やまちづくり条例が出てきはじめた。また「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略」(1990～99年)，いわゆるゴールドプランが制定され、本格的高齢社会へのビジョンが示された。1999年は国際高齢者年としてこれからの中長期的な高齢社会に備えた環境整備が、世界的な取組みの必要性が叫ばれるようになった。

しかし、ここで忘れてはならないことは、高齢者のすべてが障害者ではなく、むしろ「元気老人」といわれる多くの高齢者を都市の中でどのようにいきいきと生活できるようにすべきなのかということである。さらに高齢化と裏表に少子化という社会情勢に対応して、都市における子供の生活環境、子育てや働く女性のための環境整備などの課題にも注目しなければならない。男女の共同参画を一層進める基盤整備として、就業機会への配慮、子育て環境の整備が必要である。すなわち、ここにおいて特定の高齢者や障害者のための都市環境整備

ではなく、より多くの、望ましくはすべての人にとって、安全快適な都市像が求められるようになってきたといえる。

2 ユニバーサルデザインのまちづくり

(1) バリアフリーデザインからユニバーサルデザインへ

① バリアフリーデザインの問題

様々な障壁を除去するという意味の「バリアフリーデザイン」が、福祉のまちづくりの中で基本的な考え方として用いられている。しかし、ある人の不便を解消するデザインは他の人にとって何の役にも立たないどころか、かえって新たな不便を生むこともある。これらの配慮は、条例や基準の中で規定されている内容が中心であり、また主として車いす使用者及び視覚障害者を考慮したものとなっている。人間と環境の対応の場面をすべて満たす理想的な「バリアフリーデザイン」はまだ存在していない。例えば、車いすを考慮した歩車道の段差解消や床勾配の緩和および歩道幅員の拡大によって、逆に安全であるはずの歩道に自動車の侵入を許す結果となった。さらにこれを阻止するためのボラードや視覚障害者を考慮した視覚障害者用誘導ブロック（点字ブロック）が、他の歩行者の障害物になる場合も発生している。点字ブロックの敷設に関して利用者の声が十分に反映されていない。²⁾ また、聴覚障害者の日常生活環境等についてはこれまであまり配慮されていなかった。³⁾ 私たちはさまざまな障害者にとってのバリアに対して数々の解決手段を工夫してきたが、なお部分的で不十分である。例えば、バスや駅の階段横に車いす用リフトなど特別な機器を用いたり、特別な方法を適用していくと、費用がかかるだけでなく、特別扱いされることで利用者に対してもあまり平等ではない。

ハートビル法の制定やその後の改定作業を通して、それまでの自治体での取組みは、さらに国の法律に準拠していく形でよりいっそうバリアフリーの進展が図られようとしている。そして当初、数少なかったバリアフリーに関する参考資料も増加した。しかし、今日も多く出回っている資料もその構成や考え方は当初の「マニュアル」とは大差がない。これが何を意味しているかが問題で

ある。すなわち、時間の経過、経験の数にもかかわらず、バリアフリーは進化していないと言える。むしろ、常識としてのバリアフリーが定着したのではないかと考えられる。例えば、スロープの勾配はと言えば、何の疑いもなく12分の1、視覚障害者に対してはと言えば、黄色の点字ブロックという答えになる。果たしてそうだろうか。もっと研究すべき要素があるのではないだろうか。あらためてこれまでのデザインについて問い合わせおし、新たなデザインを目指していかなければならぬ。

② ユニバーサルデザインの考え方

近年このようなバリアフリーのもつ特定の障害等によりもたらされるバリア（障壁）をなくしていくという個別の解決だけでなく、1つのデザインがあらゆる面において新たな使いやすさや魅力的な空間機能を生み出すことをめざして、「ユニバーサルデザイン」という言葉が用いられるようになっている。障害のあるなしにかかわらず、誰にでもより良いもの、反論できないものを具体的に例示することで、人びとの意識を変え、社会を変える戦略として、ノースカロライナ州立大学のロン・メイス氏を中心になって考えたのがユニバーサルデザインである。この概念を明確にするためにユニバーサルデザインの7原則（表1）が示されている。ユニバーサルデザインとは、改造や特別な設計を必要としない形で、最初からすべての人にやさしくデザインすることと言える。

もとよりバリアフリーデザインにもこのような考え方が全くなかったわけではないが、明瞭にユニバーサルデザインがねらっているようなすべての人に対するデザイン効果を再確認することが必要である。あらゆる生活環境において空間の基本的性能としてのデザインが組み込まれていることが必要である。バ

表1 ユニバーサルデザインの7原則

- | |
|--------------------------------|
| ① 誰にでも公平に利用できること |
| ② 使う上で自由度が高いこと |
| ③ 使い方が簡単ですぐわかること |
| ④ 必要な情報がすぐに理解できること |
| ⑤ うっかりミスや危険につながらないデザインであること |
| ⑥ 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること |
| ⑦ アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること |

リアというマイナスを除去するだけでなく、別のプラス面を生み出すよう求められる。ユニバーサルデザインはマニュアル的対応だけではなく、生活環境の質を左右する空間の機能構成やデザイン発想に影響を与えるものとして展開することが期待される。

日本では、共用品という名で、ユニバーサルデザインの考え方を具体化した商品の開発普及が進められた。高齢化社会において身の回りで使用する生活用品は、さらにシステムの高度化を推進するなど、健常者と障害者を含む高齢者が共用できる製品あるいはシステムを、機能面、デザイン面に十分配慮して開発する必要がある。今後は、ものづくりに限らず、すべての人の生活に関わる暮らしづくり、まちづくりへと展開していくことが期待される。

(2) ユニバーサル社会の理念

たとえ今は元気であっても、いつ事故や病気で不自由にならないとは限らず、また加齢とともに、誰でも体の機能が衰えてくる。年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが暮らしやすい社会の実現には、一人ひとりが持てる力を十分に発揮できる社会環境の整備が必要である。そのためにはどんな人にも利用しやすくデザインされた社会であり、すべての人が誇りを持って生きられる社会、すべての人が持てる力を発揮し、支え合って構築するという「ユニバーサル社会」の理念に注目しなければならない。だれもが平等に、快適に、自由に生活でき、人・もの・情報・サービスに容易に触れあえる環境を作ることが、みんなにやさしい環境づくりの基本である。ユニバーサル社会の実現は、私たち一人ひとりの課題である。どのような基本目標をベースに推進を図ろうとするか、多くの市民による社会参画のもとに進めていかねばならない。ユニバーサル社会の実現に向けた取組みの一環として、私たちの誰もがいろいろな欲求をいつでもどこでも充足する社会参画のための情報や環境が必要である。

まちづくりに関しては、従来の福祉のまちづくりから、ユニバーサルデザインのまちづくりという形に変わりつつある。しかしながら、その実態はこれまでのバリアフリーと変わらない側面も多く、理念の具体的な実現には多くの課題がある。空間のユニバーサルデザインについても、ガイドラインの策定など

従来の基準づくりの発想でマニュアル的な対応を進めようとする取組みも目立つ。実際に私たちの生活の中でできたユニバーサルデザインの例を見てみると、ほとんど「点」としてしかできていない。それを「線」「面」的なものにし、いつでもどこでも利用できるようにしていく必要があると言える。誰もが利用しやすい環境は、大きな目で見ればバリアフリーに比べ、経済的で社会资本投資として有効である。

日本社会は現在、さまざまな「改革」が必要とされている。政治、経済の分野のみならず、福祉の分野でも同様である。さまざまな条件下にある誰もが生活しやすい社会を考えいかなければならない。高齢者・障害者の増加と積極的な社会への参加、これまで以上の女性、在日外国人の社会への進出が図られようとしている。こうした社会の動きを考え、将来に向けた「器の大きい社会」を作ることが大切になってくる。

国においても、2004年6月16日第159国会の最終日に参議院の本会議において、出席した全議員の賛成により、「ユニバーサル社会の形成促進に関する決議」が可決成立している。現在、関係者と国会議員の有志が一緒になって、仮称「ユニバーサル社会形成基本法」の法案づくりが始まり、ユニバーサル社会実現への取組みが本格化しようとしている。

3 これまでの住環境コミュニティ整備

(1) バリアフリー住宅の開発

住宅は生活の基本的な拠点として、都市の中で重要な環境である。1980年に通産省では、その後のわが国での身体機能の変化に対応していく可変住宅に関する研究開発の口火となった、高齢者・身障者ケアシステム技術の開発プロジェクトをスタートさせた。ここではモデル実験住宅をつくり、多くの関係者からの評価を加えながら、バリアフリー住宅のプロトタイプを生み出そうとしていた。また、建設省でも長寿社会対応の住宅設計指針により、必要な設計内容が示されている。これらの国による取組みだけではなく、神戸市では来るべき高齢化社会の都市環境整備の基本として神戸の住宅設計基準（コーデス）を定め

表2 コーデスにおける生活者の設定

コーデス		高齢者にやさしい すまい・まちづくり懇話会 ワーキング・グループ		新住宅開発プロジェクト	
標準 コーデス	補助がなくても歩行できる人、杖や歩行器、介助者などの補助により歩行できる人、車いす移動する人など	レベルI	何も使わずに歩行可能な人	レベル3	健 康 な 人
		レベルII	歩行補助具等を使い歩行	レベル2	歩行困難者等
		レベルIII	介助者により車いすで移動	レベル3	車いす常用者等
		レベルIII	自力で車いすで移動できる人		
推奨 コーデス	標準コーデスで想定している生活者に加えて、自分で車いすを操作し、移動できる人	レベルIV	要全介助者	レベル4	寝たきり者等

出典：神戸市「神戸の住宅設計基準マニュアル」1998

る動きがあった（表2）。

高齢者や障害者の都市居住に関する施策として多くの自治体で提供されてきた特定目的住宅におけるバリアフリーの試みは、民間の集合住宅の計画や住宅構成材を提供するメーカーなどの開発プロジェクトなどに対しても大きな影響力を及ぼし、この住宅施策の果たした実験的意味は大きいと思われる。しかし今後、特定目的住宅だけではなく、入居者の高齢化により、公営住宅団地そのものの高齢者対策やリニューアルへ向けた環境整備課題が必要と思われる。

新築の住宅だけではなく既存の住宅ストックをどのようにバリアフリー化するかという住宅改造については、江戸川区で導入された上限のない障害者・高齢者世帯に対する住宅改造助成制度が大きな反響をよんだ。住宅における介護の問題を考えると、住宅改造は基本的な生活環境整備として重要な課題である。

(2) 施設対応型から在宅福祉・地域福祉へ

これまでのように介護の負担を家族に押し付けるだけではなく、公的な保険制度によって負担を軽くし、出来るだけ在宅福祉を進めていくこうとする考え方が一般的になっている。在宅福祉をいっそう支援していくためには、これまで以上に地域との連携が重要になる。すなわち高齢化に対応した各種の地域施設

の整備を進めるとともに、地域の高齢者を地域の手によって支えていく体制づくりが求められる。また、地域施設の整備においても、既存のストックを活かすとともに、新たな施設整備において、地域の支援できるパワーを合理的に発揮できるような視点で計画が検討される必要がある。地域に密接に根ざしたきめ細かい施設の充実が必要である。

(3) 共同生活型住宅コミュニティの試み

都市住宅地の開発においては、ニュータウン計画のように、それぞれの居住環境をそれまでの居住条件に比べて出来るだけ理想のものとすることを追求してきた。すなわち豊かな自然環境や設備や広さの整った住宅構造など、個人や家族の安心や快適性を求めるものであった。しかし、このような計画的につくられたニュータウンであっても生活者はすべてに満足しているわけではない。筆者らが行った調査では、自然環境などには満足していても、近所づきあいやコミュニティについては不満な人も多い。⁴⁾ 古くからの既存のまちには下町的な親しみやすさや伝統的な地域の活動、まつりなど様々なつながりがある場合が多い。これらをむしろわざらわしいものと考える人は別にして、個人や家族のレベルではなく、地域の中で生活したいと考えている人も多い。とりわけ、子供や配偶者がいなくなり、一人暮らしになった高齢者にとっては、地域内の商店や近所の住人とのつきあいが大きな支えとなることもある。外部と全く遮断された安全性よりも、適当に周囲と行き来できる生活環境の方が暮らしやすい場合もある。1995年の阪神・淡路大震災における震災復興住宅においても、「コレクティブハウス」のような共同生活機能を一部導入した試みがある。

(4) 地域コミュニティづくり

都市の防災性の強化のみならず、「災害に強く、人にやさしい」まちづくりをめざし、福祉のまちづくりの視点から、これまでの条例等に規定する項目にとどまらず、より総合的にかつ高度に、平常時とともに災害時においても対応できる「阪神大震災復興計画への提言－福祉のまちづくりの視点から」が1995年3月にまとめられた。⁵⁾ この中で一人暮らしの高齢者に対する近所づきあいや地域コミュニティのあり方はこれまでの都市居住における集合住宅の計画の

あり方にまで及び、安全や安心を確保しながら、永く住み続けることのできるまちづくりの視点が強く意識されはじめたことは特筆される。すなわち、これまでの福祉のまちづくりで中心的に取り組まれてきたバリアフリーという物理的環境の整備だけではなく、人にやさしい環境とは何かの根本的課題に対する正面からの問いかけがなされた。これからまちづくりにおいて、今回の震災を教訓として、すべての人が共に安心して暮らしてゆける環境整備が進められることが期待される。⁶⁾

4 これまでの公共空間整備

(1) 公共建築物のバリアフリー

不特定多数の人が利用する公共性の高い建築物について、個々の空間部位ごとに整備目標が規定され、自治体によっては条例の見直し作業を行い、さらにきめ細かいバリアフリーの実現を図ろうとしている。しかしながら、筆者らの調査⁷⁾によると、その整備の実態においてはバリアフリーに対してまだまだ認識が浅いことなど課題も多い。都市における高齢者や障害者の安全快適な環境を実現する上においても、さらに質量ともにグレードの高い整備をこれらの公共建築において展開していく必要がある。また、建築物を作ることだけではなく、出来上がった建築物に予定どおりの機能を十分に発揮させるためには、よき管理・運営やサービスが不可欠である。国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）におけるモックアップ（実物大模型）を用いた検証などのように、利用者自身が直接その施設計画やデザインに意見を反映できる機会も必要である。

バリアフリーにおいても色や形など視覚を前提として考慮されている要素が多い。階段での転落事故を防止するために、段鼻の色を変えてわかりやすくすることなどはその代表例である。聴覚障害者の場合は聴覚の代わりに視覚や触覚による情報を必要とするし、視覚障害者の場合は逆に聴覚による情報が役立つ。このような人間の五感といわれているさまざまな感覚機能を巧みに活用した事例についての詳細は拙書⁸⁾に紹介する通りであるが、これらの考え方は特定の障害者だけを対象に考慮したものではなく、他のすべての利用者に対して

も何らかの空間構造や場の意味に関するメッセージがあるということである。また、これらの多様な感覚機能を活用するアプローチから、美しく個性的な空間を生み出し、ユニバーサルデザインとして展開する多くのヒントが秘められている。

(2) 交通環境のバリアフリー

自動車交通の増大で都市内から姿を消すことの多かった路面電車が、近年LRT（Light Rail Transit）と呼ばれるものなど欧米では都市内の公共交通として見直され、復活する事例が出てきた。一方、バスではステップの高低差が大きなバリアであるが、ノンステップバスなどの導入や運賃システムを改善したワンコインシステム、バス停留所の改善など、乗降客にとって利用のしやすさを目指した取組みが多い。さらに地下鉄・新交通など、都市内の公共交通の高齢者や障害者の利用を考慮した整備も進められているが、車両そのものの構造的な配慮に加えて、駅舎などターミナル空間の整備も重要である。阪神・淡路大震災の復興計画の中で、すべての人にやさしい施設をめざして展開された阪急伊丹駅や神戸港中突堤の“アメニティターミナル”のプロジェクトでは、高齢者や障害者などの市民、利用者の代表を計画段階から参画させる方式で計画が進められた。駅舎を含む駅ビルと駅前広場を中心とする都心の整備は、その後展開する交通バリアフリー法にもとづく福祉のまちづくりへの大きな原動力になった。

都市内の生活に密着した公共交通の整備とともに、国際社会に対応した空港の整備や港湾の整備、全国の地域をつなぐ幹線鉄道や道路の整備についても、すべての人のアクセシビリティを確保する中で、国土軸と地域の活性化を図る視点が重要である。建設中の神戸空港についても、せっかく整備するのであれば、眞の国際都市神戸の玄関として、多くの市民の参加を得て、世界一ユニバーサルな空港とすることを提案したい。

歩道は高齢者や障害者の重要な歩行空間であるが、安全快適な歩行を確保するためにはまだ不十分な箇所が多い。絶対的な幅員の確保も重要であるが、多くの路上放置物の対策も必要である。欧米の都市に比して電柱などの地中化は

整備が進んでおらず、自動車交通と歩行者の分離は意識されていても、自転車交通に対する環境整備や市民のモラルは低い。

(3) 都市のオープンスペースの整備

歩道をはじめこれらのオープンスペースは、すべての市民が安全快適に外出できるために、多くの建築物との連続性の実現とともに整備される必要がある。都市のオープンスペースとして都市公園とともに各種の広場が重要な役割を果たす。これらは都市のレクリエーションの場であるとともに公害・災害に備える空間でもある。日常的には市民の様々な憩いの空間として、このオープンスペースを活用した各種イベントによっても、市民や来街者など多くの人の活気ある交流、コミュニティの場にもなる。樹木などの緑の他、彫刻など様々なパブリックアートやアメニティを向上させる工夫により、多くの市民に利用されるオープンスペースとなる。

コモングリーンや共通の広場はまちなみのデザインだけでなく、人間関係のデザインにも通じる要素であるべきである。道路や広場等の空間も単に通行したり、集まるといった機能だけでなく、市民が生活を同じくする場面を通じて、共感を得たり、人を知り、自分を理解してもらう出会いの空間でもある。それらの生活を円滑に演出するためのしきけとしての環境デザインが求められる。



写真1 豊かな自然環境に包まれた住宅地（デンマーク）

緑地は都市景観の重要な要素でもあるが、都市に生息する動物にとっての生命を育む場となる。これらの動物や生物との出会いは高齢者をはじめとする市民の楽しみでもあり、都市環境が人間の住む環境としてのパロメーターでもある（写真1）。防災上の目的だけでなく多自然型の川づくりをめざす取組みも都市の緑地やオープンスペースを自然豊かなものにしようとする試みのひとつである。

5 地域環境サ-ビスの充実と関連分野の連携

高齢化する都市環境の整備においては、保健・福祉サービスの充実と医療との連携など多くの関連する分野との連携を深め、生活関連の社会資本（福祉インフラ）の整備が重要である。高齢者や障害者をはじめ、すべての人が住み慣れた地域で安心して、自立して生活を持続するために、在宅サービスとともに保健・福祉サービスの充実と医療との連携が必要である。医療施設は緊急の場合の対応だけでなく、日常の健康管理も含めたホームドクターとしての地域でのきめ細かい診療・相談機能の充足が求められる。それらのサービスの量的・質的な充実を図り、必要なサービスを合理的に供給できるような体制づくりも必要である。利用者からはサービスを統合的・一元的に受けられる窓口や必要な情報の整備が必要である。

また、情報化に対応した基盤の整備においては、社会的弱者への配慮をはじめ、誰もが享受できることや地域活性化につながる自由な流通の確保が重要である。情報通信のインフラを整備し、グローバルな情報通信社会の実現が期待される。携帯電話の普及は都市における人間行動のパターンを変えたといえるが、今後はますますこのような新たな情報システムを都市生活の中でどのように活かしていくか、またそれにともなう多くの課題に対処していくかということも重要である。ユニバーサル社会実現へ向けて、ITを活用した移動支援システムは現在、実験段階であるが、多くの市民参加による検証を経て、地域環境サービスにおける情報提供として実用化されることが期待される。

6 ユニバーサル社会実現へのパラダイム

(1) 各地での取組み

全国の都道府県において、福祉のまちづくりに関する条例に加えて、ユニバーサルデザインの考え方を広く理解してもらうための講演会やシンポジウム、展示会、研修、デザインコンクールなどが各地で頻繁に開催されている。これらを推進する職制組織の中にも「ユニバーサルデザイン」をつけた部署を有する自治体が増加している。部署の性格を大別すれば、①総務企画部局型、②福祉部局型、③建設部局型になる。いずれの場合も実効性を担保するには全部局をつなぐ横断的な体制づくりが重要と思われる。市民や自治体、企業、研究者などの交流も盛んになっている。とりわけインターネットなどの情報メディアを活用した関係者のやり取りが頻繁に行われている。現実のまちや地域、施設などの現状を点検するタウンウォッチングなどのワークショップも盛んである。また、これらの機会を通じて、直接的にあるいは擬似体験装具を用いて、高齢者や障害者などに対する理解を深めることにつながる例も多い。特に総合教育のプログラムの一環として、ユニバーサルデザインやバリアフリーが取り上げられる場面も多く、将来を担う子ども達への浸透も進んでいる。先進自治体といわれる地域では、ユニバーサルデザインやユニバーサル社会の実現を目指した各種のガイドラインや基準、マニュアルなどの策定も多く見られる。

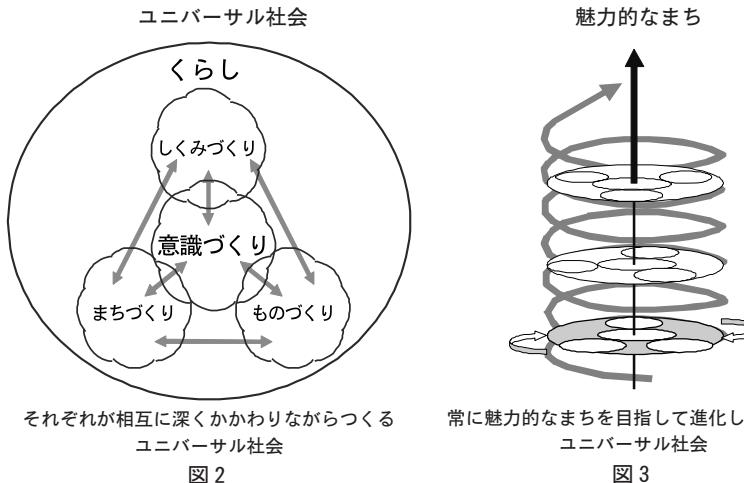
一方、国や協会などの各団体において、関係者の組織化や基準づくりも進展しつつある。新たな材料や製品、システムなどの開発を具体的な生活場面において適用する例も多く見られるようになってきた。このような状況の中で、規格化された内容に沿った動きと個々の場面での試行とが混在する状況も見られる。いわゆる「デザイン」というものづくりの側面に固執せずに、「ユニバーサル社会」としての社会全体の取組みとして、ハードとともにソフト面を重視した取組みがどのように各地で展開されるか注目したい。

(2) こうべ UD 広場での取組み

阪神・淡路大震災から10年目に入った神戸のまちで、ユニバーサルデザインのめざす理念を実現する社会を実現し、神戸のまちがもっともっと住みやすく

て、世界一魅力的なまちになることを期待して、筆者らの呼びかけで、こうべUD広場が2003年5月発足した。「はじめ物語」に終始することなく、これから時代に持続的に発展していくまちづくりが大切である。新たなまちづくりの可能性を考え、いきいきと夢のあるユニバーサル社会の実現に向けた環境デザインや手がかりを求める取組みが、2005年開催のユニバーサルデザイン全国大会を経てさらに具体的なプロジェクトを一步ずつ積み上げ、ユニバーサル社会の神戸をみんなでめざして広がろうとしている。

2004年3月の「呼びかけ宣言」では、まちづくりをみんなで考え、みんなで作って行こうとして、①一人ひとりを大切にする意識づくり、②誰もが参画できるしくみづくり、③安心・安全で快適なまちづくり、④みんなが使えるものづくりの4つが取組みの柱になっている（図2,3）。⁹⁾



(3) ユニバーサル社会実現へ向けて

ユニバーサルデザインの理念・考え方については誰もが賛同する。しかし、その実現にはまだ多くの努力が必要である。それは突然、一部の人たちでできるものではない。ユニバーサルデザインの課題としては、多様な人間条件の理解やデザインの実践と評価、参加の仕組みとプロセスの重視、基準だけに満足

しないデザイン・技術開発が重要と思われる。

「ひと」「もの」「情報」「まち」「参加」などユニバーサルデザインのまわりに重要なキーワードが飛び交う。誰もが、おたがいの人格と個性を尊重し、支え合い、容易にモノを利用し、質の高いサービスを共有し、多様な方法でわかりやすい情報を交換でき、生活のあらゆる場面で安全・快適に活動でき、自分の持てる力を発揮し、主体的に参加できる社会の実現が期待される。

社会全体の価値観として、「物の豊かさ」より「心の豊かさ」、「所得や収入」より「自由な時間」、「生活の利便」より「自然の保護」を重視するようになっているとの指摘もある。しかし、実際は一律ではない。すなわち多様な価値観や多様な状況において、どのような調和を見出すかということが重要になる。ものからこころの時代へということで、人づくり、教育、モラル、支えあう仕組みづくりなど、心のユニバーサルデザインがより一層重視されなければならない。時代の動きと価値観の変化に対応する柔軟性や融通性も重要である。それは既存の価値や状況をどのように受け入れ、活かすかという視点にもつながる。スクラップアンドビルトや基準やマニュアル通りの石頭では解決できない。夢と活力のある社会実現へ向けたチャレンジと謙虚さが必要である。試行と評価の実験のデザインから多くの人と共有できるステップアップのプロセスが大切である。

アメリカ生まれのユニバーサルデザインを日本の風土や地域性を考慮して、私達は新たな日本型ユニバーサルデザインを目指すべきであろう。神戸においても、ファッショントリニティの溢れる観光文化都市としてのお洒落なまち、街並み・景観など魅力的な資源を活用し、地域特性を活かした演出が求められる。もてなしの心でホスピタリティの溢れる医療・福祉生活ケアサービスが充実して安心して生活できる誇りと風格のある都市づくりを目指すべきである。

参考文献

- 1) 田中直人『福祉のまちづくりキーワード事典—ユニバーサル社会の環境デザイン』
p.16 表1 福祉のまちづくりに関する施策状況一覧

ユニバーサル社会実現へのパラダイム

- 2) 田中直人他「視覚障害者誘導ブロックに関する敷設者と利用者の意識からみた現状と課題－福祉のまちづくりにおける高齢者および障害者を考慮したサインデザインに関する研究」日本建築学会計画系論文集第502号 pp.179～186 1997,12
- 3) 田中直人他「聴覚障害者に関する生活環境調査」『日本建築学会近畿支部研究報告集』 pp.129～132 1998
- 4) 田中直人他「西神ニュータウンにおける地域施設の利用実態と住民の住環境評価に関する研究－ニュータウンにおける地域の配置構成に関する研究」第12回地域施設計画研究シンポジウム pp.83～90 1994
- 5) 田中直人他「阪神・淡路大震災復興計画への福祉のまちづくりの視点からの提案」『アシスティック通信第5号』兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所 pp.11～25 1995
- 6) 田中直人『福祉のまちづくりデザイン－阪神大震災からの検証』学芸出版社 1996
- 7) 田中直人他「全国主要自治体における福祉のまちづくりの施策動向に関する調査研究」『日本福祉のまちづくり学会第2回全国大会概要集』 pp.115 1999
- 8) 田中直人他『五感を刺激する環境デザイン－デンマークのユニバーサルデザイン事例に学ぶ』彰国社 2002
- 9) 「世界一ユニバーサルなまち神戸をめざして」こうべUDひろば（こうべユニバーサルデザイン推進会議）2004

自律的移動支援プロジェクトから「ユビキタス国土」へ

坂 村 健

(東京大学大学院情報学環教授)

1 「モノ」の認識から、「場所」の認識へ

ユビキタス・コンピューティングの本質は、状況（コンテクスト）の認識だ。パソコンなど今までのコンピュータは、人間の実世界とは関係を持たず仮想空間に完全に分離して存在していた。それに対して、実世界のいろいろな状況——例えばモノの情報、それが何で、誰がいつ作って、どこにあるのか。また人の情報、どういう人がどこにいるか。その空間の情報、温度、湿度や照明等の光の具合など——をコンピュータ群が自動的に認識し、その時その場に最適のサービスを行えるようにする、というのがユビキタス・コンピューティングの基本的なコンセプトである。

ところで、この3つの状況より、さらに根本的に抑えておくべき「状況」がある。それは「いつ、どこで」という、時間と場所の情報である。「いつ」の方は——高度な保証を求めない限り——カレンダークロックで簡単にわかるが、「どこで」の方は簡単ではない。汎用的な位置測定技術としてGPSがあるが、北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒というような絶対位置より、一般には場所の情報——つまり「このビルは何ビルか」、「今3階の会議室にいる」というような、「意味を持った空間」としての「場所」の情報の方が重要なことの方が多いだろう。

また技術的に考えて、GPSは衛星に対する天空の見通しが必要で、必ずしもどこでも使えるものではない。また精度も民生用ではメートル単位の誤差は避けられない。ヒューマンスケールの経路誘導などの応用を考えた場合、この誤差では使えない場合がある。

自律的移動支援プロジェクトから「ユビキタス国土」へ

たとえば、塀の内側にいるか外側にいるかで経路は大違いということはよくあるが、その場合の塀の内外はたった数十センチの差である。北海道の原野でも都会の繁華街でも同様の精度というGPSではそれを確定するのは不可能。ヒューマンスケールのサービスにおいては、塀の内側にいるか外側にいるかということについては細かい精度が必要だが、塀の中のどこにいるかについては大体でいい、というように場所の性質により必要な解像度が異なるわけで、そういう用途にGPSは適さないのである。

そこで何らかの方法で、「広がりと高さを持つ任意の形の空間（ボイド）」として「場所」を定義し、さらに何らかの技術でその場所を特定し識別することはできないか、という考え方方が生まれる。

ここで重要なのは「特定し識別する」こと——ならば「場所」にユニークな固体識別番号を振り、その番号をベースに「ここはどこか」がすぐわかるようにする。識別番号を呼び出せるタグをつけてモノを認識する「ユビキタスIDシステム」という情報基盤の確立を我々のユビキタス・ネットワーキング研究所で行っているが、それと同じ基盤を利用して場所にタグをつけて情報をくくりつける。この手法を標準化し、だれでもオープンにそのインフラでの発信ができるようとする。国がすべてをやるのでなく、国はインフラの確立を行い、情報の書き込みを許し、あとは多くの人々の参加を期待する。国が発信すべき情報とボランティアやビジネスなどやりたい人たちが発信する情報の両面から進めていく。

これが、2004年3月24日に発表した、国土交通省とユビキタス・ネットワーキング研究所が共同で進める「自律的移動支援プロジェクト」である。これはタグをモノでなく場所につけることによって空間を場所として構造化し、情報を与え、それを利用して多くの人が自律的に（一人で）移動することを支援することを第一の目的としている。いわば「カーナビ」でなく、「マンナビ」。マンナビでその場所の情報がわかれば、知らない場所に行っても、不安なく歩くことができる。また、視覚などの障害者が一人で移動する場合にも、マンナビは非常に役に立つ。

2 多様な「場所」認識技術を包含

日本では今、「視覚障害者誘導用点字ブロック」がいろいろなところで敷設されるようになっている。点字ブロックには細かく見るといろいろな流派があるが、大きくは停止や危険を知らせる「停止ブロック」と進む方向を知らせる「誘導ブロック」からなる。実際、足の裏の感覚で確実に識別できるのは2種類ほどのこと。そのような限られた情報でも、視覚障害者はこれをガイドにして、たとえば駅から盲学校など目的地に自律的に行けるのである。いわば、この点字ブロックは「場所に情報をくくりつける」というコンセプトの非常にプリミティブなものといえるだろう。

この点字ブロックに無線タグを入れて（写真1）白杖を読み取り機にすれば、単純な「停止」「誘導」だけでなく「ここは○○ビル」とか「何メートル先に交差点があります」とか詳しい情報が読み取れるようになる。このアイデアは、すでに国土交通省の国土技術政策総合研究所が中心となって研究を進めてきた歩行者ITS（インテリジェント交通システム）で実験されている。また、鉄道総合技術研究所でも、視覚障害者向け情報提供システムとして、主に駅構内の利用だが同様のシステムが研究されてきた歴史がある。

しかし点字ブロックにICタグを内蔵させるだけでは、白杖が点字ブロック

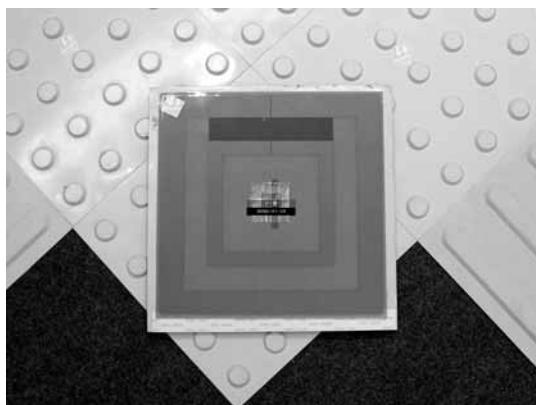


写真1

自律的移動支援プロジェクトから「ユビキタス国土」へ
から外れた場合においては情報が取れない。また、白杖を日常的に利用しない
ユーザにとっては、利用できないこともある。そこで、赤外線マーカー
(写真2) や、電波マーカーなどの他の技術も組み合わせる。両方に反応する
端末ならば、誘導ブロックから外れると「左に点字ブロックがあります」とい
うガイド情報が自動的に来るようなシステムを構築できる。また、組み合わせ
て使うなら、先に制限があるといったGPSも、もちろん有効である。

つまり、これらの技術はそれぞれ一長一短があり、これがあれば完璧とい
るものではないのだ。パッシブRFIDタグ¹⁾は近距離でないと反応しないが、
逆に言うとピンポイントの場所の特定には有効である。電波マーカーは逆にそ
の近くに近づくだけで反応するが、場所の定義としてはあいまいになる。赤外
線マーカーは照射範囲を整形でき正確な「場所」の定義には最適だが、電波マ
ーカーと同様に電源を必要とするし、センサーが陰になると反応しないという欠
点がある。

さまざまな応用を考えると「モノ」につけるタグについてもオールマイティ
ではなく、多様なものを組み合わせられる基盤システムの整備が重要になる、と
いうことが我々の研究でわかっている。「場所」についても同様。個々の要素
技術の開発も大事だが、それらについてはすでに技術的に十分な研究がされて



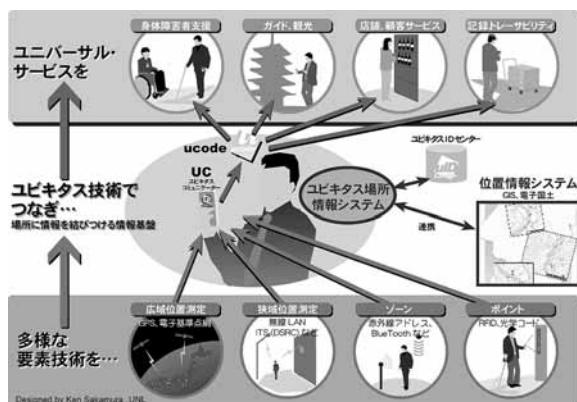
写真2

いるものも多い。むしろ、そこで重要なのが、それらを組み合わせられるトータル・アーキテクチャなのである。

3 オープンな標準として確立を

そして、さらに重要なのが、それがオープンな標準として確立されることなのである。たとえば、主に視覚障害者支援を目的に、歩行者ITS的なシステムはいろいろ開発されており、各自治体が個別に実験したりもしている。しかし、他の町に行くとシステムが使えないとか、システム的に統合されていない、量産効果が出ないため大きく重い機器を多く身に付けないといけないといった問題が指摘されている。

「ユビキタス ID システム」で「場所」にユニークな識別番号を振り、その番号である——ucode をベースにネットワークから情報やサービスを呼び出せる、という標準的でオープンな基盤が実現されれば、タグの容量の制限に関係なくさまざまな情報やサービスの提供が可能になる（下図）。また、タグにすべての情報を入れるシステムでは、道路工事や改装などで「状況」が随時変化したときに、その書き換えをすばやく行うにはどうするかという問題があるが、ucode で場所と情報を結びつける前提なら、ネットワークの先で根元の情



場所情報システム図

自律的移動支援プロジェクトから「ユビキタス国土」へ
報を書き換えることで、情報の頻繁な更新にも簡単に対応できる。

また、これは制度設計的にも重要なポイントである。容量の心配がないということは、限られた容量を使うために避けがたい特定の組織による「権威」を伴った運用の必要がなくなるということである。これにより、誰もが「場所」に情報をくくりつけられるオープンな環境が成立する。

たとえば、ある家の玄関の前に変な段差があって、視覚障害者がいつもつまづいている場合など、その家の人人がボランティアで家の前に立って24時間注意してあげるというわけにはいかないので、かわりに数千円の ucode マーカーを購入し、玄関の門灯に仕掛けて、視覚障害者用の警告情報を登録する。そういう将来像をイメージしている。

4 ユニバーサル・デザインで考える

さらに、応用は障害支援に限らない。「場所に情報をくくりつける」というコンセプトは、ちょっと考えれば、宣伝的な応用から、物流、観光ガイド、さらには緊急通報まで、さまざまな応用が考えられる。最近クローズアップされている「トレーサビリティ（流通の追跡可能性）」についても、商品の流通のすべてのステップにおいて「いつどこで誰が何をした」という詳細な記録をとるというのがその基本であり、「どこで」の部分を自動認識できる汎用的機構は大きな助けになる。国土交通省で輸送の省エネの切り札と言われている「マルチモード輸送」などでも、コンピュータが自動認識できる標準的な場所識別子という概念が、そのオペレーションの自動化には必ず出てくるはずだ。

通りの店が赤外線や電波マーカーなどで情報を発信していて、個人が持つ情報端末——未来の携帯電話のようなものにその情報が読み込めば、たとえばレストランの前を通りかかると「今日のお勧め」が発信され、ブティックの前では、ショウウィンドウに展示してある商品の情報が取り込める。これは目の見える人にとってみれば新種の広告かもしれないが、目の不自由な人にとっては、したくてもできなかつたウィンドウショッピングを可能にしてくれる技術だ。また、飲食店のテーブルに着いてカロリー入りの詳しい電子メニューで一

タが取り込めるなら、ダイエットしている人にもうれしいし、さらに厳密なカロリー管理を必要とする病気の人や危険なアレルギーを持つ人には貴重な情報となるだろう。電子データとして取り込んだメニューデータなら、目が不自由で情報を耳で聞きたいユーザにはユビキタス・コミュニケーションが音に変換してくれる。外国人のユーザなら自動翻訳してくれる。まさに「あなたにうれしい技術は、みんなに優しい技術」という「ユニバーサルデザイン」。

このようなオープンシステムの利点は、IT関係者ならインターネットの成功を例に取るとわかりやすい。情報内容の保障の問題などさまざまな問題は抱えているものの、インターネットのオープン性は従来できなかつたレベルで利用者自身が発信者となることを可能にし、利用者も決して受信のみのただの受益者でなく、助け、助けられる存在である。そのことがコンテンツの急速な充実を可能にした。そして、ボランティアだけでなく、多くの実ビジネスを可能にする汎用的でオープンな基盤だったからこそ、資金が投入されてインフラが整備され、要素部品が進歩することでコストが安くなつてユーザが増え、それがまた環境全体の魅力を増すという良循環に入ったのである。

そして、その結果、身体障害者を含め多様な人々を実際的なコストで助けられる環境として確立した。社会規模の情報システムは、障害者のためだけといった特定の人のために設計しては、うまく広まらない。すべての人が恩恵を受けるシステムとして設計する必要がある。そうして、広まってはじめて、特定の人も助けられるシステムになるのだ。

5 制度設計としての ucode アーキテクチャ

システム提供者の側の倫理として、よりよいシステムにするため「ベストエフォート」を尽くすのは当然としても、すべてのコンテンツの内容まで含めてすべてに無限責任を取る主体の存在を期待するのは——たとえそれが国であっても——非現実的である。逆にそれを求めれば、事なき主義で、すぐ出せる情報すら出てこなくなる例は多い。「責任分散」や「ベストエフォート」と表裏一体の「オープンネス」は、これからITを中心とする社会システムの

自律的移動支援プロジェクトから「ユビキタス国土」へ
むしろ必須といえるだろう。

国道の ucode 発信については国土交通省が責任を負う。しかし、その先、誰がどう ucode を使うかについてはオープン。また、ucode を受けてサービスする側は、サービスに責任を負っても、ucode の発信が正しくなされることまでは責任を負わない。ちょうどインターネットのプロバイダと、サービスの関係と同じである。プロバイダは TCP/IP²⁾が通ることに責任を持つが、そこに通るもの自体には責任を持たない。また、サービスはコンテンツに責任を持っても、接続には責任を負わない。ucode のアーキテクチャは、責任分解点を明確にするという意味で、技術設計であると同時に、まさに制度設計上も重要な意味を持っているのである。

ガードレール、街灯など少なくとも国土交通省が管理しているすべてのモノの中に、場所タグ——RFID や赤外線または無線を使ったマーカーを入れたい。住居表示の中にも入れ（写真 3），三角点と言われる地表に埋めた基準点にも入れる。道路工事で使われるコーンにも最近は LED が入って光るものがあるが、それを少し進化させて情報を発信させれば、まるで電子の「結界」を張るような感じで、危険なエリアに関する情報や工事期間、迂回路などの情報を空間に「アップ」することができようになる。



写真 3

6 プロジェクトの体制

こういうイメージの仕掛けにより日本中を世界で最先端の「ユビキタス国土」にして、それにより「ユニバーサル社会」を実現しようというのが今回の計画である。このプロジェクトを進める「自律的移動支援プロジェクト推進委員会」は筆者が座長を勤め、東京大学名誉教授の月尾嘉男氏が特別顧問、委員としては、筑波大学附属盲学校教諭をされた長谷川貞夫先生、筑波技術短期大学助教授の長谷川洋先生、東京大学先端科学技術研究センター助教授の福島智先生、社会福祉法人プロップ・ステーション理事長の竹中ナミさん、三鷹市企画部情報推進室の後藤省二室長といった障害者福祉の関係者に入っていただくことはもちろん、前国土交通省技監の大石久和氏が特別顧問、佐藤信秋・現技監がトータルコーディネーターという布陣で、国土交通省を挙げて進めようという体制になっている。また総務省をはじめとする多くの省庁のご協力、さらに50社を超える各種の企業にも技術提供から実験の場の提供までさまざまな形で協力をいただいている。

プロジェクトの最初の実証実験はまず神戸で行う予定であり、今年5月26日にはJR神戸駅近くのスペースシアターにて、システム完成時のイメージのデモンストレーションを行った。ユビキタスIDセンター認定タグや国土技術総合研究所の点字ブロック用RFID、YRPユビキタス・ネットワーキング研究所で開発したT-Engineベースのユビキタス・コミュニケータ端末や位置認識用の赤外線マーカーといった既存の要素技術を組み合わせた、まさにイメージ・デモンストレーションだったが、そういう組み合わせでも十分なリアリティがあり、このことは本プロジェクト実現のための技術が成熟してきていることを強く感じさせるものであった。

2日半程度の短い期間にもかかわらず、多くの市民の方に体験いただき、600を超えるアンケートを集めるなど、強い関心を集めていた（写真4,5）。アンケートには貴重な意見も多く、それはまたシステム設計、サービス設計にフィードバックされる予定である。技術的に可能になって製品ができ、なし崩し的に世の中に広まるというのでない——初期設計段階から市民参加を受け

自律的移動支援プロジェクトから「ユビキタス国土」へ
る、新しい形のIT社会インフラ構築のやり方の一つのモデルケースとなるの
ではないかと考えている。

今後のスケジュールとしては、今年秋には各種の要素技術をフィールドで検
証するプレ実験を行い、その結果を受けて来年には、神戸中心部の主要ゾーン
を結ぶ形で本格的な実証実験を行う予定である。そして、ここ2年ほどで標準
仕様を固め、それをオープンにして公共の道路、建物などから整備を行い、ま



写真4



写真5

た民間での利用も振興し、携帯電話へのユビキタス・コミュニケータ機能組み込みと共同歩調をとる形で「ユビキタス場所情報システム」を全国に広げたい。そして、今後10年ぐらいかけて日本全国を世界でも稀な「ユビキタス国土」にできるよう努力したいと考えている。

点字ブロックは、1965年に三宅精一氏という岡山市の篤志家が発明し、それが今や欧米でも認められ“Tactile Ground Surface Indicator”として徐々に広がり、世界中の視覚障害者の助けになっている。まさに日本発のコンセプトによる世界貢献。われわれの「ユビキタス場所情報システム」も、その先人にぜひ継ぎたいと考えている。

註

- 1) それ自体は電源を持たず、外からの読み取り電波に反応して働き、情報を送り返すタイプの電子タグ
- 2) インターネットの情報交換規則

ユニバーサルデザインによるものづくり

「UD」, 「産業クラスター」, 「地域技術」の三つのキーワードで
地域産業を活性化！ ひょうご福祉新産業研究会の活動から

稻 葉 輝 彦

(兵庫県立工業技術センター主任研究員)

1 はじめに

ユニバーサルデザイン（以下 UD と表現）によるものづくりは、地域産業振興に寄与することから全国的に注目されている。その理由は、UD は地域産業の多くの製品分野に導入でき、しかも高度な技術や多額な投資をほとんど必要とせずに製品の付加価値を高めるからである。筆者は、ひょうご福祉新産業研究会の世話人として 8 年近く地域中小企業の新分野進出支援に携わってきた結果、今後の地域産業活性化のキーワードは、「UD」, 「産業クラスター」^{1)~3)}, 「地域技術」の 3 つと考えている。この 3 つのキーワードは、現在、社会が直面している「高齢化」および「グローバル化」という二つの現実から導き出されたものである。すなわち、世界一の日本の高齢化は、他国に先駆けて UD 商品を開発し市場展開できる環境といえ、またグローバル化は、産業の新しい仕組み・組合せ（産業クラスター）を生み出すきっかけとなり、これによる地域技術を活かした UD 商品開発は、地域産業を継続的な競争優位に導くと考えられるからである。

UD の特徴は、新しい市場を創り出すことにある。また、産業クラスターは、これまでにない高付加価値商品を迅速に創り出す特徴をもつ。本稿では、UD, 産業クラスターというキーワードに、地域技術の強みを活かすというキーワードを加えることによって UD 商品が次々と生まれ、これにより地域産業が活性化する事例を、ひょうご福祉新産業研究会の活動から紹介する。

なお、本稿で用いる UD 商品という表現は、必ずしも UD の 7 つの原則を

満たしたものではなく、一人でも多くの人が使えるいわゆるノーマライゼーションの理念に基づいた商品と考えていただきたい。最近、UD商品、高齢社会対応型商品、バリアフリーデザイン商品、共用品、デザインフォーオール商品、インクルーシブデザイン商品、アクセシブルデザイン商品など多くの表現を見るが、これらの商品の概念の根源はノーマライゼーションの理念にある。このようなことから、本稿中では、UD商品、高齢社会対応型商品、共用品、バリアフリー商品という表現を、特に区別することなく併用している。

2 ひょうご福祉新産業研究会のUDによるものづくり

2-1 ひょうご福祉新産業研究会とは

ひょうご福祉新産業研究会の設立は約8年前。平成9年2月である。設立当初は、松葉杖や車椅子用品、自助具といった福祉用具のみを対象に開発を進めっていた。しかし、その後、障害のある人にとって使いやすい商品は、健常者にとっても使いやすい場合が多いことが分かり、障害の有無にかかわらずだれにとっても使いやすいUD商品も開発対象に加えた。ここでいう障害のある人とは、高齢者、一時的な怪我人、妊婦など日常生活に何らかの手助けや不便を感じている人全てを含むものである。このようなUD商品は、従来の商品に比べ付加価値が高く、さらに使用者層が厚いことから事業性が期待できる。しかしながら、UD商品は、何らかの手助けや不便を感じる人が楽に使えるという機能を必要とするため、つくり手側は、これまで以上に人、加齢、障害を理解してのものづくりをする必要がある。そのため、つくり手側には、リハビリテーションなどの福祉関連機関との密接な連携が必要となる。また、商品開発に直結するニーズやマーケット情報、そして販路を得るために、流通との連携も必須である。こういった異分野との広域な連携がないと、地域中小企業の「売れるUD商品」の開発は困難である。研究会は、設立以来、「売れてこそ成功」という取り組みの中で、異業種・異分野との連携を意図的に進め、また近畿経済産業局の指導を受け、現在、産業クラスター（正確にはクラスター・コア）³⁾とよばれる組織に至っている。

2-2 「UD」、「産業クラスター」、「地域技術」によるものづくりの強み

図1の模式図に、産業クラスター

ひょうご福祉新産業研究会のネットワークを示す。三木・小野・神戸市を中心とした異業種の地域中小企業が、ネットワークにより、大学、リハ機関、病院、流通などと連携している。図は、単純化し

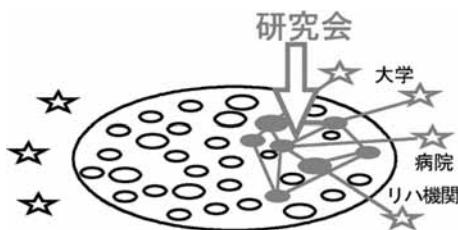


図1 ひょうご福祉新産業研究会のネットワーク模式図

た模式図であるが、実際は、網の目のようなネットワークである。こうしたネットワーク（産業クラスター）内には、UD商品開発に関する情報や刺激が多く、これまでにない「何を作るか」というイノベーションが起こりやすい。また、異業種の技術を融合して迅速な商品開発が可能で、それを販路にも乗せやすい。ここで特筆すべきことは、地域中小企業にとっての「何を作るか」というイノベーションは、高度な新技術の導入や開発に触発されて起こる場合もあるだろうが、むしろ、既にある地域技術（差別化された伝統的技術・自社オリジナル技術）を核に頻繁に起こるという事実である。その結果、当然地域色に富んだUD商品が種々開発されることになる。後述する算盤の生産日本一という小野市における算盤技術を活かしたUD商品の数々、また三木金物技術を活かしたUD金物商品の数々、さらに日本の六古窯の一つ丹波焼産地における丹波UD食器の数々はその典型である。すなわち、「UD」、「産業クラスター」、「地域技術」をキーワードとした取り組みから、地域独特のUD商品が数多く生まれ、これが地域の競争力を効果的に発揮する地域ブランド（ゼロからのスタートではない新たな地域UDブランド）の創生へつながるのである。

2-3 具体的なUD商品開発事例およびその評価

図2に、ひょうご福祉新産業研究会の連携から生まれたオリジナル商品の一例を示す。園芸用具、金物、ケミカル、算盤といった地域の伝統的技術から、調理、入浴、ゲームなど種々の分野のいわゆる高齢社会対応型商品が生まれている。これらの商品は、いずれも地域中小企業1社単独では開発が困難なもの



図2 開発商品の一例（調理用具、お風呂用具、ゲーム・遊具など）

ばかりである。

図3に、開発商品の評価の一例として、日本リハビリテーション工学協会が主催する福祉機器コンテストの選考結果を示す。図に示したように、5年連続の受賞である。この5年連続の受賞は、まさに、福祉・UDとは全く無縁であった地域中小企業も、これまでにない「何を作るか」というイノベーションが活発に起こる産業クラスターの中で、自社技術から日本一の福祉・UD商品を作り出せることを証明するものである。

ここで、各年度ごとに受賞した商品の特徴を紹介する。



図3 福祉機器コンテストの結果

先ず、平成10年に優秀賞を受賞した商品は、創作活動の楽しみをエイジレスにというコンセプトの「身楽流（ミラクル）木彫りセット」である。三木の彫刻刀製造技術と神戸ケミカル技術とを組合せた商品である。力を入れやすい形状の彫刻刀を採用し、また、

ユニバーサルデザインによるものづくり

特殊な滑りにくい樹脂を作業台に貼りつけたことにより、両手を使わなくても、また非力な人でも彫刻を楽しむことが可能である。当商品は、デザイン性にも優れることから、平成10年グッドデザインひょうご特別賞（神戸ファッション協会会長賞）を受賞した。また、斬新性が認められ、日本DIY協会新商品コンテストにおいて日本DIY協会会長賞も受賞した。

平成11年に最優秀賞を受賞した商品は、障害をもっても高齢になっても自ら調理を楽しみ、いつまでもおいしい食事をしていただこうという願いを込めて、兵庫県立総合リハビリテーションセンター（小山美代氏）と共同開発した「おいしい包丁」というネーミングの包丁である。この包丁は、三木・小野の特産製品である包丁に、柄の角度を自由な位置で固定できるという従来にない機能を附加したものである。この包丁は、リウマチの一主婦のニーズを基に開発したものであるが、身体機能（リウマチ疾患や座位姿勢で調理）の違いに応じ、また使う人の使い勝手の違い（まさに好み）に応じて柄の角度を自由に調整できることから、障害者、健常者ともに使いやすい包丁⁴⁾である。

平成12年に優秀賞を受賞した「たのしいシャワー」は、商品化前であるが、シャワーノズルが上下に2つあり、ノズルを持たなくとも手元レバーでシャワーの出るノズルとその向きを自由自在に変えることができるのが特徴である。つまり、シャワーのあたるところに身体をいちいち動かさなくてもよいという、だれにとっても使いやすい便利さをもっている。

平成13年に優秀賞を受賞した商品は、「ガッチャリ手すり浴槽用」である。生活協同組合コープこうべ福祉用具開発研究会との共同開発商品である。デザイン性に優れることから（大阪デザインセンターのグッドデザイン商品の認定も受けた）。この浴槽取り付け手すりは、「締め加減がわからない」、「楽に取り付けたい」というユーザーの困った声から生まれた商品である。レバーハンドル式の締め具を用いるため、軽い力で締め付けることができ、また、一定の締め付け力に達するとレバーが空回りを始めるので、取り付け完了を直感的に知ることができる。このような機能的な商品であることから、平成14年末に日本経済新聞社から発行された「だれにとっても使いやすいバリアフリー生活用品

100選」⁵⁾ にも掲載された。

最後に、平成14年は、「神戸ミニヤード」という、ビリヤードをヒントにした幼児から高齢者までだれもが楽しめるゲームが最優秀賞を受賞した。当商品は、福祉機器コンテストだけではなく、以下のとおり多方面から評価を受けている。

- ・財日本レクリエーション協会推薦用具認定
- ・日本グッド・トイ委員会による2002年度グッド・トイ認定
- ・グッドデザインひょうご選定
- ・三木市新殖產品 金賞
- ・上海市民政局社会福利中心 高齢者・障害者向け推薦遊具
- ・大阪府産業デザインセンター ユニバーサルデザインガイド掲載
- ・共用品白書2003年版⁶⁾ 掲載
- ・だれにとっても使いやすいバリアフリー生活用品100選掲載

一昨年、この新しいゲームを活用して街の活性化に乗り出そうというユニークな取り組みが始まった。神戸市長田区の野田北部まちづくり協議会による日本ミニヤード協会の設立である。協会では、神戸ミニヤードを全国、世界に広めようと、インストラクターの養成を開始し、そして協会主催の神戸ミニヤード大会を、高齢者施設や福祉施設、また各地のイベントで積極的に開催している。この取り組みを進める野田北部まちづくり協議会の会長は、「ミニヤードを全国に、世界に広めて、発祥の地である野田北部の復興した姿をアピールしたい」⁷⁾ と抱負を語っている。UDの特徴は市場を創り出すことにあるが、この事例は、単に市場だけではなく、UDのものづくりが街の活性化にも寄与する側面があることを示している。

3 UD のものづくりによる地域産業活性化事例

ここでは、小野市の地域産業である算盤に特に注目して、地域産業の活性化事例を紹介する。算盤という地域産業は、閉塞状態にある全国の地域産業の中でもとりわけ厳しい状況にある。なぜならば、算盤は、一般の地域産業が景気

の低迷や消費者ニーズの変化、産業経済のグローバル化などで衰退しているのとは本質的に異なり、需要そのものがほぼなくなった地域産業だからである。小野市では、昭和30年代中頃、年に300万丁と極めて多量の算盤を生産していた。しかし、40年代に電卓が普及したことにより需要が激減し、昭和51年には国の伝統工芸品の指定を受けた。今日も産業振興の対象となっているが、企業数は減少の一途である。このような厳しい状況の地域産業ではあるが、産業クラスターの連携の中で算盤づくりという伝統的技術をUDの視点で見直したことにより、国内外で注目されるユニークなUD商品が次々と生まれ始めた。以下、紹介する事例は、ひょうご福祉新産業研究会および便利屋おの木工房（研究会メンバー企業が自ら立ち上げた小野市の異分野交流グループ）による地域産業活性化事例である。

3-1 算盤技術を活かしたUD商品開発

図4に、算盤を初めて福祉分野に応用した商品を示す。製品の算盤はひごに玉が通っているが、この玉入れ工程は今も機械化されていない。伝統工芸士などの職人が、図のような算盤玉がたくさん入った箱の中に、ひご付きの算盤の枠を入れてかき混ぜながら上げることにより玉入れを行っている。この玉入れ作業は、素人が行うとほとんど入らない。しかし、手首の動作を工夫すると、少し入るようになり感動する。つまり、工夫をしながら楽しみながら玉入れ作業ができるわけである。そこで、「楽しみながらハビリ」という仮説をたて、国際福祉機器展にこの用具を出した。その結果、海外出展者や来場した福祉専門家から大きく注目され、上肢手首の巧緻性、触感・圧感の回復や向上といった身体面の効果、および工夫や予測、競争心など精神面の効果が期待できることが明らかになっ



図4 算盤を用いた開発商品



図5 いきいきそろばん玉遊び（こうべUDフォーラム2003）



図6 パーキングガムの福祉施設責任者

た。これにより、図に示した用具を、「いきいきそろばん玉じゃらじゃら遊び」というネーミングで商品化した。日々の算盤職人の仕事、技が、そのまま商品になったわけである。この商品は子供にも大変人気があり、種々のイベントではUD体験用具として活用している。

図5は、引き続き同じコンセプトで開発した「いきいきそろばん玉遊び多段重ね4目遊び」という商品である。算盤玉を用いた新たなUD商品を開発するために、ATCエイジレスセンター（大阪市）が平成12年度実施した即効型販売促進支援事業を活用した。

当事業では、大手流通業者、医療・福祉関係などの専門家からなる委員と試作品に対して幅広い意見交換を行った。こうした外部連携も、産業クラスターの一つの活動である。当初、算盤玉を用いた立体4目並べを考案していたが、オリジナリティに欠け、また、算盤玉を4段までしか積み上げることができなかった。事業では、委員との意見交換を基に改良を重ね、地元老人病院（共同開発者）で評価を行っていたが、ある時、委員からちょっとしたアイデアが提案された。ひご付きの算盤玉を作るというものである。その結果、図5に示したように、算盤玉を何段にも積み上げることのできるユニークな用具が生まれた。この商品は、本来の立体4目並べとして用いるよりも、玉の積み上げの人気が

ユニバーサルデザインによるものづくり

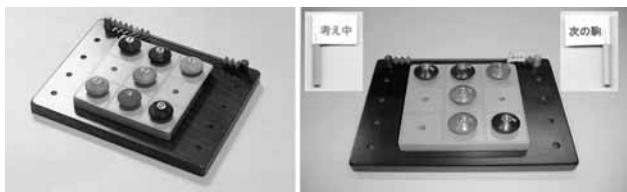


図7 いきいきそろばん玉あそびシリーズの商品

高い。共同開発した地元老人病院の高齢者はもちろん、大人も子供も玉を積み上げることに夢中になる。この点が評価され、平成13年には小野市新殖産の最優秀賞を受賞し、

また、共用品白書2003年版にも掲載された。さらに、図6に示したように、当商品を通じて英国の福祉施設でモニターしたところ、玉の積み上げは、リハビリ（感覚機能の維持、脳への刺激、集中力など）になり、また、シンプルで楽しいという必須条件を満たしていると好評であっ

た。この事例は、視点を変えることにより、地域にある伝統的技術から国内外に通用するUD商品が開発できることを示している。そして、前述した「ちょっとしたアイデア」が浮かぶことこそが、これまでにない「何を作るか」という産業クラスターのイノベーションそのものなのである。

この「ちょっとしたアイデア」から、さらに数種類の商品が生まれた。図7に、その一例を示す。「いきいきそろばん玉1・2・3遊び」および「いきい



図8 らくらく key坊



図9 マウ坊

図9 マウ坊

きそろばん玉1・2・3ならべ旗付き」という対戦型遊具である。算盤玉をうまくつかむ動作、台にあけた穴にひご付き算盤玉をうまく入れる動作で身体機能を活性化し、そして対戦という知的な遊びをする商品である。これらの商品は、シンプルで奥が深いと好評である。また、デザイン性もよく、グッドデザインひょうごの選定商品もある。

次に算盤技術にこだわって開発した商品は、図8に示したパソコンのキーボード操作を助ける商品「らくらくKey坊」である。キーボードの操作をしにくい人のニーズから生まれた商品である。キーボード操作を楽に行えることから、当商品を愛用する健常者もいる。共用品白書2003年版にも掲載された。

図9は、らくらくKey坊に続いて、パソコンのマウス操作を楽にすることを目的に開発した「マウ坊」である。黒檀製である。商品の下面に小さなローラーを取り付けており、当商品とマウスと一緒に滑らせて用いる。高価な算盤には、加工が困難なことで知られる高級な木材である黒檀が用いられているが、小野市には、この黒檀の豊富な加工技術があり、この加工技術を活かした商品である。この商品は、「らくらくKey坊&マウ坊」というセットでも販売されている。これら二つのパソコン関連商品は、シルバー産業新聞の連載コラ



図10 黒檀製ロング靴ベラ

ム“レツ IT シニアばそこん”において便利なパソコン用具として紹介され、また通販生活や特選街といった種々の雑誌でも広く紹介され注目を集めている。

図10は、引き続き算盤に用いる黒檀の加工技術を活かしてUDの視点で開発した「ロング靴ベラ」である。靴べらが単に長いだけではなく、靴べらの一部にズボンの裾を上げる機能をもった樹脂を取り付けたところ



図11 神戸新聞記事 平成14年11月14日付け（神戸新聞社提供）

に特徴がある。通常、靴べらは、靴を履く時だけ用いるが、この裾上げ機能を付加したことにより、靴を脱ぐときにも利用できるようになった。靴べらが長く、また裾上げ機能があるため、いちいち座らなくても立ったままで、しかも腰を曲げずに靴の脱ぎ履きができる使い勝手の良さがある。これは、まさに高齢社会に対応した機能をもつ商品である。当商品は、小野市新殖産の最優秀賞ならびにグッドデザインひょうごの大賞（平成14年度）を受賞し、また、共用品白書2003年版にも掲載された。そして、現在、サライ、日経トレンディ、通販生活といった雑誌にも広く掲載され注目を集めている。

3-2 算盤技術を活かしたUDのものづくりが地域産業活性化の先駆事例となる

図11に、山形県の景気・雇用対策特別委員会の県議会議員と県職員らによる、研究会視察の報道を示す。筆者が全般的な活動紹介をしたが、中でも、算盤という厳しい状況にある地域産業の新分野進出の取り組みは興味深かったようだ

ある。同様に、山梨県もこうした取り組みに注目している。平成15年7月31日付けの日本経済新聞には、「山梨県の戦略的産業ビジョンの策定にあたり、「そろばんの製作と指のリハビリ技術を結びつけるなど、地場産業と福祉を組み合わせた産業振興策を展開している例などを参考にする」という内容の報道がなされた。

先に紹介した商品開発事例（前節3-1）は、平成12年から平成14年という短期間のものである。その後も算盤技術にこだわったユニークなUD商品が次々と生まれている。すなわち、算盤のように需要そのものがほぼ無くなった地域産業であっても、「UD」、「産業クラスター」、「地域技術」の3つのキーワードで商品開発することにより再活性化するのである。全国の閉塞状態にある地域産業にとって、この小野市の事例は現状を打破する明るい話題であり、ぜひとも参考にしていただきたいものである。

4 終わりに

本稿では、「UD」、「産業クラスター」、「地域技術」の3つのキーワードで地域産業が活性化することを示した。コスト面で不利な日本の地域産業が国際競争力を回復するためには、一歩進んだ付加価値の高い商品を次々と生み出す以外にない。この高付加価値商品こそがUD商品であろう。しかしながら、地域中小企業が一社単独で優れたUD商品を開発することは困難である。そのためには、地域に産業クラスターを戦略的に創出する必要がある。これにより、ゼロからのスタートではない地域UDブランドの創生も可能となる。人類の歴史は道具の歴史とも言われるが、UD商品は、確実におとずれる世界的な高齢化の中で、今後の主流となることに間違はない。いまこそ、地域は、世界に先駆けてUDによるものづくりを押し進める必要があると思われる。

参考文献

- 1) 例えば、平成13年度自律型産業クラスター創出研究会成果集「産業クラスターを創ろう！」、近畿経済産業局、(2002).

ユニバーサルデザインによるものづくり

- 2) 例えば, 石倉洋子他:日本の産業クラスター戦略, 有斐閣, (2003).
- 3) 例えば, クラスター・コア実態調査報告書, 近畿経済産業局, (2003).
- 4) 稲葉輝彦他:第14回リハ工学カンファレンス講演論文集, 日本リハビリテーション工学会, (1999), 119.
- 5) 高嶋健夫:だれにとっても使いやすいバリアフリー生活用品100選, 日本経済新聞社, (2002).
- 6) 共用品白書2003年版, 財団法人共用品推進機構編集, ぎょうせい, (2003).
- 7) 毎日新聞記事, 2003年6月11日付け

自治体における情報のユニバーサルデザイン —u-Japan が目指すもの—

関 根 千 佳

(株式会社ユーディット「情報のユニバーサルデザイン研究所」代表取締役)

1 UDIR という社名にこめた思い

弊社は、1998年の秋に設立した SOHO ベンチャーである。社屋はなく、私の自宅が本社である。社長以下、全員が在宅勤務だ。正社員 5 名、登録社員 180 数名の全てが、インターネット上で仕事をする。正社員だけは週に 1 度、2 時間だけ私の自宅に集まってミーティングをする。それ以外は客先で会う程度だ。登録社員の大半は、まだ会ったことがない。だが、メールでのやりとり、レポートの丁寧さなどで力量や人柄はかなり判る。正確なコミュニケーション能力があるかないかが、次の仕事へつながるかどうかの決め手になる。正社員も登録社員も、その大半は本人に障害があるか、高齢か、小さな子どもがいるか、または要介護の家族がいる。最重度の神経難病の CG デザイナーも、全盲や弱視の Web クリエーターも、78 歳の元エンジニアも、みな優秀な戦力である。住む場所もさまざまだ。正社員こそ関東近辺に限られるが、登録社員は世界中からやってくる。フィンランドから毎年里帰りのときに寄ってくれる翻訳家もいれば、沖縄から応募してきた学生もいる。

インターネットが可能にした新しい働き方や、企業のあり方が、この小さな会社には詰まっている。そして、そこで何をしているのか？その秘密は、社名にある。

UDIT (Universal Design Institute for Information Technology) とは、IT を UD (ユニバーサルデザイン) にしようと思って作った会社だ。IT 機器、すなわちパソコンのハードやソフト、オフィス機器、携帯電話、ATM、券売

自治体における情報のユニバーサルデザイン

機、 そういったさまざまな身の回りの機器を、 UD にしよう。年齢や性別や能力にかかわらず、 出来るだけ誰もが使えるようにしよう。それが、 会社設立の目的だったのである。だから、 こここの社員たちは、 障害が重ければ重いほど、 高齢であればあるほど、 子育てで大変であればあるほど「価値がある」として歓迎される。その人々の声をネットの中で集約し、 企業や行政にとって使える提言書としてまとめるのがこの会社の仕事である。

会社設立後 6 年たち、 IT 産業における UD はかなり進歩してきた。どの企業もデザインセンターの中に UD の専門部隊を持ち、 研究に余念がない。IT は、 かなり UD になった。価格も安くなり、 少しづつ敷居も低くなっている、 各地のシニアネットやパソコン・ボランティア組織も増えてきた。では、 この UD の IT を使って次に何をするのか？これまでできなかつた「建設的な意見を行政や企業に出す」のである。地域の問題をネット上で多くの市民と議論したり、 他の企業の製品とユーザー同士で評価を交換したりという情報行動が、 今のネット社会では可能だ。過激なクレーマーになるのではなく、「自分が使えない理由を述べ、 どうすればよいか建設的な提案をし、 良いところは誉める」という行動を市民のそれぞれが起こし始めると、 まちやものの UD は一気に加速する。UDIT とは、 最初は「UD の IT」を作り出すことが目的だった。今それは次のフェーズへ移ろうとしている。「UD を IT で」作り出そうとしているのだ。それは、 来たるべき u-Japan の進むべき方向性をも示している。

2 IT の進展で変わる行政と市民

情報化が進む中、 行政と市民のあり方が劇的に変わろうとしている。これまで、 行政側から市民に対しての情報提供は、 広報などのお知らせを始めとして、 一方的に流れるものが多かった。いわば、 GtoC (Government to Citizen) である。しかし、 インターネットによる情報提供では、 市民の側からの発信も可能となった。これは CtoG と呼ばれる。更に、 ネット上に構築された掲示板などのインフラを利用して、 市民同士が身近な問題を語り合う電子会議室などの場も出現してきている。これは CtoC といえるかもしれない。この Citizen

を，Community の C として考えることもできるだろう。なにもかもを行政が行い，市民はそれに従うだけだった時代は変わり，IT の進歩によって，共に考え，共に責任を取るという新たな関係が始まったのである。

この流れは，行政の意思決定に市民が参加可能となってきたことを意味する。意思決定のプロセスを市民が共有し，ともに自分たちの住むまちを作っていくPI（パブリック・インボルブメント）が，IT によって可能になってきたのである。政策立案，決定の過程が，市民から起こり，市民によって担われ，市民のために行われるというe-democracyが，次第に実現の可能性をもち始めたということかもしれない。これまで，自治体は，何人かの委員を公募して政策検討委員会に参加してもらうとか，ほぼ固まった意見に対しパブリックコメントを求めてることで，市民の意見を聞いたことにしてきたところがある。実際，どんなにがんばっても，全員の意見を聞いたり，取り入れたりすることは難しい。しかし，これは企業のものづくりにおいても同様なのである。いかに効率的に過不足なく，ユーザー満足度の高い製品やサービスを市場に提供できるか？全く同じ発想が，自治体経営にも求められるだろう。パブリック・インボルブメント，パブリック・コメントなどの住民参画のまちづくりは，UD のものづくりと非常に近い概念なのである。

20世紀のITは，できるだけ早く，多く，大きく情報を収集し，分析し，平均値を出して大量生産，大量消費に結びつけることを命題としていた。しかし，21世紀のキーワードは，効率ではなく「満足」である。ITは，オンデマンドでユーザーが必要な情報を必要な形式で届けるための道具となるだろう。しかし，この「満足」というキーワードは，ITだけに留まらない。企業はそのひとのこだわりやセンスに応えるものを届けようとする。行政も，これまでの悪平等から開放される。これまで行政がサービスするものだった多くの仕事が，NPO やコミュニティビジネスによって担われていくようになるだろう。市民が市民同士で支えあう関係が生まれる。選択の基準は，満足できるかどうかである。政策も，意思決定も，IT でどんどん意見が言えるようになれば変わる。

自治体における情報のユニバーサルデザイン

市民は、参加し、意見を述べ、それが実現することに満足感を覚えるものだ。このような参加型の行政を実現するために必要なインフラが、UDの考え方である。

3 ユニバーサルデザインという考え方

ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、能力の有無にかかわらず、さまざまな人ができるだけ使えるよう、最初から配慮してまちやもの、サービスや情報を作るという考え方である。誰もが子供の頃はこどもだった。そしてときには病気やけがもする。いつかは加齢の影響もすべての人に出るだろう。健康な成人男子だけを念頭に置いてものを作り、はじめられた人向けには後から機能を追加してきたのが20世紀のバリアフリーだった。世界最高齢となりつつある21世紀の日本では、それでは間に合わない。UDとは、常にそれが、女性、子供、高齢者、外国人、障害のある人など、できるだけ多くの人のニーズに応えているかどうかをデザインの最初から考え、多くの人の意見を聞き、できたものも何度も見直す過程のことを指す。公共建築や交通などを始め、工業製品や労働環境などにも適用できる。

このUDという考え方は、もとは米国ノースカロライナ大学のロン・メイスによって提唱された概念である。自身も車椅子ユーザーの建築家であった彼は、ものづくりやまちづくりの対象に、幅広いユーザーを考慮するにはどうすればよいかを考え、このUDという概念にたどりついた。日本でも、ものづくりに始まり、今では、熊本、静岡、岩手、埼玉、岡山、福島などで、広く県政の基本とされる考え方となっている。熊本県などは、潮谷知事の明確な理解のもと、全県職員へのUD研修に始まり、それぞれの部局において、UDの考え方を取り入れた施策を探るよう奨励されている。また、息の長い広報宣伝活動により、県民のUDへの理解度は75%と、全国で最も高い認知度を誇っている。「UDの県・熊本」というイメージを訴求することで、幅広い年代層の観光誘致につなげたり、アクティブなシニア層のIターンを促進したりしている。静岡県も、小中学生のUDアイデアコンテストなどを通じ、県民に対す

る幅広い普及啓発が根付いている。

UD という考え方は、情報においても同様に適用される。広くは建築におけるサインやピクトグラムなどの分かりやすさに始まり、地域のメディア放送における字幕や副音声の付加、広報カタログの視認性まで、実に幅広い見直しが求められている。IT の UD とは、最初の章の弊社の目的で紹介したとおり、機器やソフトウェアのアクセシビリティ確保（誰でも使えるように作ること）に始まり、Web サイトのアクセシブルなデザイン技法、モバイル端末を用いたユビキタスな情報環境（いつでも誰でもどこでも情報にアクセスできる環境）での情報受発信など、かなり幅広い。

しかし、むしろ、すでに出来上がってしまっている建築などよりも、情報インフラの方が手直しがしやすく、コスト的に見合う場合も多いのである。広報は定期的に改訂されるし、Web サイトは頻繁に更新される。再作成の際にアクセシビリティを考慮すれば、次回からは多くのユーザーが満足を得るものになりやすい。日経デザインという雑誌の2004年7月号に UD の特集があり、地方自治体の UD 取り組み調査という記事がある（p.88～p.91）。この中では学校や病院など公共建築の UD に対する取り組みがトップだが、2番目には、自治体のホームページや広報など情報の UD が推進中となってきている。では、これを実現するために、自治体はまず何から手をつければいいのであろうか？

4 行政からの情報発信をアクセシブルに

Web や広報の UD が、真っ先に手をつけるべきで、かつコストパフォーマンスの高い施策となるであろう。細かい字でめいっぱい情報てんこもりの広報誌は、残念ながらほとんど読まれない。ユーザーにとっての満足度とは何かという視点が欠落しているからである。また、デザインに凝りすぎ、なかなか思うような情報にたどり着けないサイトもある。読む側の立場にたってデータを編集しなおす目が、行政の担当者に必要である。音声ブラウザで画面を読む

自治体における情報のユニバーサルデザイン

視覚障害者の立場であれば？視認性の落ちたシニアなら？マウスを使うのが困難な人であれば？在日外国人や就学中の子供にも直観的にわかりやすいか？専門用語が多すぎて主婦層やシニアにそっぽを向かれることはないか？

公共の Web サイトや広報誌は、公共建築と同じである。実に多様な人々がそれを利用する。そして、日本は今や世界最高の高齢国家である。成人した市民の実に50%が50歳を超えており、人類の歴史始まって以来という事態を迎えていているのである。有権者、納税者、消費者の約半分が、加齢の影響の出ている軽度重複障害者であり、その人々に配慮しない情報提供がもはや許されないことは自明の理である。

こういった Web サイトの作成方法は、世界的には W3C (World Wide Web Consortium) の WAI (Web Accessibility Initiative) がガイドラインを出している。日本でも JIS (Japan Industrial Standards : 日本工業規格) 化が行われ、2004年の6月21日に発行された。これについては、第5章で詳細に述べる。またこの委員会は、弊社の主任研究員で自らも先天性四肢欠損の障害を持つ濱田英雄が主査を務めていた。弊社でも、これだけは守るべき基本的なガイドラインを Web 上にまとめているので、ぜひ参照していただきたい。[\(http://www.udit.jp/\)](http://www.udit.jp/)

日本の自治体でも、札幌市や浜松市、秋田市、東京都などが、かなりアクセシビリティに配慮したサイトを作成し、情報提供を行っている。また、岐阜県のように、日本 IBM の「らくらく Web 散策」などのホームページを見やすくしたり読み上げたりするツールをサーバー側に導入して、県民サービスへの一環としている自治体も増えてきている。神戸市のサイトは、2004年の8月に拝見した状態では、アクセシビリティにはそれなりに配慮しているようだが、コントラストや文字色などに今一步のブラッシュアップがあるとなお良い。また必要な情報へのアクセスのしやすさなど、ユーザビリティに関しててももう少し改良の余地があるようだ。また、UD そのものを伝えるページで、データの内容が、PDF というイメージだけのページになっており、テキストを切り出すことが出来ない仕様のため、視覚障害者など音声ブラウザを使用している

市民には、情報が届かないものになってしまっている可能性が高い。できるだけ早い時点での修正をお願いしたいものである。

(http://www.city.kobe.jp/cityoffice/18/menu03/t/keikaku/ud/ud_top/index5.htm)

5 行政への情報発信を支援

行政からの情報発信がアクセシブルになったら、次は市民の側からの情報発信を支援する必要がある。これまで開催されてきたIT講習会の地域に根付いた展開や、公共の場に設置する情報キオスクなどをわかりやすくする努力と共に、地域におけるパソコン・ボランティアなどの人材支援も必要である。シニアがシニアに教えるシニアネットの展開、主婦が気軽に立ち寄ってわからないことを聞ける井戸端会議のようなネットカフェ、在宅の障害者のネットアクセスを支援する地域のサポートボランティアなど、さまざまな人間の輪による地域の支援が、市民たちの手で担われることが望ましい。

行政の仕事は、そのインフラを提供し、NPOや市民団体が動きやすくなるよう環境を整備し、情報を整理して提供することで、市民からの建設的な発言を引き出す仕組みを整えることだろう。市民の側から提案が上がってきたら、そのコストや妥当性を評価し、プライオリティをつけることもネットの中で行えるようになる。政策決定の最初の段階から市民が関与し、議論に参加し、決定に投票し、それに対して責任をもつという体制が、アテネの直接民主主義以来、ITで初めて可能になるかも知れない。それを担うコミュニティビジネスが、地域に生まれる可能性も大きい。

しかし、そのためにも、デジタル・ディバイドを生まないよう、シニアや主婦、アクセスに制限のある人々も、情報に接し、発言することが権利として守られていなくてはならないのだ。ALS患者もITを使えば投票が可能なように、視覚に障害があっても使える電子投票の機械を作ることは可能なのだ。最初から多様な人のニーズを把握し、配慮を行うことは、市民の満足を得る上で重要なことである。

6 調達基準をユニバーサルデザインに・508条の衝撃

アメリカでは2001年6月21日以降、連邦政府が調達するIT機器やWebサイトは、アクセシブルでなければならないという法律が施行されている。リハビリテーション法508条と呼ばれている。この法律は州政府にも影響を及ぼし、結果として米国の産業界は、最初からアクセシブルなものを基本仕様にすることを方針をとったため、あらゆる製品でUDが進化した。日本でもコピー機やパソコンの業界は北米シェアを失わないよう、508条の研究に余念がない。

また、欧州でもEC全体で508条に準じた規制を策定する動きがあり、世界のIT産業はアクセシブルでなければ市場性のないものになる可能性も大きい。日本は、国内に大きなシニア市場を、また隣の韓国と中国にも今後発展する巨大なシニア市場を持っている。これを宝としてシニアの智恵、使い勝手を考慮した製品を生み出すことは、社会貢献などではなく、企業として当然の帰結であり、行政が大きくUDを支援できる政策であるといえよう。UD先進県である熊本などでは、このように調達基準を見直す動きもある。

この調達をアクセシブルなものだけにしようという動きは、内閣府などによって、日本国内でも強く推奨されている。文末に内閣府の障害者基本計画を資料として添付したが、この中でも、明確に次のように示されている。

- ・障害者が容易に情報を発信し、情報にアクセスできるよう、使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及等を促進するとともに、ISO／IECガイド71（高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン）に基づき、障害者にとって使いやすいように配慮した情報通信機器設計の指針等をJIS化する。
- ・各省庁、地方公共団体は公共調達において、障害者に配慮した情報通信機器、システムの調達に努力する。
- ・行政情報について、ホームページ等のバリアフリー化を推進する。

JISは、日本における産業界の標準であり、企業は基本的にこれを守って製品の開発や製造を行う義務がある。もちろん業界標準であって法律ではないの

で、違反したからといって罰則規定があるわけではないが、企業のCSRとしては、既存のJISを守っていないことは決して良いイメージにはつながらないため、日本の企業にとっては法律と同等の意義を持つ場合も多い。

この内閣府の計画では「JIS化する」と宣言されていたIT機器やWebのアクセシビリティ規格は、まず2004年5月20日に、「JIS X 8341 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」の「第1部：共通指針」「第2部：情報処理装置」として発行された。また6月20日には「第3部：ウェブコンテンツ」も発行され、アクセシビリティ3部作として各企業や自治体で話題を呼んだ。このアクセシビリティJISは、今後通信端末やオフィス機器なども順次制定されていく予定である。

このJISを守って、多様なユーザーに配慮して作られたIT機器ができるだけ調達するようにと、この2つめの項目で指示されている。このため、各省庁、地方公共団体は公共調達において、障害者に配慮した情報通信機器、システムの調達に努力することが必要である。前述のJIS規格が発行された以上、各省庁や地方自治体は、調達において、「よりアクセシブルなもの」を購入すべきである。情報キオスクや公共の場におけるPC、市民が使うオフィス機器なども、多様なユーザーの利用を考慮し、また、障害を持つ職員の増加なども視野に入れて、よりUDの製品を購入することが望まれる。

同様に、前述したWebサイトのアクセシビリティも、「行政情報について、ホームページ等のバリアフリー化を推進する」として推進されている。これも同様に、前述のJISの第3部を守って、行政自らがアクセシブルに情報提供して行こうという意思表明である。政府サイトはほぼ最低限のアクセシビリティはクリアできてきたし、自治体サイトも県レベルではこのような施策のもと、かなり改善されてきている。Webアクセシビリティをビジネスチャンスと捉える企業の参入も相次ぎ、このジャンルは一大産業へと転換する可能性もある。自治体の情報提供における最低限のマナーとして、今後は自治体間の競争が盛んになるであろう。

7 市民によるユニバーサルデザインの提言をITで

このようにして、情報提供や受発信の仕組みや機器が、次第にアクセシブルになってきたら、その多様な市民が、互いの立場を伝え、できれば語り合う場が必要である。ITが使えるようになってきた多様な市民が、たとえば市役所のサイトに意見をITで伝える。電話やFAX、携帯メールでも同様に伝えられた意見や情報は、行政のシステムの中で、一元管理される。ワンストップサービスと呼ばれるシステムで、例えば広報公聴課に伝わった意見は、省内の各部署で必要なところへと転送され、どのような返答がなされたかが、省内で共有できるようになっている。こういった行政CRMと呼ばれる仕組みは、浜松市や札幌市で導入されているものであり、市民の視点にたった情報サービスとして好評を博している。

また、このようなCtoGの仕組みを支援する他に、先進的な自治体ではCtoCの仕組みづくりも熱心である。例えば岐阜県や藤沢市では、電子会議室を設けて、市民同士や市民と行政がお互いの意見を共有できる仕組みを作り出している。例えば藤沢市では、この会議室の中で、バリアフリーのマップを作ろうという動きが加速したり、といったんは決まっていた市民活動支援センターの場所をアクセシブルな場所へと移動してしまった。このように市民や行政のバリアフリーやユニバーサルデザインを推進する動きが、こういった電子会議室から起きているのである。開設には何かと不安をもたれることの多い自治体の電子会議室ではあるが、こと、バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりに関しては、視覚や聴覚、運動機能に障害のある多様な市民の意見発信や、家にこもりがちな妊産婦、子育て中の母親、体力の低下したシニアなど、多様な市民との意見交換も可能である。

このことは、CtoCの意見交換が、そのまま、多様な市民の意見を聞くという、ユニバーサルデザインのまちづくり、パブリック・インボルブメントによる市民参加を支援しているといえる。もちろん、ITが使えない人がいるというデジタル・ディバイドの課題は残るが、これもアクセシブルな公共端末や、韓国並みのインターネット利用率が実現し、人的なサポートが可能になれば、

次第に問題にはならなくなると思われる。

8 ユビキタス情報社会をユニバーサルデザインで

以上、さまざまな情報通信におけるユニバーサルデザインを見てきた。e-Japan を始めとする電子自治体、電子政府、電子投票、Webをベースとしたあらゆる電子サービスが、世界最高齢国家である日本では、UD であることが要件である。今後、日本は、あらゆる空間にネット端末やセンサーが存在するユビキタス情報社会へ突入する。そのユビキタスは、われわれの生活を監視する恐ろしいものではなく、多少耳や目が遠くなったシニアのわれわれを、かげからそっと支援するものであって欲しい。市民からの声を集め、市民と行政が共に話し合ってコンセンサスを得るための場として、IT 社会が、ユビキタス情報社会が発展していくことを願う。そしてそれは、誰もが情報を受発信できる、ユニバーサルデザインでなければならないのだ。

e-Japan の次に来るといわれている u-Japan は、ユビキタスな情報社会であり、それがユニバーサルな情報社会であることを願わずにはいられない。それは遠い誰かのためではなく、他でもない、自分自身の将来のため、次世代の子供たちのためでもあるのだから。

参考資料

障害者基本計画（平成14年12月24日）

IT アクセシビリティの向上のために、国はこれまで多くの施策をとってきた。平成14年12月24日に閣議決定された障害者基本計画では、次のような方向が示されている。

（以下、一部を引用）

7 情報・コミュニケーション

(1) 基本方針

IT（情報通信技術）の活用により障害者の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障害によりデジタル・ディバイドが生じないようにするための施策を積極的に推進するほか、障害特性に対応した情報提供の充実を図る。

(2) 施策の基本的方向

a. 情報バリアフリー化の推進

- ・障害者のリテラシー（情報活用能力）の向上のため、研修・講習会の開催、障害者のITの利用を支援する支援技術者の養成・育成を推進するための施策を促進するとともに、障害者のIT利用を総合的に支援する拠点の整備を推進する。
- ・障害者が容易に情報を発信し、情報にアクセスできるよう、使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及等を促進するとともに、ISO／IECガイド71（高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン）に基づき、障害者にとって使いやすいように配慮した情報通信機器設計の指針等をJIS（日本工業規格）化する。
- ・各省庁、地方公共団体は公共調達において、障害者に配慮した情報通信機器、システムの調達に努力する。
- ・行政情報について、ホームページ等のバリアフリー化を推進する。

b. 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

- ・選挙における障害者の投票を容易にする手段として、電子投票の導入を推進する。
- ・障害者のITの利用を促進するため、情報通信機器の取得を支援する施策を推進する。
- ・SOHO（在宅や小規模な事務所での勤務）、テレワーク（情報通信を利用した在宅勤務等）などITの活用による障害者の就業のための取組を推進する。

c. 情報提供の充実

- ・聴覚障害者情報提供施設について、全都道府県での整備を促進する。
- ・放送事業者の協力も得て、字幕番組、解説番組、手話番組など障害者に配慮した情報提供の一層の拡充のための施策を推進する。
- ・点字図書、字幕付きビデオなど視聴覚障害者への情報提供サービスの充実を図るとともに、公共サービスにおいては、点字、録音物等による広報の促進を図る。また、字幕付きビデオ作成に係る著作権の運用改善を図る。

d. コミュニケーション支援体制の充実

- ・コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障害者に対する手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう通訳者の養成研修を推進するとともに、これらの派遣体制の充実強化を推進する。
- ・各種サービス窓口における手話のできる職員の育成、配置を働きかけるとともに、国民の手話に対する理解と協力を促進する。

ユニバーサルファッション

—だれもが楽しめる装いのデザイン提案—

見 寺 貞 子

(神戸芸術工科大学芸術工学部教授)

1 はじめに

現在、社会環境や経済状況が変容する中、ノーマライゼーション社会の実現をめざして、産業構造の改革につながる新たな市場、生活の質の向上に役立つ新たな製品、サービス分野の開拓が待望されている。その重要なキーワードとしてあげられているのが「ユニバーサルデザイン」である。ユニバーサルデザインとは、「都市空間やそれを取り巻く設備等に關し、あらゆる年齢、体格、能力にかかわらず、すべての人が使いやすいデザインの概念」を意味し、私たちの生活全般に早急に生かされることが望まれる。近年この考え方は、社会環境や生活分野に普及しつつあるが、ファッションデザイン分野においても今後重要な視点になるであろうと考える。

本稿は、より多くの人が心豊かな生活環境の実現をめざすために、人間・衣服・環境の関係性を再度検討し、衣生活における「ユニバーサルデザイン」実現に向けての問題点を抽出する。さらに、それらへの対応や工夫を提案するとともに、今後のファッション環境のあり方を示唆することを目的とする。

2 ユニバーサルファッションとは

ユニバーサルファッションとは、「年齢、体格、能力、障害の有無にかかわらず、すべての人が快適に生活できるファッション環境の実現をめざす」ことである。すなわちユニバーサルファッションとは、すべての人が満足できるファッション商品の開発をめざすとともに、すべての人が安心して平等に商品を選択できる市場を開拓することである。

ユニバーサルファッション

しかし「ユニバーサルファッション」ということばは、なかなか理解しにくい。なぜならば、ファッションは、各時代の流行の型、個性を意味するが、「ユニバーサル」ということばは、その正反対であるすべての人に対応するDESIGN FOR ALL（デザイン フォー オール）の意味をもつ。ではこの相反する両者の概念を併せもつ「ユニバーサルファッション」がなぜ注目され、日本のファッション産業界の重要な視点としてあげられているのであろうか。その原因は、現在のファッション産業界のあり方にあるのではないかと考える。

現在ほとんどの人が既製服を着用している。しかしこれらデザインの大半は、「標準サイズや体型」をもった人、いいかえれば健常者や若者を対象としたものが主流であり、サイズの大きい人や細い人、高齢者や障害者などその範疇外とされる人々に配慮したデザインやサイズはごく限定されたものしかない。市場を見ても若者向けの商品は供給過剰であるのに対し、高齢者の衣服は、選択幅が少ない上、地味で画一的なものが多い。特に障害者の衣服についてはエプロン、おむつ、肌着、パジャマなどの機能性中心の介護衣料というとらえ方で、

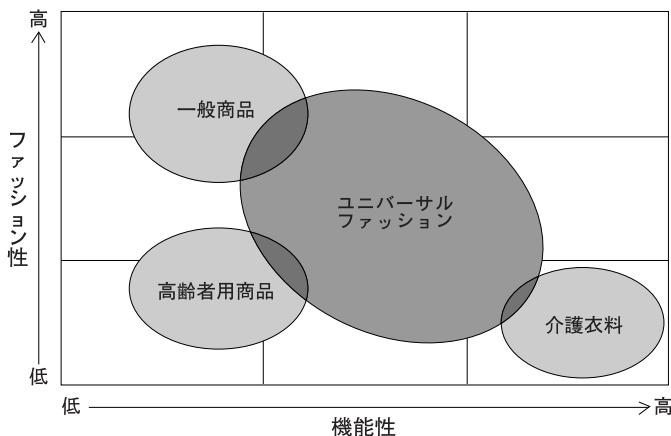


図1 ユニバーサルファッションの位置づけ

ユニバーサルファッションとは、ファッション性と機能性をバランスよく考えた商品のことである

ファッション性や楽しさなどを配慮した衣服は、一部既製服をリフォームするか、オーダーで対応するのみで皆無に等しい状況である。同じ衣服であるにも拘わらず、既製服と高齢者用衣服・介護衣料との間には大きな隔たりがある。本来ファッションとは、すべての人に与えられた平等の概念であり、人間にしかできない楽しい行為のはずである。今後の社会環境を配慮するならば、現状のファッション商品の企画・生産・販売体制を再度検討し、ファッション産業界の方向性を考えるべきではなかろうか（図1）。

3 ユニバーサルファッション商品開発の視点

ユニバーサルファッション実現をめざすためには、まず現在の衣生活環境に不便や問題を感じている層、すなわち「標準サイズや体型」に当てはまらない人々に目を向け、彼らの特性やニーズ、ライフスタイルを分析した上で、快適な衣生活に活用できる視点を見出すことが重要である。現在最も不便を感じている層とは、高齢者・障害者であり、アンケート調査から多くの不満があげられている。ただし間違えてはならないのは、高齢者や障害者の嗜好や機能だけを考えた商品を開発するのではないということである。ユニバーサルファッションとは、あくまでも年齢やサイズ、障害の有無に拘わらず、誰もがおしゃれに着ることができる一般服のことであり、高齢者や障害者専用服のことではない。したがって今後の商品開発の方向性は、誰もが欲しくなるファッション性と機能性に配慮された、おしゃれで着やすいファッション商品の開発である。

表1は、兵庫県下に在住する50歳以上の高齢者・障害者約1,000名に、既製服に対する問題点と要望についてヒアリング及びアンケート調査を行った結果をまとめたものである。問題点としては、障害の有無に関わらず、「体型に合わない」が最も多く、次いで「気に入ったデザインがない」があげられた。障害者は健常者に比較して、「着脱しにくい」「動きにくい」に多くの不満があり、衣服の着脱時や日常生活行為に不便が生じていることがわかった。今後の既製服に対する要望は、年代、性別、障害の有無に拘わらず、「体型に合ったもの」「軽くて着心地のよいもの」「動きやすいもの」「着脱しやすいもの」が多く、

障害者からは、「着脱しやすいもの」「安全性を考えたもの」「便利なポケットがたくさんあるもの」があげられた。ヒアリング調査からも、上記以外に「軽くて暖かいもの」「生活場面に合ったもの」「健康的に見えるもの」「価格が適正であること」などの要望があげられている。今後、これらの意見や要望に配慮されたファッション性と機能性が融合したおしゃれな商品開発が望まれる。

4 ユニバーサルファッション企画開発に向けての工夫

ユニバーサルファッション実現に向けての調査・研究や事例商品のデザイン制作を手がける中、企画開発の視点として活用した要素を以下に分類し提示する（表1）。今後の企画開発の参考としてほしい。

表1 現在の既製服への不満とその工夫

着用者の既製服への意見 (不満や問題点)	現在のファッション市場	ユニバーサルファッション実現 に向けての工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・年寄りくさい服が多い ・気に入ったデザインがない ・流行を取り入れた服が少ない ・障害者に対応したおしゃれな衣服がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・既製服の大半は、若者を対象としたデザインが主流で、高齢者や障害者に配慮されたデザインはごく限定されたものしかない 	<p>1) ファッションを楽しむ工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着用者にとっても介護者にとっても、心身ともに、元気で明るく楽しくなるような衣服であること
<ul style="list-style-type: none"> ・靴下で歩くと滑って危険である ・台所でガスの火が繊維に燃え移りやけどをした ・若者向けの柄や素材が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全や安心の視点で配慮されている衣服が少ない ・高齢者向けの衣服は、地味で画一的なデザインが多い 	<p>2) 安全・安心の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転倒ややけどなど日常生活での危険を予防する配慮があること ・着用者にとって安心感のあるデザイン要素が含まれていること
<ul style="list-style-type: none"> ・体型に合わない ・上下のサイズが違うので合わない ・動きにくい ・季節により体型が変化するのでサイズの調節機能がほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS の標準規格を中心既製服が企画されているため、規格外の人の体型に合わせずサイズに選択幅がない 	<p>3) 体型や姿勢に合わせる工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体型や姿勢に合い、着ていて楽なこと ・サイズの調整機能がついていること

着用者の既製服への意見 (不満や問題点)	現在の ファッション 市場	ユニバーサルファッション実現 に向けての工夫
(生理機能) ・肌触りがよくない ・素材が重い ・発汗吸湿性がない ・型崩れする ・手洗いしにくい ・ポケットがないので不便である	・流行や感性中心の素材使いや加工方法を用いることが多く、生理機能が低下している人は、着用時に支障をきたす ・購入後の取扱いのしやすさについて考えていない商品が多い	4) 身体の生理機能に合わせる工夫 ・体温調節が手軽にできること ・肌にやさしい素材を使用すること ・扱いやすい素材を使用すること ・便利なポケットがたくさんあること
(運動機能) ・着脱しにくい ・動きにくい ・排泄しにくい ・日常生活活動がしにくい	・健常者の立位体型に合わせたゆるみで既製服が制作されているため、着脱や動きに支障をきたす	5) 身体の運動機能に合わせる工夫 ・着脱が簡単にできること ・排泄しやすいこと ・活動しやすいこと
・フォーマルウェアや外出着など生活場面に対応した衣服の選択幅が少ない	・高齢者・障害者などの生活場面に合わせた商品供給が少ない ・障害者に対応した衣料は、機能性を重視したオムツ、下着、エプロン、パジャマのみの開発でおしゃれな感性ある商品がない	6) 日常生活に合わせる工夫 ・生活行為や生活場面に合わせたデザインであること
・欲しい商品がどこで販売しているかわからない ・商品が見にくい ・フィッティングが狭い ・休憩所がない ・通路が狭い	・購買力がある若者や中年女性を対象とした商品構成を行っているため、その他対象者の商品展開が少ない	7) 売場展開の工夫 ・誰にとっても商品がわかりやすく見やすい展示であること ・誰にとっても使いやすい試着室や休憩所があること
・価格が高い	・障害者や高齢者の個々の機能をふまえてオーダー制作するため、時間と手間がかかり高価格になる ・生産量が少ないので、価格が高くなる	8) 生産や流通への工夫 ・既製服とほぼ同価格で購入できるシステム（アパレルCAD、ユニバーサルボディなど）を開発し、適正価格をめざすこと

5 ユニバーサルファッションの取り組み

5-1 ユニバーサルファッションの調査・収集・情報提供

(1) ユニバーサルファッション商品の収集と情報提供

日本は、まだまだ若者中心のファッション産業界ではあるが、そのような状況の中で、近年、ユニバーサルファッションに配慮したさまざまな企画が見られるようになっている（写真1、2）。現在、既製服として市販されている商品の中から、ユニバーサルファッションと思われる商品を収集し、セミナーや研究会でそれらの情報提供を行っている。商品収集の際、「着用者の幅が広い」「着脱しやすい」「動きやすい」「汎用性がある」「生理機能に配慮している－軽い、体温調節ができる、肌に優しいなど」さらに「おしゃれである」という視点に配慮した。今後、「ユニバーサルファッション」を視点としたファッション産業界の取り組みが期待される。

(2) ユニバーサルファッション商品の制作および提供

既製服で対応できない人に対して、着用者の希望に応じてさまざまな制作方法で商品提供を行っている。制作方法としては、既製服に機能性を配慮したり



写真1 肌にやさしいセーター

肌に触れる部分は縫い目をなくす無縫製仕様。上下自由に開閉できるダブルファスナーもおしゃれ。 写真提供：(株)フェリシモ「サリエ」



写真2 足にやさしいウォーキング
シューズ

日本人の足型、歩行、シューズ構造を研究し開発された足にやさしいウォーキングシューズ。写真提供：(株)アシックス「ペダラ WP 7853」



写真3 排泄しやすいズボン

長めのファスナー明きを付けて、排泄しやすいように工夫している。
デザイン：神戸芸術工科大学 見寺貞子



写真4 着脱しやすいジャケット

腕や背中など動きの大きい部分に伸縮性のあるストレッチ素材を使用し、着脱しやすい工夫をしている。
デザイン：神戸芸術工科大学 見寺貞子

フォーム服(写真3)の制作、既製服のリフォームに対応できない人に対する要望に応じてオーダー服を制作している。また事例調査を踏まえたユニバーサルファッションの企画商品の制作および提供も行っている(写真4)。

5-2 ファッションショーの実施 当事者参加のしかけづくり

「ユニバーサルなまち神戸」の考え方を広く市民や事業者に普及していくために、「こうべUD広場」(こうべユニバーサルデザイン推進会議)が平成15年に発足し、その一環として、ユニバーサルファッションショー(こうべユニバーサルデザインフォーラム2003)が企画実施された(写真5)。若者から高齢者、車いす使用者、杖使用者、ファミリー層などさまざまな人たちがモデルとなり、おしゃれで身に着けやすい衣服を中心にトータルコーディネート



写真5 ユニバーサルファッションショー

当事者参加のファッションショーは、生活の質(QOL)や社会参加を高める重要な要素である。(写真提供：老田智美)

でファッションの楽しさを提案した。このような企画を行うと、見る側はもちろん、モデルや関係者の意識変化は大きい。ショーに参加したことにより、ほとんどの人におしゃれへの意識変化が見られ、おしゃれを楽しむきっかけとなる。また情報を発信することにより意識の啓発ができることがアンケート調査からも明らかになっている。ファッションショーにおける当事者参加を通じて、ユニバーサルファッション普及をめざした衣生活の工夫が、より多くの人たちの自立と自信につながり、生活の質（QOL）や社会参加を高めるための重要な要素であることが確認される。

5-3 セミナーの開催

近年、市民の健康促進や仲間づくり、地域社会との交流などを目的とした生涯学習セミナーや大学間の公開講座が行われている。市民の関心も高まってきており、受講者数も年々増加している。神戸市主催の神戸婦人大学やシルバー・カレッジでも生活の質を高めるさまざまなテーマを設け実施している。神戸婦人大学では、平成15年度から生活福祉学部にユニバーサルデザイン学科が創設され、3年のグループ学習のひとつとして、誰にとっても着やすくおしゃれなものを提案しようと「ユニバーサルファッション」について調査、研究し、ひと工夫された衣類などの作品の提案を行っている。中でも、受講者からのファッションに関するセミナーの要望が多く、毎年「ユニバーサルファッション－快適な衣生活の工夫と効果－」をテーマに、おしゃれ心や快適な衣生活の重要性とその効果について講義している。受講者の関心は驚くほど高く、セミナーの後、多くの質問が寄せられる。現在でも、このセミナーは続けられており、年々受講者のおしゃれに対する意識は増している（写真6）。



写真6 「ユニバーサルファッション」についてグループワークする婦人大学の受講生

— 63 —

5-4 デザインコンクールによる試み

「ユニバーサルファッション」をテーマに、ファッションショーやコンテストが各地で開催されるようになってきた。大学や専門学校においてもユニバーサルファッションのデザイン教育やファッションショーの開催がはじめられようとしている。阪神・淡路大震災以後、神戸でもすべての人にやさしいまちづくりとデザインの実現に重点を置き、さまざまな取り組みがなされている。神戸市主催のコンテストは、ファッション界の人材育成を目的に入賞者を毎年海外に1年間留学させ、多くの学生を国際人として育成している。このコンテストには、日本中のファッションデザイナーを志す人たちが応募するが、近年、「人間」「癒し」「コミュニケーション」「ユニバーサル」「地球環境」などをコンセプトにした作品が多く見られる。大学や専門学校の卒業展でもユニバーサルファッションをテーマに、卒業作品に取り組む学生が増えている（写真7、8）。次世代をになう若きファッションデザイナーたちは、今後衣服に求められるデザインの方向性を敏感に感じているのであろうか。今後のファッション産業界に期待したい。



写真7　自由に使えるスカーフ

組合せや形が自由に使えるエレガントなスカーフ
デザイン：神戸芸術工科大学 大学院
佐藤祐子



写真8　ユニバーサルファッション

幅広い年齢や体型やサイズに対応できる
ジャケットパンツとワンピース
デザイン：オランダ・アーネム芸術アカデミー ファッション科 金井大明

5-5 コラボレーション（協働）による研究開発

ファッション分野におけるモノづくりにおいて、人体計測値は基礎的資料として必要不可欠なものである。しかし、現在健常者の測定値はあるが身障者のものは皆無である。兵庫県では、これらの背景から「障害者の身体計測による基本体型の把握と着心地のよい衣服に関する調査研究」（平成13年度財団法人テクノエイド協会助成により）を、財団法人新産業創造研究機構を中心とした共同プロジェクトとして実施した（図2）。兵庫県下の障害者団体41名を対象に、兵庫県福祉のまちづくり工学研究所の協力で衣生活環境に関するアンケート調査を行った。そして社団法人人間生活工学研究センター（HQL）と兵庫県立生活科学研究所の計測指導のもと体型計測し、杖使用者と車いす使用者各男女1名ずつ、合計4名に対して神戸芸術工科大学がデザインを提案し、木金館が制作を担当した。その後、試着調査を行った結果、これらの研究から身障者の体型に合う着心地のよい衣服の普及に向けた基礎資料を得ることができた。さらに16年度は、「身障者の衣服制作のための可動式ボディの研究開発」を課題に取り組みを行っている。ユニバーサルファッションを実現するには、各専門分野だけの研究や取り組みだけでは遂行できず、各分野のコラボレーションによる積極的な取り組み姿勢が必要である。今後は、さらに分野を越えたプロジェクトを推進し、ユニバーサルファッション実現に向けての啓発活動を行っていきたい。

6 ユニバーサルファッション普及の効果

私たちは、誰もが「生涯、健康で自立して生きたい」と思う。健康とは、単に病気や虚弱体質というのではなく、心身ともに良好な状態にあることを意味する。中でも快適な衣生活を営むことは健康に生きることへの大きな足がかりになるとされている。「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略（ゴールドプラン）」（1989年）の柱のひとつである「寝たきりゼロへの10ヶ条」でも、どんな衣生活を送るかが、寝たきりを防止する重要な要素であることが示されている（表2）。たとえば「暮らしの中でのリハビリは、食事と排泄、着替えから」（第4

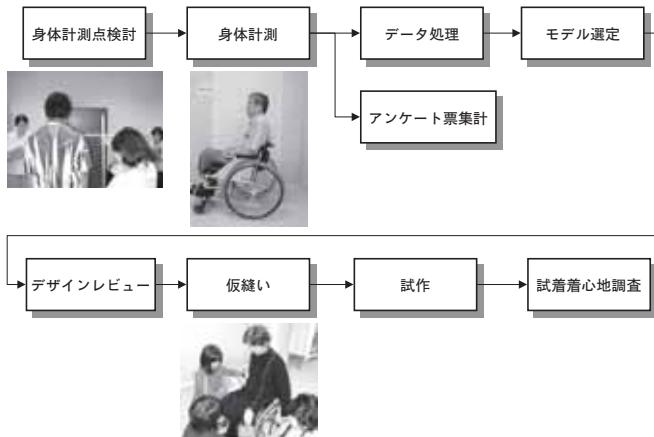


図2 コラボレーションによる研究開発の全体スケジュール

条), 「朝起きて、まず着替えて身だしなみ、寝・食分けて生活にメリとハリ」(第5条)などと健全な衣生活の重要性とその効果を明記している。日常、当たり前に行っている衣服の着脱行為も繰り返すことにより身体機能のリハビリテーションになり残存能力の活性化につながる。おしゃれを意識することで、

表2 寝たきりゼロへの10ヶ条

- | | |
|------|--|
| 第1条 | 脳卒中と骨折予防 寝たきりゼロへの第一歩 |
| 第2条 | 寝たきりは 寝かせきりから作られる 過度の安静逆効果 |
| 第3条 | リハビリは 早期開始が効果的 始めようベッドの上から訓練を |
| 第4条 | くらしのなかでのリハビリは 食事と排泄、 着替えから ：生活リハビリテーションの重要性 |
| 第5条 | 朝おきて まず着替えて 身だしなみ 寝・食分けて 生活にメリとハリ：寝・食分離をはじめ、生活のメリハリの必要性 |
| 第6条 | 「手は出しすぎず、目は離さず」 が介護の基本 自立の気持ちを大切に：主体性・自立性の尊重 |
| 第7条 | ベッドから 移ろう 移そう 車いす 行動広げる機器の活用 |
| 第8条 | 手すりつけ 段差をなくし 住みやすく アイデア生かした住いの改善 |
| 第9条 | 家庭でも社会でも よろこび見つけ みんなで防ごう 閉じこもり ：社会参加の重要性 |
| 第10条 | 進んで利用 機能訓練 デイ・サービス 寝たきりなくす 人の和 地域の和 |

* 「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略（ゴールドプラン）」（1989年）の柱のひとつである条例（1991年策定）

ユニバーサルファッショング

気持ちがリフレッシュし、生活の質（QOL）が高まる。衣服で装うと人に見せたくて外出したくなる。つまりおしゃれ心は、他者とのコミュニケーションや社会参加の促進につながる重要な要因になると考える。

おしゃれを意識することや快適な衣生活を営むことは、若者や健常者だけの行為ではなく、誰もが日常生活の中で気軽に行うことができる心身をリフレッシュさせる良薬のようなものである。

7 ユニバーサルファッショング実現に向けた5原則

今後の社会状況を考えると、私たちの生活スタイルは大きく変化するであろう。特に長寿化にともない第一線を退いた後の20～30年間を、第2の人生として自ら管理し計画していくなければならない。すべての人が生涯、心豊かに健康で楽しい暮らしを営むためにも、ユニバーサルファッショング実現に向けた社会体制の確立が早急に望まれる。さまざまな人がそれぞれの立場で、以下の課題を再考し検討してほしい（図3）。

7-1 さまざまな人間の身体状況を理解すること

人間固有のものづくりの基本は、人間一人ひとりの分析から成り立つ。人間

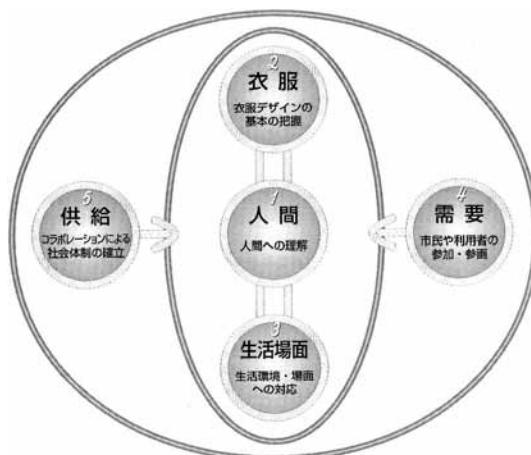


図3 ユニバーサルファッショング実現に向けた5原則

の形態・運動・生理・感性・認知・情報など人間の生活行動に即した諸特性を関連的に捉え、さまざまな人間の特性を理解することが基本となる。

7-2 衣服デザインの基本を把握すること

衣服デザインの基本は、着用者の使用目的や欲求、志向を把握することである。それらを衣服の色や素材、形体などがもつイメージ要素や特性と客観的に関連づけ、着用者のニーズを衣服でデザイン表現することが重要である。

7-3 生活環境や生活場面への対応を基本としていること

衣服デザインを考える場合には、必ず着用者の生活場所と場面、その目的を忘れてはならない。住居形態は戸建か共同住宅か。日常どの部屋で生活することが多いのか。誰と暮しているのか。外出先はどこが多いのか。等を把握し、着用者の生活環境を十分理解した上で、衣服デザインを考えることが大切である。

7-4 市民や利用者の参加・参画を基本としていること

バリアフリーの社会環境が整備される中、高齢者・障害者などの社会参加への意識も高まっている。近年では、生涯学習教育制度、シルバーカレッジ、市民のイベントや旅行など高齢者・障害者に配慮した企画も多数提案されている。誰もが容易に情報やサービスが利用でき、快適な衣生活が送れる情報提供のシステムを構築するためには、市民や利用者の意見や企画への参画が必要である。生活が豊かになり、感性も高くなった現在、心豊かに生活できるための前向きな意見交換の場が早急に必要とされる。

7-5 コラボレーションにより確立された社会体制を基本としていること

現在、社会のいろいろな立場の人たちが、意見交換を行ない連携し協力しあって、「ノーマライゼーション社会をめざす」という視点から社会環境づくりやその推進を図っている。都市計画や設計、市場開発などのハード部門はもちろん、幼児教育やデザイン教育、法律、制度、条例などソフト部門の体制づくりにもその視点が必要とされている。ユニバーサルファッションはこのような連携の社会体制の上に構築されることが基本となる。

8 おわりに

急速に進む高齢社会に伴い社会環境や経済状況が変容する中、さまざまな産業構造の改革につながる新たな発想が求められている。今後、新たな市場や製品、サービスを生み出すためには、「個人尊重」の視点からの環境づくりやモノづくりがなされることが重要であると考える。

すなわち、固定化された対象者に対してデザイン開発するのではなく、多様性ある人々に対して、各人の生活を快適に支援してくれるモノや環境づくりを行うことが必要になってくるのではなかろうか。

今後、それぞれの立場の人が、それぞれの役割を担いながらコラボレーションの中で、「ユニバーサル」をキーワードとして、ノーマライゼーション社会の実現をめざして効果ある活動を推進してほしい。

参考文献

- 「ユニバーサルファッショングループが楽しめる装いのデザイン提案ー」 田中直人・見寺貞子 中央法規(株) 2002

地域のユニバーサルデザインは難問を抱えているか？

つながった区の例から

森 崎 清 登

(長田区ユニバーサルデザイン研究会会長)

<私たちがめざすもの>

再開発地区があり、新しい街づくりが進む神戸市長田区は、もともと人情豊かな街です。

年をとっても、体に不自由なところがあっても、誰もが生き生きと暮らせるように「人」と「人」との「つながり」を大切にしている土地柄です。そんな人と人のつながりが大きなひとつの輪になっていくように、私たちの研究会は生まれました。私たちはひとりひとりができるところからユニバーサルデザインの取り組みを進めていきます。住んでいる地域で出来る小さな取り組み、仕事の中で出来る小さなサービス。ひとつひとつの小さな「情熱」が、「人」と「人」との出会いを通して、少しづつ、でも確実に伝わっていく。それが、私たちの活動です。

この一文は、2003年1月に埼玉県で開催されたユニバーサルデザイン全国大会に持ち込むべく作成した、長田区ユニバーサルデザイン研究会の紹介パンフレットに掲載したものです。

「」で囲まれた文字が赤色で目立つように印刷してあります。「人」と「つながり」と「情熱」。ぎゅっと握り込んで、出てきた三つの言葉を素に、研究会の概要について触れたいと思います。

「人」は、まず、研究会の会員の紹介です。商店街の店主、ボランティアグループをつくっている民間事業主、小学校の先生、第3セクターの街づくり会

地域のユニバーサルデザインは難問を抱えているか？

社、共働作業所の仲間、長田区役所の市民部、保健部、福祉部の担当者の方、老人クラブ、民生委員、障害当事者団体、社会福祉協議会の皆さん、35名が第一回研究会に集まりました。2001年7月のことです。区役所の大会議室での大掛かりな会合にしては、なぜか、柔らかでアットホームな気分がありました。隣り合う人同士の私語も、そこかしこで交わされていました。「ユニバーサルデザインって、何？」「聞いたことはある。でも、よくは知らん」という会話もありましたが、どうも、人選にひと工夫があり、日頃から、地域活動等でお互いよく知り合っているという人が多かったようです。この会合以降、「人はユニバーサルデザイン・フェアなど行事する度に、出会いながら、増えてゆきます。

「街の活動家のルツボ」と名付けたくなる研究会のその後の展開を予感させる雰囲気がありました。

「つながり」は、復興の営みの中で、人々がその価値にあらためて気づいたものです。身近に居る人とつながる大切さを教わりました。みんながつながって思いを共有できる安心感が、困難を開いてゆく手立てになることも肌身で知りました。つながりを積極的にもつことで、地域活動は活性化に向かう。人と人のつながりがそのエンジン。有りものの地域活動のネットワークを幹線に、そこからつながる支線をどんどん増設する。「つなぐと、面白くなる。新しい発見がある」という発想は、しばらくして、研究会運営の特長的なスタイルをつくりります。

色々な活動を束ねるのでなく、お互いをつなぐこと。

答えをまとめるのでなく、課題を広げること。

「情熱」は、私たちのまちづくりへの思い入れです。震災直後の恐ろしいほど広い焼け跡と倒壊した建物跡。失ってしまった哀しさ。そこから、立ち上がる思いです。「情熱」を灯し合う中で、「くらしづくり」、「ものづくり」、「ひとつづくり」、と広がってゆきます。

全国大会に持ち込むパンフレットの一番目立つところに、変わった等式を書きました。

(ながた区+人) ×情熱=つながった区

そして、続けて「この等式が成り立つ理由を、あなたは解けますか?」と出題してみました。ヒントは、「当のパンフレットを隅々読んでいただければ、わかれます!」と書いています。是非とも、この機会に全国の皆さんとつながりたいという思いから、ひねり出したアイデアでした。

<つながった区民になるためのトラの巻>

これから、読者の皆さんにも、この出題を解いていただきたいと思います。この文章は、その「ヒントのヒント集」です。皆さんが出せる良いトラの巻になるか、はたまた、行間のジャングルに迷い込ませ、尻尾の巻になるか。隅々までお読んでいただければ、それは、間違いなく判断できます。

よくわかるためには、聞くより、見るより、体験が一番です。このトラの巻では、虎穴に入る勢いで仮想体験風に進めてゆきます。

1 プロジェクトチームに参加

「つなぐと、面白くなる。新しい発見がある」という発想を共に確認し合ったり、「街の活動家」が集まりやすく、居座ってくれる場を提供する。そんな端緒となった研究会のプロジェクトチームをご紹介します。

「みる」チームは、UD 見学ツアー・先進地区への視察（見学）

「きく」チームは、UD 講演会・勉強会・アンケート調査（調査・学習）

「かぐ」チームは、街の UD 情報発見隊・UD マップづくり（取材）

「いう」チームは、研究会のホームページ、啓発パンフレット（発信）

地域のユニバーサルデザインは難問を抱えているか？

「ふれあう」チームは、区民対象のUD研修会、小中学校でのUD体験授業への協力（交流）

「場」チームは、UD商品開発のための場づくり・UD商品やアイデアの表彰（開発）

研究会の会員は、それぞれいすれかのプロジェクトチームに所属して、研究会の五感になって活動してゆきます。すべてのプロジェクトチームの集合体として研究会が成り立っていく、という構図になります。後は、第六感を研ぎ澄ましてゆく楽しみがあります。

もちろん、一つのプロジェクトチームに所属していても、別のチームの活動に関わることもあります（たとえば、普段は「きく」チームに所属している人が「ふれあう」チームの企画した研修会で講師として活躍するなど）し、複数のプロジェクトチームが一緒に活動することもあります。プロジェクトチームへの会員の配属は、原則として、会員自身の希望によって行います。肝心なことは、職業・立場などにとらわれることなく、会員自身が興味のある活動に参加することです。



研究会の様子

では、プロジェクトチームの具体的な活動内容として、「ふれあう」チームの小中学校でのUD体験授業への協力事業をご紹介します。

研究会発足前からあった会員同士の連携した活動に、広がりをもたせたUD授業は、「ひとつくり」のメニューの好例です。

●実施にいたった要因

①研究会の目的である「UDの啓発」を子どもたちから、という思い。

小中学生が社会人になるころには、UDの考え方が常識になっていると考えられる。そこで、子どもの時からUDの考え方を知り、暮らしていくことは非常に大切だ、という思い。

②神戸市長田区社会福祉協議会（区社協）を中心とした福祉教育の土壌

研究会会員である区社協を中心に、「総合的な学習の時間」に福祉教育を取り入れるべく、学校と地域の連携体制がすでに存在していた。

③アイデア募集「UD大賞」の企画が持ち上がっていた

おりしも、アイデア募集「神戸ユニバーサルデザイン大賞」を企画しており、「ジュニア部門」をつくり、教材として使用することができた。

以上のような要因があった中、区社協に学校より依頼があった際にテーマを「UD」としてはどうかと提案し、最初のUD授業が実現。

その後、研究会会員の先生方の学校を皮切りに授業を実施し、以後口コミなどで広がりを見せている。昨年はKEC（神戸市総合教育センター）の依頼を受け、新規採用教員向け研修や中堅教員向け研修も実施。

●授業の内容（標準的な内容、実際には実施する学校の授業計画により修正）

①小学生

UDの詳しい解説と、UD製品の体験

②中学生ほか

「考えてもらうこと」が主題。UD製品の特徴を探させた後に解説。

地域のユニバーサルデザインは難問を抱えているか？

●実績

- 14年度 池田小／五位の池小／水木小／高取台中
15年度 五位の池小／御蔵小／菅の台小／乙木小／太田中／大原中／鶴台中
／神戸市総合教育センター初任者研修／神戸市総合教育センター学
習素材開発講座
16年度 池田小（校舎立替にともなう UD 化プロジェクト）／鈴蘭台中／
神戸市須磨区社協

UD 授業に派遣される「人」は、もちろん会員。つながる「人」は生徒と先生です。当初は、初任教師そのままの気分で、会員は黒板の前に立ちました。アイデア募集などは、伝え方によって、生徒が返してくる内容が一方に偏ったり、また、自由な発想になったりします。教える立場だと思っていると、いつの間にか、教わる立場になっていたということも経験してきました。ある日、小学校の講堂で全校生を前にしました。最前列の一年生から順に学年が上がり、一番奥の六年生まで。児童の皆さん顔を見ながら話し始めましたが、何年生に向けて話せば良いのか、戸惑いました。身体機能の他、表現力、理解力などのコミュニケーションに関わる能力の違いがあることに気づきました。普段の落ち着いた頭の中では、当たり前のことと理解していることも、突然、現場に立つと、あわてて、戸惑ってしまいます。

こうした大勢の「人」のかたまりと向かい合って、気づくこともありますが、



小・中学校における UD 授業の風景

基本はひとりとひとりです。教室では、暮らしの中でUDなものを発見する楽しさと一緒に学ぼうというスタイルで進めていきますが、やはり、伝えることの難しさを感じました。小さな机を向かい合わせにして5、6人ずつ、班に分けます。「ユニバーサルデザインって、なぁに?」「ユニバーサルデザインは、みんなの家にもあるものです。」と新しい言葉に興味を引いてもらえるように話し掛けます。会員の小学校の先生から「授業は最初の3分が勝負。」とアドバイスを受けました。ただし、気を引こうと、大きな声をあげても、元気だけでは、思いは伝わらない。「生徒10人の内、1人ぐらい好奇心の強い子供があるので、その子供に、まず、話し掛けてみては?」ともうひとつのアドバイス。目と目が合ったのを手がかりに「お風呂のシャンプーの話」を切り出す。手ごたえ有り。後は、「ユニバーサルデザインに、さわってみよう」と机の上に並んだUD製品を手にとってもらう。ユニバーサルデザインが形として目に見えるものになる。製品を仕上げた作り手の思いが、子供たちにどこまで伝わるか。突然、納得する子供、みんなの発見をまとめようとする子供、反応は様々。でも、確実に伝わっている。きっと、彼らがものづくりの一線に立った時、今日のことがものづくりのルーツのひとつになってくれたら、うれしいと思う。その時のユーザーは、年老いた私たちだ。ユニバーサルデザインは未来の暮らしを語るのでなく、自分達の暮らしに関わることだと、改めて気づきます。

摂南大学の田中直人先生にお教えいただいた中にヨーロッパのある町の事例がありました。「廊下の角に、素敵な鳥かごを置き、中に良く鳴く小鳥を入れる。」というものです。視覚障害のある方は、鳴き声が角の印しになる。視覚障害のない方は、鳥かごに目をやりながら、角を曲がってゆく。伝えることの普通さとその工夫の美しさを示す事例だと思い、授業の締めくくりに、よく話題にします。

今では、パワーポイントを用いての基本プログラムも作成済み。ワークショップ形式のファシリティ役も、こなせるようになっています。

先生方とも連携をとって、高校生、小学校の低学年用のプログラムも準備しています。また、長田区内はもとより、他の区の学校にも派遣を始めました。

地域のユニバーサルデザインは難問を抱えているか？



UD 授業で用いるパワーポイントの教材

このメニューから、さらに、つながるメニューがあります。

授業での UD 製品の体験を日常的にできるように、地元の長田中央市場にユニバーサルデザイン商品を扱う店を開きました。市場で、作業所の商品販売などを行っている市民活動団体「いちばで元気」との協働で運営しています。

市場の「人」と市民活動団体の「人」のつながりに研究会が加わった重ね技のメニューです。

そして、もうひとつ、現在進行形のメニューがあります。地元、神戸市立池田小学校の校舎老朽化による建て替えに際し、子供たちのアイデアを新校舎に盛り込むというものです。題して「池田小学校 UD 化プロジェクト」。高学年の 5、6 年生には、「行きたくなるトイレ」というテーマで、その色彩を中心にしてアイデアを集めました。パステルカラーなど新しい色彩のものもあり、床、壁、ドアなどの配色が設計に取上げられます。3、4 年生にも各教室入り口に設置予定の看板内に描かれるピクトグラム（絵文字）を考えもらいました。音楽室、図書室、プールなど、「なるほど、よくわかる」楽しい絵柄が満載でした。2 年生は、トイレの壁面に描かれるモザイクタイルの原画をみんなで制作しました。

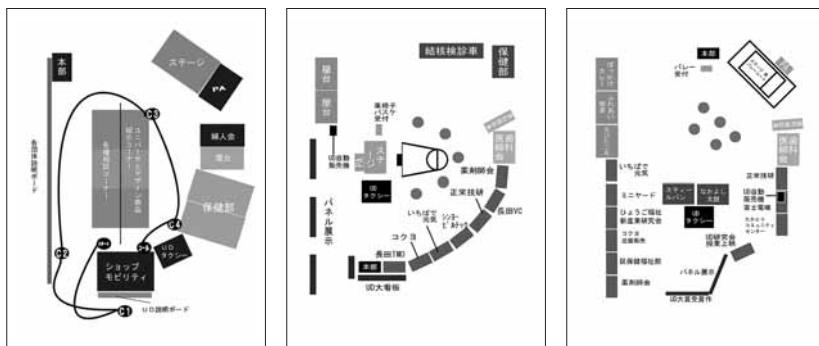
制作に夢中の子供たちを見て、「情熱」が世代を越えてつながってゆくのを感じました。

2 長田発こうペユニバーサルデザイン・フェア実行委員会に参加

さて、次に、長田発こうペユニバーサルデザイン・フェアの実行委員会の様子をご覧下さい。

平成13年、14年、15年の秋、3回にわたり、開催したフェアの会場レイアウトを並べてみました。

実行委員会は会員がフリーに参加できます。全体の企画を練る「人」、ステージの進行を担う「人」、会場の設営で力を発揮する「人」など、「人」の得意技でほぼ分担が決まります。準備は2ヶ月前から始めて、1週間毎に委員会を開催しながら、調整を図ります。一番時間をかけるのは、UD大賞の選考。一番楽しみは、当日の朝、会場の設営が次々と出来上がってゆくのを見ることです。



2001年第1回

2002年第2回

2003年第3回

長田発こうペユニバーサルデザイン・フェア配置図

平成13年の第1回フェアでは、会員同士が「UDって、何?」と目を見合せた時が実行委員会の初会合ですから、相当無理をしたはずですが、会場レイアウトを見る限り、今のフェアの原型は作り上げています。

- 文具、トイレ関連のメーカー、UD飲料自販機会社などの出展が会員のネットワークで実現しています。
- 靴の街・長田をアピールする婦人靴とUD婦人服のファッションショーを地元婦人会の皆さんモデルになって楽しく開催しました。

地域のユニバーサルデザインは難問を抱えているか？

- ・区役所の各窓口で行っている各種相談コーナーを当日会場で出張サービスの趣で実施しました。これが、その後に始まった、区役所内の表示の UD チェックにつながります。
- ・レイアウトの中で特長的なものと言えば、ショップモビリティです。地元、新長田再開発地区の商店街を中心とした街づくりは、いつも新しい切り口で進めています。電動スクーターの貸し出しをメニューにもつ「高齢者に優しい商店街事業」も、そのひとつです。フェアでは会場を商店街に見立て、各ブースをつなぐ足として電動スクーターを採用しました。つながることを目に見えるように示しながら、新しい試みで目を引くプランでした。当日会場では、子供も親もお年寄りも電動スクーターの乗車を楽しみました。会員の商店店主がサポート役になって、商店街のショップモビリティの PR も果たしました。有りもの同士の機能を組み合わせることで、お互いコストをかけず、新しい動きをつくり出す例にもなりました。

第2回は、会員の出展ブースができたことで、研究会の進化が始まったという思いがあります。

- ・従来からある薬局サービスをさらにお客さま志向に高めるために、UD な取り組みを発表した例。住まいの中の UD という視点から、簡易エレベーターの開発を始めたり、実際の注文建築の施工で UD 研究の成果を導入した例。会員ブースの充実ぶりがわかります。
- ・動きのあるものとしてスポーツを採用。会員が選手の経験があるという話から車いすバスケットに決めました。ゴールを会場の中央にセット。フリースローの要領で 3 球連続ゴールすると、丹波の UD カレー皿と地元長田名物ぼっかけカレーライスの賞品。力が入って、ボールの飛び出しを防ぐため、地元中学生の皆さんのがサポート役に。中学生の参加で、雰囲気もさらに明るくなり、元気になります。
- ・神戸ユニバーサルデザイン大賞の創設。新しい商品のアイデアの他、企業・小売店などが地域で行っている UD に関する取り組みを募集。具体的な商

品化に向けた提案として一般部門54件、未来のUD商品を想像する夢を語るコーナーとしてジュニア部門（中学生以下）269件のUDな思いが集まりました。一般部門では大賞は該当なし。ジュニア部門は、信号機とリンクして、音と光が出るベルトが大賞に選ばれました。神戸らしく「おしゃれ」を念頭に置いた中学生のアイデアでした。子供たちのアイデアには、近未来的ユビキタス社会のイメージが多く取り入れられ、技術革新が豊かな暮らしを創り出す、そんな光景を見る想いでした。

- UDファッションショーも2回目。「着心地が良い。センスも良くて、気に入った。」とモデル役が板についた紳士淑女は、ステージを終えた後も各ブースを一巡り。婦人会ブースではファッション談義が始まりました。

第3回は、フェアが「街々の活動家のルツボ」になった趣です。太鼓が響きあう中で、三木市、小野市など県内で生活用品づくりをネットワークで進めているグループも初参加。「人」と「つながり」と「情熱」は、いよいよ高まりと広がりを見せ、ものづくりの芽も出来ました。ルツボが大鍋になりそうです。

- 神戸ユニバーサルデザイン大賞は、2回目を迎えて応募数も上がってきました。一般部門70件、ジュニア部門345件。一般部門では初の大賞が出ました。婦人用のショールに使える服飾のアイデア作品です。ファッション都市宣言をした街、神戸。「UDファッションの街宣言」はいち早く長田から名乗りを挙げようと、会場は沸き返りました。ジュニア部門は、ブルブルふるえる体温計。何気ない暮らしのひとコマに注目した小学生の秀作でした。「有りそうだけど、調べると、製品として無いみたい。」審査会では作品の全てに目を通します。会員の皆が気にかけていた作品が大賞です。

- 小野市の伝統的な地場産業「そろばん」の職人技を活用した製品づくりは、しっかりとUDでした。自らの強みを掘り起こして、他の強みを持ったものとつなげると、そこに新たな値打ちが創り出される。つながる時の合言葉がUD。生産地の皆さんとつながって、ものづくりに一段と関心をもつようになりました。

地域のユニバーサルデザインは難問を抱えているか？

- ・スポーツはシッティング・バレーボールを採用。スポーツシリーズは定番になりそうです。座ったままでプレーする模範演技の後、地元の強豪ママさんバレーボールチームが挑戦。勝手の違いを乗り越えた奮闘に拍手が起きました。
- ・カリブ海のラテンな気分で楽しめるスティールパン・バンド。楽器はドラム缶そのもの。地元商店街の皆さんが震災復興の思いで始めました。メンバーも、今や老若男女100人に迫ります。家族みんなで参加する例もあり、アットホームな気分が会場を包みました。地元の和太鼓「なかよし太鼓」も、親子で調子を取りながら、打ち上げてゆきます。響き合うことをステージで演じ、展示ブースでは体験交流コーナーを設けました。UDな音楽シーンもこれからフェアで外せなくなりそうです。
- ・「食の街、長田」の面目躍如になった名物「ぼっかけ」に続けとばかり、UDな食品づくりをめざした会員たちが、名物候補2品を完成。うどんが輪になって、箸で取り易い「UDうどん」、入れ歯でも食べ易いタコ焼の「えびタコ丸」。地元のうどん店、惣菜店の店主の方々も汗をかきながらの全面協力。好奇心旺盛な下町の食通に大受けだったとか。

駆け足で3年分をご覧いただきました。「人」が出会い、気づき、つながり、「もの」ができる、「こと」が始まる。その良い循環が次々と生まれる街になって欲しい。「情熱」から発する思いです。

3 長田発、神戸ものづくり・ことづくり塾に参加

続いて、研究会として始めて公開の勉強会を開催しました。「きく」チームの担当です。講演の要点もまとめていますので、ご覧ください。

今年の春、2004年3月に「長田発、神戸ものづくり・ことづくり塾」を長田区役所の大会議室で4日間にわたって開催したものです。

開催告知のチラシをみんなで考え、標題には、「成熟市場に商機あり！」と打ち出しました。前文には「長引く不景気の中、企業には顧客満足度の追求、

ユーザー層拡大が厳しく求められている。そのような情勢の中、ユニバーサルデザインを取り入れた商品やサービスで成功を収める企業がある。この講座では、そうした企業の方を講師にお招きした。」と書き、最後に「ユニバーサルデザインを取り入れることは、成功の近道だ。」と気を引く壳込み文を挟み込みました。

トータルコーディネーターを神戸芸術工科大学の相良二郎先生にお願いし、講師陣は、1日1社で4社お越しいただくことにしました。

会場での講演内容を簡単にご紹介します。

1日目の松下电工(株)デザイン部並びにドレッシング部では、住まいと暮らしのユニバーサルデザイン「お客様視点に立った商品づくり」をテーマに、独自のユニバーサルデザイン配慮商品設計ガイドラインや社内研修、ユニバーサルデザイン商品の具体的開発事例（洗面化粧台）など先進的な取り組みが紹介され、これから製品開発、企業のあり方まで話を進めていただいた。

2日目のひょうご福祉新産業研究会では、地場産業でのユニバーサルデザインの展開をテーマに、地域産業活性化の有効な取り組みとして、産業の新しい組み合わせ、仕組みの創出による地域技術を活かした売れる商品づくりがわかりやすく説明された。また、地元長田区の事例として、(株)タイセイのご紹介がありました。

3日目の(有)サニープレイスでは、障害があっても、いきいき暮らせる住まいづくりをテーマに、障害者専門に住まいの新築やリフォームを手がけてきた経験から得た、暮らしやすい住宅の事例、工夫の数々、苦労話を披露していただいた。障害者ができるだけ快適に暮らせる住まいは、あくまでも機能最優先。でも、デザインは、普通に、おしゃれに、さりげなくという話が印象に残りました。

地域のユニバーサルデザインは難問を抱えているか？

4日目のJTBバリアフリー研究所では、「旅を通してのユニバーサルデザイン、サービス業における展開」をテーマに、高齢者や障害者など、あらゆる人が安心して旅行を楽しめるツアーの取り組みを紹介いただいた。企画から添乗までの実例を通し、いかにお客様のニーズを満たすのか。サービス業の企業姿勢のあり方まで触れていただいた。



長田発 神戸ものづくり・ことづくり塾

主催者として、実のところ、告知期間も短く、当初、参加者の数が気になるところでしたが、ふたを開けると、用意していたパイプ椅子が足らずに、受け付け担当の会員が慌てるほどの盛況で終えることができました。主催者発表は目標の150%，全日程200人を超える参加となりました。

講師の皆さんには、塾の終了後、若干時間をいただき、会場の隅にテーブルを寄せ合い茶話会をセット。質疑応答の硬さは無くして、参加者と講師が和める場づくりです。ファシリティ役の会員がつい熱がはいって話し過ぎたというハプニングはあったものの、毎回交わされる専門的な話題のやりとりに会員のみんなは大いに触発されました。

ひょっとして、この時、長田区ユニバーサルデザイン研究会は4年目にして大きな化学変化を起こしたのかも知れません。それは、チームが事業化を考え始めたことです。

「つながった区ユニバーサルデザイン研究会」と一緒にやりませんか？

トラの巻も、化学変化を起こして、突然、勧誘チラシになってきます。

事業化に向けたプロジェクトが始まります。職業・立場などにとらわれることなく、皆さん自身が興味のある活動に参加しませんか？「人」とつながると、自分が忘れていた能力を引き出してくれる場に出くわすことがあります。そんな楽しいオマケがつく研究会に、ようこそ、つながって下さい。

2004年11月3日（祝日）に第4回長田発こうべユニバーサルデザイン・フェアがJR新長田駅前で開催されます。その会場で、下記のプロジェクトの進捗報告があります。つながることに、まだ迷われている方は、是非、お立ち寄りの上、現場でつながって下さい。

①工務店経営の会員が「以前から暖めていたプランを始めたい。」と例会で発表した。名づけて、「すまいの応援団」。医師、ケアマネージャー、建築士、福祉住環境コーディネーター、電気店、福祉用具専門相談員などでチームを作りました。住宅改修の専門家集団が会員の皆さんで出来上がりです。高齢者の方がお客様。「暮らしの中で不自由をし続けていませんか？ちょっとした工夫、改善で、快適になります。」と声がけをします。安全なすまいづくりをPRします。施工の請け負いも視野に入っています。お客様は、地域の「人」。不便のリクエストがそのまますまいの応援団の応援になります。地域の不便のデータベースづくりも狙いのひとつです。

②商工会議所の地元支部が、UDの街づくりの土壤を活かした研究会の活動に注目。企業と企業のつながりを実現する場として、研究会が期待されています。UD商品の企画、試作品の評価を会員が担い、改良された商品を会員の商店街で実験的に展示、販売し、お客様の声をフィードバックする仕組みを検討しています。

③「みる」チームと「かぐ」チーム合同で、地域のUDなスポットをつないでゆく「UDながた百選」観光コースを開発中です。最近では、学校、駅、

地域のユニバーサルデザインは難問を抱えているか？

商業ビルなど新築の建物が増えてきました。それらも UD なスポットと言えますが、この街では、ありふれた風景の中に、さりげなく百選はあります。「人」と出会うことで、見えてくる UD。それを会員のネットワークで選びます。来訪者が「人」につながりながら、街歩きをするという新しい都市型観光です。ある意味、ミステリー・ツアードです。来訪者には、自らが言葉を交わしながら、歩いた経路と出会ったスポットの記録を残していただきます。これが「道中記」になって、次の来訪者の頼りになります。来訪者が情報提供者になって、プランにつながるというのが隠し味です。修学旅行の班別行動のメニューに仕上げるつもりです。また、旅の楽しみ、UD 弁当も開発中です。

④小中学校 UD 体験授業で培ったノウハウを活かす事業として、UD をテーマにした副読本の製作に着手します。「ふれあう」チームと「いう」チームが中心です。これまで、いくつかの授業を行いましたが、同じ形で進行できたものは有りません。どこか違います。事前学習の内容が影響している場合もあります。体験に基づいた副読本を販売できるレベルまで質を高めるプロジェクトが、完成まで 1 年を目処に始まりました。

出題の解答

(ながた区+人) × 情熱 = つながった区

「この等式が成り立つ理由を、あなたは解けますか？」

勧誘のチラシで「つながった区ユニバーサルデザイン研究会」に興味を持っていたいただいた方は、もう既につながった会員になっています。つながって、結び目が解けなくなっています。

おわかりですか？正解は、「解けません。」でした。

ユニバーサルデザイン——神戸市の取り組み

三 原 隆 司

(神戸市保健福祉局計画調整課主幹)

1 はじめに

神戸市では、来年の平成17年に「ユニバーサルデザインフェア2005」を全国に発信する予定で、現在その取り組みを始めているところである。ちょうど、阪神・淡路大震災から10年が経過し、これまで取り組んできたことや、これからのこととを神戸市全体で発信する事業の一環として位置付けられている。

本稿では、現在神戸市が取り組みつつあるユニバーサルデザイン（以下原則として「UD」と表記）の現状を紹介すると共に、推進していく上での自治体の課題等についても触れ、各都市の参考になればと考える。

2 日本的 UD の広がり

UD は、まちづくりを始めとする行政が行う施策のあらゆるところに配慮されるべき、21世紀型の新しい理念・手法である。UD の定義としては、「はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、環境などを計画、設計する」が一般的に知られている。^(注1) これは、UD の提唱者であるアメリカ・ノースカロライナ州立大学 UD センター所長であった故ロン・メイス氏の定義であり、さらに彼は、UD の概念を明確にするために有名な UD の 7 原則を示している。

しかし、15年近く経った現在、UD の意味するところが少しづつ変わって来ている。米国での動きは「ユニバーサルデザイン」13号に紹介されている。^(注2) 当初米国から紹介された UD の理念は、製品づくり、建物づくり、まちづくり

りなどのハードを中心に考えられてきた。しかし、ハードを考えるにはそれを認識し、また運営するためのソフト、つまり理念や制度、仕組みを抜きにしては議論できない。そのため、UDの範囲は、まちづくりやものづくりに加えて、暮らしや意識にも広がってきている。そして、このような日本でのUDの概念の拡大は自治体がそれぞれのコンセプトにUDを採用し、具体的に取り組むようになってからの傾向と思われる。このことは各自治体が作っているUD推進指針の中での具体的取り組みの分類の中によく見られる。^(注3)

このように、UDの範囲を意識までも含める広い範囲で捕らえることを日本のUDとすれば、その理由として、自治体の全事業展開にUDをかぶせていくという戦略的なもの、ハード整備だけでは物理的にも財政的にも対応が困難なため市民相互の助け合い的なソフトもあわせて対策として盛り込む必要があること、行政の分野のうち、大きな部分を占める教育についてもUDの取り組みを促進したい等々のことが考えられる。しかし、主な理由としては市民の自立度がアメリカに較べてまだ低く、障害者の社会的自立に対する理解などが同時に問題になっている日本の状況を受けていると思われる。この点について日本大学の野村教授は「UDには精神的な自立が必要。市民の連携がなければUDのまちづくりは出来ない。連携は市民の精神的な自立が前提。障害のある人も市民も自立していないとUDは成り立たない。」と述べている。^(注4)

現在、日本でのUDに対する意識はどのようなものであろうか。UDという言葉の認知度は確実に高くなっていると思われる。^(注5)しかし、その理解度はまだ不十分であり、言葉の響きだけが先行して、それに対する漠然としたイメージがばらばらに持たれていると言うのが現状ではないか。ちなみに、神戸市で、来年予定の「ユニバーサルデザインフェア2005」のキャッチフレーズを公募したところ、561件の作品が全国から集まった。その内容を見てみると、UDに対しての皆のイメージが一定のキーワードの中からつかめる。そこには「やさしさ15%」「みんな15%」「未来8%」「夢7%」「こころ4%」他に「自立」「快適」「使いやすい」「楽（らく）」等の言葉が並んでいる。そこからは、「高齢者も障害者も含め、皆いきいきと、持てる力を発揮して自立して暮らしていく」というメッセージがうつっている。

ける、便利で快適な社会を、みんなで創っていこう。」と言うメッセージが浮かんでくる。これをユニバーサル社会と考えてよいのかもしれない。

3 自治体と UD

(1) 自治体への広がりの状況

多くの自治体が、UD の取り組みを始めている。まるで UD ブームと言っても過言ではない。例えば自治体の活動を紹介する検索エンジン「NIPPON NET」で、ユニバーサルデザインを探すると、7,094件がヒットする。(16年8月23日現在、ちなみに「ユニバーサルデザイン13号」に2年前の14年8月29日では、2,596件との記事があり、この2年間で約2.7倍となっている。)

もちろんこの傾向は、自治体だけではなく、国の各省においても同様に広がりを見せており、企業レベルにおいても、UD を積極的に商品開発のコンセプトにもつ新しい商品が次々と市場に出ている。しかし、前述した日本の UD という内容は自治体の取り組む内容に主に見られると言ってよいであろう。

(2) ブームの背景 導入の理由

一般に各自治体が UD に取り組む理由としては、①人権の尊重②共生意識・倫理観の観点③高齢化への対応④男女共同参画の推進⑤国際化への対応⑥地域経済・産業の活性化等がいわれている。そこでの都市像としては「人間中心のデザインによるまち」や「すこやかな社会」「ゆとりのある社会」等がいわれている。このような概念の多くは、確かに自治体が掲げる理念に沿っている。

さらに①政策の柱としての新しさ、新しい理念の提案・提唱、②福祉施策の延長に位置付けられる、③全施策にかかわってくる、④市民参画の理念に合致、⑤人権尊重の理念に合致、⑥QOL の実現、⑦生活者の視点で考える、等の切り口からも魅力のあるテーマとして捉えられている。

しかし、本質的には UD の理念は、人権尊重を基調とし、高齢社会に対応しすべての人が高品質でいきいきとした人生がおくれる21世紀型の新しい社会の枠組みの変化であり、世界的な潮流となっている。まさにこれこそが UD の理念が広がっている一番大きな理由であろう。そして社会の変化は市民自ら

が意識をもってかかわっていかなければ達成できないものであり、そのため市民に一番近い自治体がかかわることが有利であり、自治体が先導して新しい社会を目指していくというフレームが共通の理解のように考えられている。

(3) すべての施策に UD を

全国的に各自治体で UD の取り組みが進められているが、その内容は①推進のための基本的な方針の策定②広く住民が参画した推進のための体制の確立③UD推進のための調査・研究あるいはモデル的事業④啓発・広報活動⑤自治体自ら行う UD の視点による事業⑥その他に大きく分類できる。

特に、⑤の自治体の事業については、UD を目的とした事業と、UD の考え方、手法による UD 的な事業がある。UD を目的とした事業としては、④の啓発・広報活動も含め、UD の意識を浸透させるものであり、自治体職員による研究会などもこれに入る。

一方、UD 的な事業は、自治体が持つすべての事業に UD の視点で見直しをかけていくという意味を持ち、その視点とは、事業の対象となる当事者としての市民が考慮されているか、事業を進めていく上で当事者としての市民が参画しているか、利用者の意見が反映され事業が改善されているのか、等が言われている。その結果自治体の事業の UD 化は、特別な取り組みとして特化したものではなく、すべての事業に当然組み入れられているものとして一般化していく方向で考えて行かなければならないだろう。

さらに、いかに個々の施設や個々の施策の UD 化を進めても、相互の連関性を重視して地域政策全体、自治体政策全体を UD 化していかなければ、ユニバーサルでない UD になってしまふおそれがある。例えばノンステップバスを導入しても、歩道側の乗降口がうまくつながっていなければ使いにくいし、バス停までのアクセス自体がバリアフリーでなければならぬ。また、時刻表や案内サイン等にも UD が求められる。

したがって、すべての施策に UD の視点をかぶせていくための横断的な取り組みが担保されるような体制についても、各自治体が工夫しているところである。ちなみに全国の自治体での UD 担当の部署については、総合計画・企

画部門、人権・男女共同参画部門、福祉のまちづくり・福祉部門、建築・都市計画部門等様々であるが、いずれも推進本部などの全庁的な組織・ネットワークを作っている例が多くみられる。

4 神戸市の取り組み

(1) これまでの取り組み

(福祉のまちづくりの推進)

神戸市では、昭和52年、全国に先駆けて「神戸市民の福祉をまもる条例」を制定し、福祉のまちづくりを進めてきた。これは、高齢者や障害者だけでなく、すべての市民を対象とする「市民福祉」をめざすものであり、UDの考え方を取り入れたものであるともいえる。そして、すべての市民が安全かつ快適に外出し、様々な社会活動に参加できるまちづくりをめざして、条例に基づく規則の中で整備基準を定め、官公庁や駅、病院などの公益的な施設をはじめ、道路、公園などの都市施設の整備に取り組んできた。

また、地域の課題に応じたきめ細やかなまちづくりを展開するため、地元が主体となったまちづくり協議会との協働によるまちづくりを展開するほか、コミュニティーを中心とした住民主体のまちづくりの推進に向け、概ね小学校区に1ヶ所整備された地域福祉センターを拠点とした、ふれあいのまちづくり協議会によるまちづくりを推進するなど、UDの基本である「協働と参画」のまちづくりに取り組んできた。

さらに、平成14年には、市内の主要な駅や周辺道路等のバリアフリー化を一体的に推進するため、4つの地区を重点整備地区とする「神戸市交通バリアフリー基本構想」を策定した。基本構想の策定にあたっては、公共交通機関の利用者である当事者の意見を充分反映させるため、関係団体や施設等と連携し、現地調査等を行うとともに、広く市民の意見聴取を実施した。

(UDの取り組みへの事実上のスタート)

「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づき、これまで様々な施策に取り組んできた。そして、急速に進む高齢化、少子化などの社会情勢の変化の中で、す

べての市民が住み慣れた地域で、健康で自立して、できるだけ長く生活できるためには、どのような取り組みをするべきかについて取りまとめたものが、平成14年2月に策定した「“こうべ”の市民福祉総合計画2010」である。この中で、すべての人が互いに助け合い、支え合いながら地域で安心して暮らせるまちをつくっていくためには、UDの考え方方が大切であるとし、「ユニバーサルデザインの推進」を7つの主要プロジェクトのひとつとして位置づけた。

そして、UDの具体的な取り組みの第1弾として、平成14年5月に、(社)プロップステーションとの共催で、「Let's ユニバーサル・シティ KOBE フォーラム2002」を開催した。

(政策提言会議の開催)

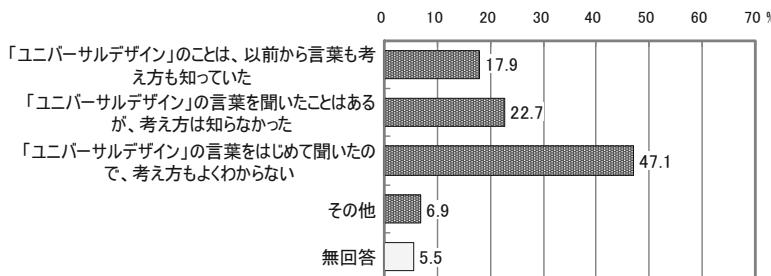
平成14年度には、府内にUDを推進する組織として、保健福祉局と住宅局(当時)に2つのUD係を新設した。また、様々な分野で活躍する市民の「知恵」と「力」を市政運営に活かしていくため、市民代表者、学識経験者、マスコミ、企業経営者などで構成する「政策提言会議」を開催し、8項目がワーキング形式で議論された。その中に、「ユニバーサルデザイン」も取り上げられ、市が取り組むべき方向や施策案について提言としてとりまとめられた。市が推進するUDの方向性として、①「心のUD」の推進など、ソフト施策と連動したまちづくり・ものづくりを推進すること、②まちづくりやものづくりに利用者の意見を反映していくため、企画・立案段階から市民の参画を得ていくこと、③神戸の産業振興の観点から、産業の分野にもUDの視点を積極的に導入していくことが重要であるといった内容のものであり、これが神戸のUDの取り組みにつながっていくことになる。

(ユニバーサルデザインに関する意識調査の実施)

平成15年3月には、15歳以上の市民3,000人を対象に、UDに関する意識調査を実施した。考え方を理解している人はわずか2割弱であり、また、神戸のまちづくりに望むものとしては、窓口サービスの改善や教育の場での取組みなど、ハード施策だけでなく、ソフト施策への取り組みを望んでいる方が多いという結果になった。

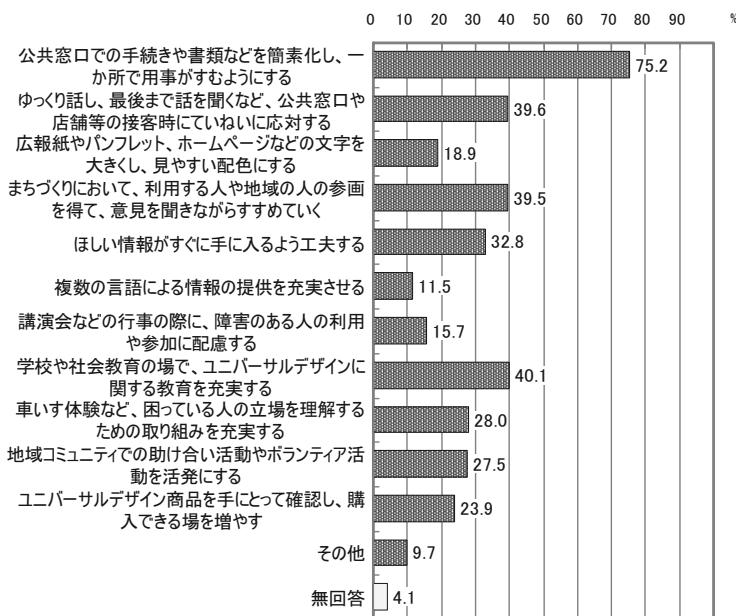
○ユニバーサルデザインの周知度、理解度

言葉を知っている人は回答者の4割、考え方を知っている人は2割弱



○神戸のまちづくりとして、どのような取り組みをすべきか

4人に3人が公共窓口サービスの改善(ワンストップサービス化)を望んでいる



(2) こうべ UD 広場の発足

UDへの本格的な取り組みは、平成15年5月、これまでの動きを結集し、神

ユニバーサルデザイン——神戸市の取り組み

戸を世界一ユニバーサルなまちにしていこうと市民が呼びかけ、「こうべ UD 広場（こうべユニバーサルデザイン推進会議）」（座長：摂南大学教授 田中直人）が発足したことに始まる。広くみんなが集まってワイワイ言いながら、一緒に考え、行動していくことを、広場という言葉に託した。常に広く市民の意見を取り入れることを基本とし、オープンな参加・運営を行ってきた。先の意識調査結果からもわかるように、UD という考え方方がまだまだ浸透していないことや内容が明確でないこともあるため、広場では、まずみんなが共通の目標を持てるように、めざすべきユニバーサルなまち神戸の姿や、それを実現するために必要な取り組みについて、「世界一ユニバーサルなまち神戸をめざして」と題する呼びかけとしてとりまとめた。

また、市民や事業者の方に、UD を身近に考え、理解してもらうため、平成 15年度、16年度、「こうべ UD フェア」を開催している。

(3) 具体的な取り組み

神戸ユニバーサルシティ計画

神戸の玄関口である三宮駅周辺において、市民や神戸を訪れるすべての人が安心して快適に移動できるよう、地下・地上・デッキレベルの歩行者動線の 3 層ネットワークの整備を進めるほか、バスターミナルの再整備などによる駅前広場機能の強化、案内サインの充実などに取り組んでいる。



神戸新聞開会跡地の整備計画

人にやさしいみちづくり

すべての人にやさしいまちづくりを目指して、UD の考え方を取り入れた「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」に基づき、交通バリアフリー基本構想に定める特定経路やその他の道路の整備を推進している。具体的



歩道の段差解消と助け合いサイン

には、横断歩道部の段差について、車いす利用者が自力で越えられ、かつ視覚障害者が誤って車道に出ない段差として現行の4cmから2cmに縮小、ピクトグラムサイン（絵文字）を活用した誰にでもわかりやすい案内サインの整備、坂道への休憩ベンチの設置などに取り組んでいる。特に、神戸は坂が多いため、勾配を表示するとともに助け合いを促すサインを設置するなど、UDの考え方を取り入れたみちづくりを進めている。

公園におけるユニバーサルデザインの導入

神戸ウイングスタジアム併設の御崎公園の整備にあたり、利用する人にとって使いやすい施設とするため、住民と何度も話し合いの場を設け、子供からお年寄りまで幅広い年齢層を対象に、誰にでも親しまれ、使いやすいものとなるよう整備した。スロープ等の整備により段差を解消し、車いすでアプローチし利用できるものとするほか、多機能トイレの整備、ピクトサイン（絵文字）を活用したわかりやすい案内表示、こどもからお年寄りまで楽しむことができる遊具や健康器具等の整備を行った。



神戸ウイングスタジアムと案内サイン

公共建築物における取り組み

公共建築物におけるUDの取り組みを推進するとともに、民間建築物に対する働きかけを行っている。地域福祉センターでのモデル事業の取り組みをはじめ、区の新庁舎の整備にあたり、「灘区新庁舎UD研究会」を開催し、区民の意見を聞くほか関係者による検討を行った。また、神戸空港の開港に向け、「神戸空港UD研究会」や神戸空港から三宮地区等のサイン整備に関するUDサイン調整会議を開催し、検討を進めている。



住吉地域福祉センター

「だれでもトイレタウン」計画

UDの取り組みの一つとして、身近な「トイレ」を取り上げ、車椅子の方、お年寄り、乳幼児連れの方、妊婦、子供、オストメイトなど、だれもが使いやすいトイレ（だれでもトイレ）の整備を進めるために、「だれでもトイレタウン」計画を進めている。買物客、観光客などが多い、三宮・元町・北野・ハーバーランド地区をモデル地区として、「だれでもトイレ」の整備を公共の建物で進めるとともに、民間の各事業者にも協力依頼し、整備を進めている。



だれでもトイレと公募したシンボルマーク

市営地下鉄海岸線

平成13年7月に開業した地下鉄海岸線全駅では、エレベーター、多機能トイレ、目の不自由な方を対象とした触知図を整備するほか、出入り口、改札、プラットホームなど場所ごとに音色を変えて、心地よさだけでなく、目の不自由な方にも音サインとして情報を伝えている。



シースルーのエレベーター

ノンステップバスの導入

乗客が乗り降りしやすいように床面を低くして、乗降口の段差をなくしたノンステップバスの導入を進めている。中扉部にはスロープ板を装備しており、車椅子利用の方も楽に乗降できるようになっている。



ノンステップバス

案内サイン、パンフレットなどの多言語化

案内板の多言語（日本語、英語、ハングル、中国語）表記を進めるとともに、外国人旅行者にもわかりやすい多言語の観光ガイドブック・マップを作成し、観光案内所等で配布している。



多言語による案内サインと観光ボランティア

おもてなし運動の展開

観光都市神戸では、心のこもったおもてなしや、きめの細かい案内システムを構築するため、ホテルや集客施設などでおもてなしに関する情報を共有・発信するネットワークシステム「おもてなしネット」を立ち上げるとともに、「Feel KOBE 観光キャンペーン」にあわせて、観光関連業界と連携して研修を行うなど、おもてなし運動を展開している。



おもてなしネット

美しいまち実現に向けた協働の取り組み

震災復興の過程で培われた重要な市民の取り組みを継承し、人が集い、訪れ、働き、住み続けたいまちを実現していくために、地域、NPO、企業、行政が連携、協働して、ごみや落書きのないホスピタリティあふれるまちづくりに取り組んでいる。



美しいまちづくり

外国人のためのワンストップサービスの整備

外国人に対する市政・生活情報の提供及び各種相談を行っている「神戸国際コミュニティセンター」において、英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語の6言語の通訳者を週1日配置し、多様な情報を多言語で提供している。



神戸国際コミュニティセンター

子どもの UD 学習の取組み

市内の市立小・中学校の“総合的な学習の時間”等を活用し、未来を担う子どもたちが思いやりのある人に育つことを目的として、「まちの UD たんけん」や「モノの UD 調べ学習」などを通して、人にやさしい『UD のまち神戸』のあり方に、気づき・考え・提案する UD 学習に取り組んでいる。



ルミナス神戸や三ノ宮駅での UD 探検

地場産業への取り組み支援

インキュベーション施設「シューズプラザ」を提供し、付加価値の高い靴作りをサポートしている。「手づくり工房」を運営し、健康や体へのやさしさにこだわった靴づくりに取り組んでいる。



震災後、長田のケミカルシューズ産業の復興と靴のまちながたの活性化をめざして誕生したシューズプラザ

5 自治体 UD を取り巻く課題

(1) UD の守備範囲・対象

UD の対象となるべき人は勿論「すべての人」である。発生の経緯から、特に障害を有する人や高齢者などが優先的に含まれているが、あくまですべての人を念頭に考えていくべきである。問題は、はたして、すべての人に満足のいくような事業が現実的に可能かと言う点にある。そのため、「すべての人に」

を「できるだけ多くの人に」と言い換えている例もある。UD化のアプローチとして、①皆に使いやすいような汎用性の高いデザインで対応②共通するベースを用意し、さらにオプションで個別の要望に対応③多くの選択肢を用意し、個々に対応、という3種類が紹介されている。^(注6) ①は建築物・道路・公園などの公共の基盤整備に、②は個人使用の耐久消費財的なものが好例であるが、行政サービスでは、例えば地域に設置するセンターについて、細かな仕様については住民自ら決めていけるようにするなど、また③は個人的な消耗品が代表例であるが、行政サービスでは、窓口での応対などはまさに相手の状態に合わせてなされるべきものであろう。

現実には①②③の組み合わせであり、施策の対象者の広がりの可能性を考え、可能な範囲の人が計画策定に参画して、お互いの立場を理解しながら議論していく過程で一定の結論に集約していくことが理想であり、そのためには参画者自身がUDの根底にある人の多様性をいかに認識しているかが重要なポイントとなる。

(2) 人権としてのUD

これまで述べてきたが、UDの考え方の基本は、人の多様性の認識であり、相手の立場を理解することである。これは、人権意識につながっている。むしろ、人権意識の中にUDの考えが含まれると言う方が正確のように思われる。

人権侵害に関しては、米国の差別禁止法である“ADA”（障害を持つアメリカ人法；1990年）が、よく紹介される。これは障害のある人の社会参加を人権と捉え、それを妨げるものは人権侵害に当たるとして禁じた法律であり、先行の建築障壁法（1968年）やリハビリテーション法504条（1973年）とあわせて米国における障害者の人権法として機能している。日本では、同様の建築に関する技術規定を持つ「ハートビル法」（1994年）があり、各自治体で制定している福祉のまちづくり条例とあわせてバリアフリー対策を進めている。しかし、あくまで権利の裏付けのない技術法で留まっており、現場では、ちぐはぐな対応が生じている例がある。（レストランの入り口の段差解消としてスロープを付けたが、車いすの方が予約しようとすると店が狭く他の客の迷惑になるから

と断わられた例。) UD の展開の中に、このような差別禁止法的な条例を視野に入れている自治体も出てきているのも時代の要請であろう。

こうべ UD 広場でまとめた「よびかけ」の中で、「高齢者や障害者に限らず、小さな子供のいる人・文化や言葉の違う人が社会で不便を感じるのは、不便を生み出す社会のしくみの問題であるともいえます。これからは発想を大きく転換し、不便を生む社会を見直していく必要があると考えます。」(本文 3 p) と述べられていることも、この流れに沿ったものであろう。

(3) 地域特性・個性と UD

各自治体の取り組む内容に、個性的な UD を盛り込むことを求められることがある。3 でも述べたが、全国的なブームに乗って UD に取り組もうすると、逆に独自性を求めるようである。しかし、皆にやさしい施策は、すべての自治体で共通すべきものである。

UD 自体は時代の潮流であり、当然に自然体で取り組めばよいものと考えられる。むしろ、その時代の潮流自体を各々が当事者としてどう認識しているか、そこに個性が出るようと思われる。神戸市の場合は、震災の経験が、皆で助け合うと言うことの意味を実感し、市民の中から UD のまちづくりの声があがってきたことが、個性といってよいのではないだろうか。

(4) IT 技術と UD 社会

時代の潮流として IT 技術の進歩が、UD 社会の実現に大きくかかわってすることは確実であろう。IT を使って、障害者の持てる力を引き出し、就労の機会を作り出していく神戸の(仮)プロップステーションの取り組みはまさにその実例であろう。さらに、最新のユビキタス技術を駆使した国土交通省の「自律的移動支援プロジェクト」の社会実験も来年から神戸でスタートしようとしている。^(注7) 障害者にとって必要な情報は勿論、外国人や観光客、さらには地元の市民にとっても便利で面白い情報が提供されることを目指している。

(5) 市民参画と UD

最後に市民参画との関係について触れる。UD が利用者の立場でのものやサービスをつくっていくことが基本である以上、そこには利用者の参画が十分に確

保されていなければならない。適切な情報提供と市民参画は UD を進める上での必要条件と考える。

6 おわりに

こうべ UD 広場の議論の中で、多くの気づきを教えられた。ユニバーサル社会になったら、例えばデパートに買い物に行った時にどう変わるだろうというテーマでは、私たちはアクセシブルかとか、分かりやすい商品説明が出来ているかとか、トイレはどうかとか言い合っているときに、ある車いす利用のメンバーからそこの売り子になっている自分を想像したいという発言があった。する側、される側の垣根を越えようという議論をしながら、現実には、デパートの客としてしか発想が出来なかったことにショックを受けたことを思い出す。ユニバーサル社会の実現は遠いのか、近いのか？今、過渡的に行政が旗を振りながら進めているが、いずれは加速がつき社会が当然のごとく変わっていくのだろうか？ユニバーサルデザインという言葉があたりまえのものとして、なくなっていくことがユニバーサル社会と言ってもよいのではないだろうか。

(注1) The Universal Design File, The Center for Universal Design, ©1998 NC State university

(注2) 季刊ユニバーサルデザイン13号 ユニバーサルデザイン・コンソーシアム発行
(2004)

(注3) 自治体が作成した推進指針の中の分類の傾向としては、まちづくりと意識づくりは、ほとんどの自治体で位置づけている。また、くらしづくり、情報・サービス提供、ものづくりについては、表現は異なるものの、何らかの形で触れられている。一方、しくみ、制度などについては、まだ触れていないところが多い。

(注4) 季刊ユニバーサルデザイン11号 ユニバーサルデザイン・コンソーシアム発行
(2003) P5

(注5) 神戸市が平成14年3月に実施した意識調査では、言葉を知っている人は40.6%，意味も知っている人は17.9%であったが、仙台市が平成14年11月に実施した意識

ユニバーサルデザイン——神戸市の取り組み

調査では、言葉を知っている人は58.9%，意味も知っている人は20.4%であった。

(注6) ユニバーサル・デザイン～バリアフリーへの問い合わせ～ 川内美彦著 (2001)

(注7) 国土交通省が「ユニバーサル社会」の実現に向けた取り組みの一環として推進しているもので、駅や道路等において、目的地や交通手段、移動経路等の情報を、誰もが携帯電話等を通じて文字、音声、多言語等で簡単に入手できるしくみを開発していくとするもの。来年度、神戸で社会実験が実施される予定である。

参考文献

- ・季刊ユニバーサルデザイン ユニバーサルデザイン・コンソーシアム発行
- ・福祉のまちづくりキーワード事典（ユニバーサル社会の環境デザイン）田中直人編著 学芸出版社
- ・ユニバーサル・デザイン～バリアフリーへの問い合わせ～ 川内美彦著 学芸出版社
- ・ユニバーサルデザイン入門 静岡県編 しづおかユニバーサルデザイン専門委員著 ぎょうせい
- ・福祉のまちづくりデザイン 田中直人著 学芸出版社
- ・福祉の地域づくりをはじめよう 国土交通省総合政策局事業総括調整官室監修 福祉の地域づくり研究会編集 ぎょうせい
- ・五感を刺激する環境デザイン～デンマークのユニバーサルデザイン事例に学ぶ～ 田中直人・保志場国夫著 彰国社
- ・誰にもやさしいまちづくり平成15年 全国市長会編集 全国市長会館発行
- ・ユニバーサルデザインの考え方 梶本久夫監修 丸善株式会社
- ・ユニバーサルデザインが都市と市民のQOL（生活の質）の向上に果たす役割とその普及・啓発方策に関する基礎研究 仙台都市総合研究機構
- ・自治体の指針等：福島県、熊本県、静岡県、埼玉県ほか

潮流

地 域 自 治 区
E S C O 事 業
フ ァ イ ル 共 有 ソ フ ト
C L O (ローン担保証券) 融資

■ 地域自治区

1. はじめに

各地で「平成の大合併」と呼ばれる市町村合併が推進されている。地方分権の推進、少子高齢化や多様化する住民ニーズ等に適切に対応するために、合併により執行体制、財政など一定の行財政基盤を確立し「団体自治」を強化することを目的としている。一方で、合併により「役場が遠くなつて今より不便になる。」「住民の声が届きにくくなる。」「サービスが低下する」「中心部だけよくなつて周辺部がさびれる。」といった合併によりデメリットが生じるとの指摘もなされている。

こうした中で、地域住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民の連携により「住民自治」を強化することを目的とした「地域自治区」の設置が、地方自治法の改正により法制化された。

2. 地域自治区の概要

地域自治区は、第27次地方制度調査会の答申「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」を受けて、第159回国会（2004年）により地方自治法が改正されて法制化された。答申で提言された中では「一般制度としての地域自治組織」「行政区的なタイプ」が採用され、自治体の一部として事務を分掌し、支所・出張所的な機能も担うものと

されている。地方自治法上では「第7章／執行機関」（第4節／地域自治区）に位置づけられている。同法によれば、地域自治区は、市町村の判断により設けられ、当該区域の住民のうちから選任された者によって構成される地域協議会及び市町村の事務を分掌させるための事務所を置くものとされている。なお、地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域、並びに地域協議会の構成員の任期、定数、組織及び運営等に関し必要な事項は条例で定めることとしている。

また、地域自治区の事務所長は事務吏員をもって充て、「上司の指揮を受け、その主管事務を掌理し部下の吏員その他の職員を指揮監督する」とこととしている。また、「地域協議会」の構成員は地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任することとされており、同協議会の機能として①市町村の事務で地域自治区の区域に係るもの等について市町村の長その他の機関に意見を述べることができる（任意的諮問事項）ほか、②市町村長は条例で定める地域自治区の区域に係る重要事項についてあらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならぬ（必要的諮問事項）とされている。なお同協議会は、地域自治区の諮問機関（附属機関）としての位置づけになるため、その構成員は特別職の地方公務員となる。附属

機関の構成員には原則として報酬を支給しなければならないとされているが、同協議会の構成員には報酬を支給しないことが可能とされている。

住居表示については、従来の住所に地域自治区の名称を付加することとなっている。(例：●●市○○区：○○が地域自治区の名称) 財源は自治体からの「移転財源」が充てられ、事務局は自治体職員によって構成されることが想定されている。なお、法人格は有しない。

地域自治区と住民の関係は、「当該区域内に有する者が当然にその構成員になる」とされ、住民には参加離脱の自由は与えられない。一方、地域住民は地域自治区の担い手として位置づけられているが、権利義務の主体としては位置づけられていないと解されている。

3. 市町村合併の場合の特例としての地域自治区の設立

市町村合併に際して地域自治区が設けられる場合は、「市町村の合併の特例等に関する法律（合併特例法）」により設置されることとなる。地方自治法上の地域自治区と異なる点として、①旧市町村単位であれば合併後の市町村の一部の区域にのみ設置できることも可能、②内容について合併関係市町村の協議により決定（条例によらない）、③区長を設置できる（事務所長に代わって）などである。

4. 類似制度との比較

合併特例法によれば、地域自治区に類似する制度として、「地域審議会」（同法第5条の4第1項）と「合併特例区」（同法第

5条の8第1項）がある。地域審議会は、合併した新自治体の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項について意見を述べる機関とされている。設置期間は合併後の一定期間（10年程度）とされ、市町村合併の場合のみ設置され、合併協議により構成員の選任等が行われる。なお法人格は有しない。

合併特例区は、合併前の自治体において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するものを執行するとされ、その他同区が処理することが特に必要な事務（例：地域の公の施設の管理、地域振興イベント、コミュニティバスの運行など）の執行や同区規則の制定ができるとされている。機関として「長」「協議会」が置かれ、長及び協議会の構成員は合併後の自治体の長が被選挙権を有する者のうちから選任し任期は2年以内とされている。合併後の自治体運営の重要事項の実施についての意見の開陳、諮問・意見の開陳など地域自治区と同様の機能を持つほか、同区の長は協議会の同意を得て予算を作成することとしている。設置期間は合併後の一定期間（5年以下）とされている。

住居表示には、合併特例区の名称をつけることとなっている。(例：●●市○○区：○○が地域自治区の名称) 財源は自治体からの「移転財源」が充てられ、課税権や地方債の発行権限は有しない。事務局の職員は新自治体の職員から、合併特例区の長が命ずることとなっている。法人格を有し（特別地方公共団体）、設置にあたっては知事の認可が必要とされている。

5. 地域自治区のメリット・課題

地域自治区設置のメリットとして、まず市町村長に対する法定化された意見開陳のための「公式ルート」が作られることで、住民自治を推進することができる事が挙げられる。また、区長を置いて市町村長の権限に属する事務を分掌できるため、権限委譲により行政組織内の意思決定・施策実施が迅速になることが挙げられる。

一方、運営上の課題として、施策の決定権は市町村長にあるため、住民意見が反映されるかが不透明であったり、予算が措置されず自治体に依拠するため自立性が乏しい事が挙げられる。また、特別職の区長や事務局を設置することなどで、コスト削減などの合併効果を減退させることなどに懸念が示されている。さらに実質的に合併前の旧自治体のエリアを引き継ぐことになることで、「地域エゴ」の温存させるのではないかとも懸念されている。

本来の「住民自治の推進」という目的を掲げながらも、合併によって得られた効果が失われないような運営が望まれる。

■ ESCO 事業

1. ESCO 事業とは

ESCO (Energy Service Company) 事業は1970年代にアメリカで生まれた民間ビジネスで、欧米においては省エネルギー推進手法の中心的存在として位置付けられている。

ビルや工場の省エネルギー化に必要な「技術」「設備」「人材」「資金」などをすべてを包括的に提供するサービスであり、サービス提供に際してそれまでの環境を損なうことなく省エネルギー化を実現し、その効

果を保証する事業である。包括的サービスとは①省エネルギー診断・コンサルティング、②実施計画立案、設計施工、施工管理、③効果の計測・検証、④導入設備の運転管理・メンテナンス、⑤事業資金の調達であり、これらのすべてまたは組み合わせにより構成される。

2. 省エネ改修工事との違い

省エネルギー改修工事に ESCO 事業を導入する場合には、省エネルギーの診断から改修工事、導入設備の運転管理に至るまで ESCO 事業者が一貫して携わる。つまり初期の省エネルギー改修工事計画から省エネルギー効果の計測・検証まで責任をもって行うことができるため、効果保証が可能となる。一般的な省エネルギー改修工事では、エネルギー調査・設計、工事、設備運転管理が別の契約となるため、省エネルギー効果保証を得ることは困難である。また、改修工事後の省エネルギー効果の検証を徹底して行い、工事後の効果に ESCO 事業者が責任を持つことから、通常の省エネルギー改修工事より省エネルギー効果が高くなると評価されている。

3. ESCO 事業の特徴

(1) 光熱水費の削減分が事業原資

ESCO 事業では、省エネルギー改修に要した投資、それに係る金利、ESCO 事業者の経費等は全て省エネルギーによる経費削減分で賄われる。

事業経費の中には導入した省エネルギー設備機器の運転管理費やメンテナンス費が含まれており、顧客は省エネルギーに関するノウハウや要員確保の必要がない。顧客

の利益は省エネルギー量すなわち削減光熱水費によって変化するが、現在支出している光熱水費の範囲内で事業が継続的に実施されることが条件となる。

(2) 顧客の利益保証

ESCO 事業の最大の特徴は、事業導入による省エネルギー効果を ESCO 事業者が保証することにある。事業者の見込み・計算どおりに省エネルギーが達成されると限らない。その要因としては①施設の利用形態の大幅な変動、②猛暑など外気温度の大幅な変動などが考えられる。そのため、事業者はあらかじめ顧客との間でリスク分担を定め、そのリスクに応じたエネルギーの削減保証を行い、その範囲内で事業化が行われる。このような内容を含む契約をパフォーマンス契約とよび、この契約により顧客の利益が守られる。

(3) 契約方式

ESCO 事業の契約方式には「自己資金型のギャランティード・セイビングス契約」と「民間資金活用型のシェアド・セイビングス契約」がある。

ギャランティード型は改修工事資金を顧客が確保し、ESCO 事業者は顧客に対し改修工事によるエネルギー削減額の保証を行う。削減額はすべて顧客が受け取り、ESCO 事業者には「設備機器の運転管理・メンテナンス費」「効果検証費」「保証料」「経費」に相当するサービス料を支払う。

シェアド型は ESCO 事業者が改修資金を提供し、顧客に対して改修工事実施による削減額を保証する。顧客は改修工事で実現する節減額から一定割合をサービス料として ESCO 事業者に支払う。そのサービス料の内訳はギャランティード型の場合に

加えて機器導入費の償還分およびその金利が加わることになる。

現在、日本では受注件数比率はギャランティード・セイビングス契約が約 6 割を占める。しかし、受注額でみるとシェアド・セイビングス契約が約 8 割を占めており、1 件あたりの受注額ではシェアド契約が断然大きくなっている。

(4) ESCO 事業により期待される効果

ESCO 事業により①二酸化炭素の排出削減による環境改善、②光熱水費削減による維持管理コストの低減、③ESCO 事業というニュービジネスの育成という「一石三鳥」の効果が一般的に言われている。また設備機器の老朽化更新にあわせて事業化できれば、機器更新のための設備投資が不要になりその効果はさらに大きくなる。

4. ESCO 事業導入事例

2001年度、大阪府が全国自治体で初めてシェアド型 ESCO 事業を「大阪府立母子保健医療センター」に導入した。これを契機に自治体 ESCO 事業が本格的にスタートを切った。2003年 9 月現在の自治体 ESCO として病院、福祉施設、庁舎などで 30 件程の事業実績（省エネルギーセンター調べによる）が発表されている。16 年 2 月には財省エネルギーセンターより「自治体における ESCO 事業普及に関するガイドライン」が示され自治体 ESCO 事業の活性化に向けた取組みが国レベルでも展開されている。

5. 神戸市における ESCO 事業について

神戸市における ESCO 事業は、その資金調達能力から外郭団体による実施が先行

し、「フォレスタ六甲」と「神戸商工貿易センター」でギャランティード型 ESCO 事業が実施された。

市事業としては平成15年度に神戸市版 ESCO 事業スキームが構築され、ESCO 事業が開始された。神戸市版 ESCO はギャランティード型事業で、NEDO（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）の省エネルギー対策補助金と地球環境保全基金の運用で事業の自己資金が賄われる。当然、省エネルギーによる経費削減分で環境保全基金への償還が行われることになる。平成15年度に須磨海浜水族園で初めて事業が実施された。水族園は水族飼育設備を年中24時間運転しており、省エネルギー効果が大きいことに加え、年間100万人が訪れる施設であり、省エネルギー事業や ESCO 事業の市民、事業者への啓発効果も期待されている。平成16年度は福祉総合施設である「こうべ市民福祉交流センター」で事業化される。

平成17年度には市役所本庁舎（1号館～4号館、延床面積約10万m²）での事業化も計画されており、今年度、ESCO 事業提案公募が実施された。本庁舎では、施設運用や ISO14001 の取得などにより、最近3年間で光熱水費ベースで約15%を超える省エネルギーが達成されたが、ESCO 事業の活用により、さらに10%以上の省エネルギーと、老朽化した設備機器の更新・省エネ化が同時に目指されている。本事業が実施されれば、政令指定都市の本庁舎としては初の ESCO 事業となり、市内事業者への啓発効果も大きい。

6. ESCO 事業の課題と今後の展開

公共施設においては、今後とも神戸市版 ESCO を中心に積極的事業展開が予定されているが、神戸市域の ESCO 事業の発展には、民間ビル（病院・ホテル・福祉施設など）の ESCO 事業を市内事業者が実施する仕組みづくりが必要である。これにより市域の CO₂ の大幅削減とニュービジネスの確立がはじめて可能となる。しかしながら、ESCO 事業者は「資金調達能力」や「事業実績」によりエネルギー供給関連事業者や大手メーカー、ゼネコンなどで占められている。市域での ESCO 事業の活性化に向けては、①ビルオーナーへの ESCO 事業の PR による潜在的事業の掘り起こし、②市内中小事業者の省エネルギー手法や ESCO ノウハウの習得、③ESCO 事業者の資金調達上の課題の解消（特に中小ビルでは導入時に顧客の負担が少ないシェアド・セイビングス契約が主流になると予想され、事業者の資金調達方法の多様化）が急務である。

神戸市の事業提案公募では、地元中小企業参入への配慮がなされており、提案実績はでてきているが未だ提案採択、受注までには至っていない。今後、公共施設での実施事例説明会や ESCO 事業研修会の開催、事業資金調達支援策の検討など、市内中小 ESCO 事業のさらなる活性化を図るための施策展開が期待される。

■ ファイル共有ソフト

1. はじめに

日本のブロードバンド利用者数は1,600万人を超えて（総務省平成16年7月末）おり、インターネットの高速常時接続は既に

特別なものではない。ダイヤルアップ接続では難しかった大容量ファイルの送受信もブロードバンドなら気軽に見える。そんな中、注目を集めたのが、ファイル共有ソフトである。ファイル共有ソフトとは、コンピューターの利用者同士がネットワークを介して直接ファイルをやり取りすることを可能にするソフトウェアである。ファイル共有ソフトはP2P（「Peer to Peer」の略）と呼ばれる技術の一つで、利用者が手持ちのファイルを直接検索し合う仕組みになっており、匿名性が高く、違法コピーの流通による著作権侵害の温床になっているともいわれている。

2. P2Pについて

通常、パソコンなどのコンピューターは、単独で用いられるとき「スタンドアロン」と称される。これに対して、ネットワークシステムは、複数台のパソコンを有線や無線で接続し、それらが相互に通信することでデータのやり取りを可能にする。現在のネットワークは「クライアント・サーバー」と呼ばれる形式が主流となっている。「サーバー」と呼ばれる高性能なコンピューターを中心据えて専用のソフトを動かし、「クライアント」と呼ばれるパソコンをそれにつなげる形式である。情報はサーバーに集中させて一括管理し、それらをクライアントから利用するため過大な投資が不要で、多くの企業で採用されている。これに対してP2Pでは、サーバーとクライアントの区別がなく明確な役割分担もない。P2P内の全てのコンピューターがどちらの役割も兼ねており、状況に応じて使い分けられている。

P2Pの考え方は、インターネットの黎明期から存在した。インターネットの前身である「ARPAネット」はアメリカ国防総省の軍事ネットワークであるが、コンピューターを分散配置することにより、攻撃を受けてネットワークの一部が機能しなくなても働き続けることができるようと考えられたものである。インターネットそのものはP2Pではないが、これまでの中央集中型とは異なり個々のコンピューターで処理するという考え方はP2Pの概念そのものである。最近になってP2Pが注目されてきたのは①実用に耐える優れたP2Pソフトウェアが登場したこと②パソコンの高性能化と低価格化が進んだこと③インターネットへの高速常時接続が一般化したこと等の理由による。

P2Pの実現方法は、大きく2つに分ける。「中央サーバー型」と「純粹型」である。前者は、接続しているユーザーの情報やファイルのリストを中央サーバーが管理し、ファイルの転送のみを利用者間で直接行なう形態である。これに対し後者は、情報を管理するサーバーがなく、すべての情報がバケツリレー式に利用者の間を流通する形態である。前者のほうがネットワークの一部をサーバーが管理するため通信がより効率的に行えるが、サーバーが停止するとサービス全体が停止する。後者では利用者が増えると加速度的にネットワークが混雑してしまうが、どこか1ヶ所が停止してもネットワーク全体が停止することはなく、P2Pの特徴の一つである匿名性も守られる。しかし、利用者の意志がそのままネットワークに反映される構造であるため、著作権保護の観点からは問題視されている。

3. Napsterについて

Napster（ナップスター）は、ファイル共有ソフトの名前であるとともに1999年5月に設立された音楽ファイル交換サービスを提供した米企業の名前でもある。ナップスターを作ったのは当時19歳の学生であった。彼はリアルタイムで個人のパソコン内の音楽ファイルを検索して交換できるソフトを無償で公開した。背景には高い圧縮率でCDをデジタル化して聴くことを可能にしたMP3フォーマットの普及やインターネットへの高速常時接続の普及があり、ナップスターは圧倒的な支持を受け、利用者はわずか1年あまりで2,000万人を超えたといわれている。利用者はナップスターを起動すると最初に交換に応じてもよい音楽ファイルを選び出し、そのリストがナップスター社のサーバーに送られる。リストは他の利用者からリアルタイムで検索・閲覧が可能になる。リストは、ナップスターが収集するのではなく、あくまでも利用者が自発的に提供するものであり、クライアントが中心のP2Pネットワーク（中央サーバー型）が成立している。ナップスター社のサーバーには音楽ファイルのリストしかなく、ファイルそのものは利用者のパソコンの中にあり、交換はクライアント同士で行う。

ナップスターは急成長したが、MP3フォーマットによる違法コピーは音楽業界にとって大問題であり、1999年末にナップスターは利用者による著作権侵害を助長したとして提訴されることとなる。その後、2001年3月連邦地裁の仮処分により、ナップスターはレコード会社から指定された著作権付き楽曲の遮断を条件にサービスの継続を許されたが、これは容易なことではなく、結局

2001年7月にサービスを完全に停止した。その後、類似のナップスター型ファイル交換サービスは、サーバー及びリストを管理するサービス運営者が責任を問われ次々とそのサービスを停止した。

4. Winnyについて

平成16年5月、インターネットを通じて映画や音楽のファイルを交換できるファイル共有ソフト「Winny」（ウィニー）を開発した東大助手が著作権法違反（公衆送信権の侵害）帮助の罪で、京都府警に逮捕・起訴された。著作権侵害事件でソフトウェアの開発者が刑事責任を問われるのは初めてである。ウィニーは、先述した純粋型のP2Pソフトであり、サーバーを必要とせず、クライアント同士が直接ファイルをやりとりする。しかも、ファイルが複雑に暗号化されるため匿名性が高い。助手は開発着手の前に、ネットで「摘発しにくいソフトをつくる」と宣言、完成後も利用者の声に応じて約2年間に200回以上も改良を加えていた。助手は「コピーが簡単にできるネット社会が放置されているのは疑問。変えるには著作権法違反状態をまん延させるしかない」と供述しており、府警はこの助手が違法に使われる可能性を十分に認識していたとみている。ただし、法律専門家の立場からは「帮助の成立には確定的な故意が必要」との見方が多い。漠然とした故意だけで十分であるならば、パソコンメーカーも通信会社もすべて共犯となってしまう恐れがあるからである。

同年9月1日に行われた初公判において、助手は「ウィニーは技術的な実験として開発・公開したもので、著作権侵害行為を手

助けする意図はなかった。ソフト開発が犯罪の帮助に当たるという前例が作られれば、開発者には大きな足かせになってしまう」と述べ、無罪を主張した。今後、本公判の判決結果が非常に注目されるところである。

5. 安全利用ガイドラインについて

ファイル共有ソフトは社会的に様々な影響を及ぼしているが、これは利用者自身のモラルの問題であるとも言える。その問題に一石を投じる活動を始めたのが特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会である。同団体は「P2P ファイル交換安全利用ガイドライン」の草稿を公表すると共に、同ガイドラインへの意見を広く一般から募集している。この草稿では、P2P ソフトウェアの普及に伴い、著作物の違法交換など、著作者と利用者との間で懸念される事例について、安全利用のための指針、法的な解説などが紹介されている。現時点でのガイドラインの内容は「著作者の許可なく著作物を収録したファイルを開かない」「著作者の許可なく著作物を収録したファイルを中継しない」の 2 項となっている。

6. 終わりに

ネットワークのセキュリティは想像以上の早さで身近な問題となっている。ファイル共有ソフトに代表される新たな技術や製品が開発され、より利便性が向上していくのは結構だが、一歩その使い方を誤ると、さまざまな犯罪に結び付きかねない状況が出現している。社会インフラとしてインターネットを中心に情報ネットワーク社会が形成されていく中で、ネットワーク・セ

キュリティは必要不可欠のものである。しかし、それがそもそも何で、誰が、どこまで、どのように責任をもつのか等、まだまだ社会的なコンセンサスが得られていないのが現状である。インターネットは加速度的にその利用者を増やし、その利用形態も日々、深化・多様化している。今後、より良きネットワーク社会を築いていくためには、利用者一人ひとりの責任ある態度がより一層求められる。

■ CLO（ローン担保証券）融資

1. はじめに

わが国の中小企業は、企業数の大半を占め、日本経済の活力の源泉である。また、創造性・機動性・柔軟性を発揮し、経済活性化と雇用創出の原動力となることが望まれている。そのため国、地方自治体により各種の中小企業支援策が講じられている。とりわけ企業活動の血液ともいべき金融支援は最も重要な施策に位置付けられ、資金供給の円滑化や自己資本の充実を目的とする施策の充実が図られている。

このうち資金供給の円滑化策としては、政府系金融機関による貸付や「信用補完制度」が挙げられる。信用補完制度とは、信用保証協会が保証人となることにより中小企業の資金繰りの円滑化を目的とする「信用保証制度」と、信用保証協会が中小企業金融公庫に対して再保険を行う「信用保証制度」の総称である。地方自治体が行う制度融資は、この信用補完制度と地方自治体が金融機関とともに貸付原資を供給しあう協調融資との二つを仕組み上の柱として成り立っている。また民間金融機関や政府系金融機関が行う融資を補完する位置付けを

持っている。

一方、自己資本の充実策には、企業等が証券市場等を通じて投資家から直接資金を調達する直接金融の枠組みを利用した、国や地方自治体による投資事業等がある。

わが国の中小企業の資金調達方法は、伝統的にその大半を金融機関が預金者から資金を集めて企業等に貸し出す間接金融に依存しており、地方自治体の行う制度融資も中小企業の資金供給に寄与している。しかし、間接金融では、安全な資金運用が求められることから、リスクの高い貸付が難しいことや、BIS 規制により、不良債権処理に伴う自己資本比率の低下を避けなければならないという金融機関の経営事情から、「貸し渋り」に象徴されるように、中小企業の資金繰りが金融機関の経営状況に左右されてしまう。また、金融機関が貸付を行う際には、不動産担保や第三者保証人を要求されることが多いが、バブル崩壊後の価格の下落により不動産の担保価値が目減りしていることに加え、保証人を依頼することが難しくなっていることなどから、信用に乏しい企業にとっては、厳しい資金繰りが続いている。

そのため金融機関の経営状況に左右されず、かつ担保や第三者保証人を要さない融資が求められるようになってきた。

また、間接金融への過度の依存を是正するため直接金融も視野に入れた資金調達を検討することも求められている。

2. CLO とは

上記のような時代の要請に応える融資のひとつとして、地方自治体による CLO 融資が注目されている。

CLO (Collateralized Loan Obligation=ローン担保証券) とは、複数の貸付債権を証券化し、投資家向けに発行・販売する金融商品のことである。CLO は、金融機関が自己の保有する複数の貸付債権を信託銀行や SPC (特別目的会社) などの別主体に譲渡し、別主体がその債権を裏付けとする証券を発行して投資家などに販売し資金調達する仕組みから、従来の間接金融的手法と直接金融的手法を組み合わせた市場型間接金融に位置付けられている。

CLO では、個々の貸付債権のリスクが高くとも、多数をまとめることで発行証券のリスクを低減することが可能で、金融機関にとっては、中小企業等への貸付債権を売却することで資産を圧縮し、自己資本比率の低下を防ぐことができる。そのため、わが国では、金融機関の不良債権処理が懸案となっていた時期から民間大手銀行等が CLO を利用するようになった。

さらに、ここ数年、この CLO の手法を活用した、地方自治体主導の CLO 融資が広がりを見せている。平成12年3月の東京都を皮切りに各地方自治体が中小企業の資金調達手段の多様化を目的として打ち出しており、世界にも類を見ない試みとなっている。

この CLO 融資のメリットとしては、

- ①中小企業が無担保かつ第三者保証人不要で中長期の融資を受けることができる。
- ②投資家に安全かつ昨今の低金利局面下においても相対的に利回りの高い金融商品を提供できる。
- ③金融機関は融資債権を譲渡することにより自己資本比率を低下させることなく融資実績を伸ばすことができる。

④地方自治体は中小企業の資金調達手段を多様化し、中小企業の健全な発展を支援することができる。

といったことがあげられる。

平成16年3月末までに、東京都では約8,700社に約3,640億円、福岡県では約600社に約139億円、大阪府では約1,800社に約1,157億円、千葉県では約800社に約224億円のCLO融資を行った。

政令指定都市レベルでは、大阪市が平成15年度に初めてCLO融資を実施し、約1,500社に対し約550億円を融資した。

3. 神戸市におけるCLOの取り組み

神戸市においても、今後の成長を見込めるが担保力に乏しいベンチャー企業など中小企業に対する資金調達手段の多様化について、CLO融資も含め検討が進められた。その結果、神戸市単独でのCLO融資の実施よりも、広域で実施するほうがより多くの融資債権を束ねて証券化でき、スケールメリットを活かして中小企業の借入コストを低く抑えることができることから、大阪市、横浜市と共同で、政令指定都市レベルとしては全国初の広域型CLOを平成16年度から実施することになった（融資実行は平成16年12月中旬の予定）。3市合計の融資目標額は500億円、うち神戸市の目標額は100億円とされている。

広域型CLOの取り組みは、平成16年度に入り、愛知県をはじめとする中京圏、東京都を中心とする首都圏などでも行われはじめており、今後も同様の動きが出てくるものと思われる。

他の広域型CLOにはない3都市による広域型CLOの特色として、3都市共通の

申込要件とは別に、各市の産業振興の特色を活かした独自要件を設定し、3都市共通の申込要件よりも緩和して、申込しやすくなっている点が挙げられる。神戸市の場合、医療産業等成長産業をポートアイランドなど市の指定する区域内で営む企業などを対象とする独自要件を設定している。また、市民（個人投資家）向けの証券を発行・販売することにより、市民の投資資金が地元中小企業に循環する仕組みを組み込んでいる。

4. 課題

このように地方自治体で広がりを見せて いるCLO融資であるが、課題がないわけではない。一齊に融資実行と証券化を行うという仕組み上の制約から、中小企業にとっては、一定期間内にしか融資申込みができないことや、申込から融資実行までに通常の融資より時間を要することなどの課題がある。一方、金融機関にとっては、昨今のように国による金融緩和策が続くかぎり貸付原資は潤沢であり、また自己資本比率が健全な場合は貸付債権を譲渡する必要に乏しく、わざわざ証券化を活用した融資に取り組むインセンティブが働きにくい。さらに融資申込み時及び償還期間中の管理業務が煩雑であることもネックになっている。

上記の課題を克服するため、今後は、より多くの地方自治体に参加を呼びかけ、常時一定の融資金額を確保することにより、定例的な申込を可能とすることや、金融機関の業務の煩雑さを軽減することなどを検討する必要がある。

行政資料

世界一ユニバーサルなまち神戸をめざして

平成 16 年 3 月

こうべ UD 広場

(こうべユニバーサルデザイン推進会議)

(表紙のことば)

こうべ UD 広場から神戸を愛するみなさんへ

神戸を世界一ユニバーサルなまちにするために、私たちといっしょにユニバーサル社会の実現に向けて取り組んでいきましょう。

「ユニバーサルなまち神戸」とは何か、その実現のために私たちは何をしたらいいのかをまとめたものをみなさんと分かち合いたいのです。

私たちは、表題の “ユニバーサルな” という言葉は、
(“魅力的な” “ステキな” “居心地のよい” “しなやかな”)
 (“心がおしゃれな” “人にやさしい 人がやさしい” …)

など、いろいろな言葉におきかえられるのではないかと考えました。

みなさんは、 “ユニバーサルな” という言葉をどんな言葉におきかえますか？

この呼びかけを読んでいただき、 いっしょに考えましょう。

はじめに

「ユニバーサルなまち神戸」の実現に向けて

私たちはオシャレでハイカラなまち・神戸が大好きです。六甲山に抱かれた緑いっぱいの坂のある町を愛しています。港を中心に栄えた国際都市として異国情緒あふれる個性的なまちは、国内外から訪れた人々にも魅力的に映っているでしょう。また「まちづくり」の面でも、全国に先駆けて積極的に取り組んできました。いろんな文化を受け入れ、消化して、常に先取りの姿勢にあふれた、こんな素敵な神戸を私たちは誇りに思っています。

しかし、1995年1月17日の早朝、突然の地震でこのまちの歴史は変わりました。これまでのまちづくりを根底から振り動かし、生命や安全ということをすべての人に強く問い合わせることになりました。地域とのつながり、隣人とどうコミュニティを育んでいくか、仮設住宅や復興住宅での高齢者の居住環境などは、これからの中高齢社会の課題にも通じるものです。これまで全国に先駆けて、「神戸市民の福祉をまもる条例」を制定し、福祉のまちづくりを展開する中で、積極的にバリアフリー整備も進めてきましたが、改めて車いす使用者を中心のバリアフリーではなく、視覚や聴覚に障害のある人への情報障害の対応や内部障害者への対応はもとより、これまで以上に多くの人のことを考慮したまちづくりが必要であるということが、この震災から見えてきました。

近年、すべての人にとって安全快適な環境作りを目指す概念であるユニバーサルデザイン（UD）を施策の柱に掲げる自治体が増えつつあります。すべての人にとって安全快適な環境作りを目指す概念です。これまでのバリアフリーとの違いをことさらに強調するまでもなく本来、るべき方向性を示す考え方です。

当初、多くの自治体や地域で、福祉のまちづくりとして取り組まれてきたことは、車いす使用者や視覚障害者の方などをはじめとする障害のある方の生活環境改善を目指してきたと言ってもいい内容でした。確かにそれは、物理的な対応策にとどまらず、社会的、心理的な対応にまで広がって展開されつつありますが、まだ多くの課題があります。これまでの福祉のまちづくりのターゲットは高齢者や障害者への配慮が中心で、ややもすれば「ひとにやさしい」ことは誰かに何かをしてあげることで、「する人」と「される人」に区分されることが多かったように感じます。できれば「さりげなく」「ふつうに」が当たり前のことになればと思います。

まちづくりは多様です。時代や社会の動きによっても、取り組むべきテーマは変化してきました。本格的な高齢化が進行する中で、各分野で精力的にその対策が講じられようとしています。

すべての人のためになることにはだれもが賛成しますが、具体的に実行するには難しいことも多いものです。観念的にデザイン論だけを展開してもまちづくりはできません。計画やデザインを一方通行で押し付けるような制度や方法はもはや通用しないのです。必要となるのは多くの利用者や市民が参加してつくりだすことです。仮にその時点で満点のつもりでも、時間の経過と共に不適合や不満足な部分は必ず生じます。絶えず謙虚で前向きに取り組んでいく必要があります。

夢と希望に溢れていたはずの21世紀は多くの課題に直面し、わが国においても長引く経済不況からの脱却が課題となっています。震災以降の神戸もその例外ではありません。だからこそ、こんなまちづくりをみんなで考え、みんなで創っていくと、神戸からの元気な宣言を発したい。「はじめ物語」に終始することなく、これから時代に持続的に発展していくまちづくりが大切です。新たなまちづくりの可能性を考え、活き活きと夢のあるユニバーサル社会の実現に向けた手がかりを求めていきたいと思っています。

この1年、このような思いで呼びかけ、集まったメンバーと幾度も討議した結果をまとめました。これから私たちが一步ずつ取り組んでいくべき方向性を示し、もっと多くの人たちと共に進んでいくための呼びかけにしたいと考えています。

そして、次の段階ではできるところからそれぞれ具体的なプロジェクトを一步ずつ積み上げ、ユニバーサルなまち神戸をみんなで目指していきたいと願っています。

2004年3月

こうべUD広場 座長 田中直人

「ユニバーサルなまち神戸」を共につくりましょう

これからの中戸づくりの方向性として、「クオリティ・オブ・ライフ（市民生活の豊かさ）」の視点をもち、人の力、地域の力を基盤とした「協働と参画のまちづくり」をさらに展開していきたいと考えています。

ユニバーサルな社会を目指しているものも、この「クオリティ・オブ・ライフ」の実現に他ならないのではないか。言い換えれば、眞の「市民生活の豊かさ」は、市民一人ひとりが互いの多様性を認め合い、支えあいながら、「協働と参画」を基本として取り組む UD の考え方を抜きにしては実現できないものです。中戸のまちづくり、社会づくりの基本に UD の考えがきちんと据えられていることは、とても大事なことです。

広場の皆さんのがまとめられたこの「呼びかけ」を受け、神戸がもっと愛され、誇れるまちとなるように市民・事業者の皆さんの方を結集して、共に取り組んでいきましょう。

神戸市長 矢田立郎

I. 呼びかけの背景

～私たちはなぜ神戸でユニバーサルデザインの取り組みが必要であると考えたのか～

1. 神戸のまちとユニバーサルデザイン

(1) これまで取り組んできた福祉のまちづくり

神戸市では、障害のある方やお年寄りの方をはじめ、すべての市民が安全で快適にくらし、様々な社会活動に参加できるまちづくりを目指して、昭和52年には「神戸市民の福祉をまもる条例」を制定し、福祉のまちづくりを推進してきました。その範囲は、健康、労働、教育、住宅など生活全般にまで及ぶものです。さらに、協働のまちづくりによる神戸らしい景観や街並みの形成、環境と調和したまちづくりをはじめ、地域における見守り・交流などの「ふれあいのまちづくり事業」などにも取り組んできました。これらの取り組みは、他都市に先駆けて実施してきており、いつも一步先を目指してきました。

(2) 震災で実感した人と人とのつながりの大切さ

しかし、平成7年1月、私たちを襲った「阪神淡路大震災」は、私たちから多くの生命、財産を奪っていました。その後、世界中からの支援を受けながら、震災からの復興への努力が続けられていますが、震災時の地域での助けあいの経験から、私たちは人と人とのつながりの大切さを実感しました。そこでは、年齢・性別・国籍などの違いを越えてみんながひとつになって助けあいました。そしてそれは、復旧・復興の過程において、人とつながり、支えあいながら、市民が主体的にまちづくりにかかわっていこうという動きにつながっています。

復興のまちづくりへの取り組みには、みんなが幸せにならなければ、自分も幸せになれないという思いが大切であると私たちは考えています。そして、ユニバーサルデザインへの取り組みが、思いあう心を育み、互いに支えあいながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現につながり、みんなが幸せになるために必要なものと確信しています。

(3) 自然に恵まれ、オシャレで魅力あふれるまち

神戸は、美しい港、緑豊かな六甲山という恵まれた自然を背景に、海、坂、山の変化に富んだ、魅力あふれる美しいまちです。

また、開港以来、世界に開かれたまちとして、ファッションや洋菓子、ジャズ、多彩な食文化などの外国文化を受け入れ、さらに独創性を加え、明るく開放的で異国情緒豊かなまさに神戸ならではの文化をつくってきました。

この自然に恵まれ、オシャレで魅力あふれる神戸のまちを、神戸が大好きな私たちが誇れる「住み続けたいまち」にしていくために、そして神戸を訪れた誰もが「来てよかった・また来たいまち」と喜んでもらえるように、これまでの取り組みを継承・発展させ、また、震災の経験を活かしながら、私たち自身の手で「ユニバーサルなまち神戸」を実現していきたいと思います。

2. こうべ UD 広場（こうべユニバーサルデザイン推進会議）の発足から全市への呼びかけまで

ユニバーサルデザインに基づく様々な活動はすでに始まっています。震災で大きな被害を受けた長田区では、「長田区ユニバーサルデザイン研究会」が発足し、復興のまちづくりの中にユニバーサルデザインの考え方を取り入れるなど、神戸で最初にユニバーサルデザインの取り組みがスタートしました。また、「社会福祉法人プロップステーション」でも、ユニバーサル社会の実現をめざし、早くから「チャレンジド」の自立と社会参画・就労推進に向けた取り組みが進められてきました。

さらに、「神戸婦人大学」でも、生活福祉学部へユニバーサルデザイン学科を創設し、ユニバーサルデザインの学習に取り組む人も増えてきました。

平成14年には、様々な分野で経験と実績の豊かな市民が結集した「政策提言会議」が開催され、「ユニバーサルデザイン」もテーマのひとつとして取り上げられました。

平成15年5月、このような動きを結集するとともに、神戸を世界一ユニバーサルなまちにしていこうと有志で呼びかけを行い、こうべ UD 広場（こうべユニバーサルデザイン推進会議）を発足させました。

私たち、こうべ UD 広場では、ミニ講座や施設見学などを通して、ユニバーサルデザインに関する共通認識を持ちながら、ユニバーサルなまち神戸の実現に向けた議論を重ねてきました。その中で、実現にあたっては、市民・事業者・行政が共通の理解と目標のもと、ユニバーサルデザインのまちづくりに参画し、実行していく必要があると考え、みんなが目指すべき目標や取り組むべき具体的な内容をとりまとめ、呼びかけていくことにしました。この呼びかけを通して、広くユニバーサルデザインの考え方方が理解され、こうべのまち全域で取り組みが始められるることを願っています。

II. 私たちが取り組む内容

～ユニバーサルなまち神戸が実現したとき、私たちの暮らしはどう変わるのか～

私たちが何をしていったらよいのかを検討するにあたり、まず、神戸がユニバーサルなまちになるとはどのようなことなのか、そのイメージをみんなで共有しようと考えました。そうすれば、実現に向けて取り組むべき具体的な内容が明らかになると考えたからです。

1. めざすべきユニバーサルなまち神戸の姿

(1) 互いに人権を尊重しあい、一人ひとりが当事者としてかかわっていきます

年齢・性別・文化・身体の状況など人々が持つ様々な個性や違いを超えて、私たち一人ひとりが、まちやもの・サービスづくりをはじめとするあらゆる分野で、互いに多様性を認め合い、思いあう心を持って行動します。自分が相手の立場に立ったときのことを想像し、自分のこととして理解することが求められます。これがユニバーサルデザインの取り組みにあたっての基本となります。

これまでの「する側」と「される側」という固定的な考え方、「する側」から「される側」という一方通行的なとらえ方、それらを前提にしたしきみや制度などを見直し、すべての人が社会の一員としての役割を持ち、持てる力を発揮し、支えあう社会をユニバーサルな社会と考えます。そこでは、人権が尊重され、自由な社会参加が保障され、一人ひとりが当事者として主体的・自主的にかかわることができます。

(2) 誰もが暮らしやすいまちになります

私たちそれぞれが不便だと感じていた建物や交通施設をはじめいろいろな設備やサービスが整備されることで、今まで以上に出かけやすく、使いやすくなります。

あわせて、くらし方や働き方のしきみも変えていくことが大切であり、これまで出来ないものだと思っていた事の多くが出来るようになります。一人ひとりがこれまでと違ったくらし方を創り出すことができます。

ユニバーサルな社会は、みんなが幸せに暮らせる社会であり、その実現は、高齢者や障害者だけのためではなく、全ての人自身の問題であることを改めて気付いてほしいと思います。

高齢者や障害者に限らず、小さな子供のいる人・文化や言葉の違う人が社会で不便を感じるのは、不便を生み出す社会のしきみの問題であるともいえます。これからは発想を大きく転換し、不便を生む社会を見直していく必要があると考えます。

(3) 産業が活性化し、活き活きとしたまちになります

地場産業を中心に、消費者の声を取り入れた神戸らしいオシャレで機能的なユニバーサルデザイン商品の開発・普及を促進し、神戸産業が活性化した元気なまちを実現します。

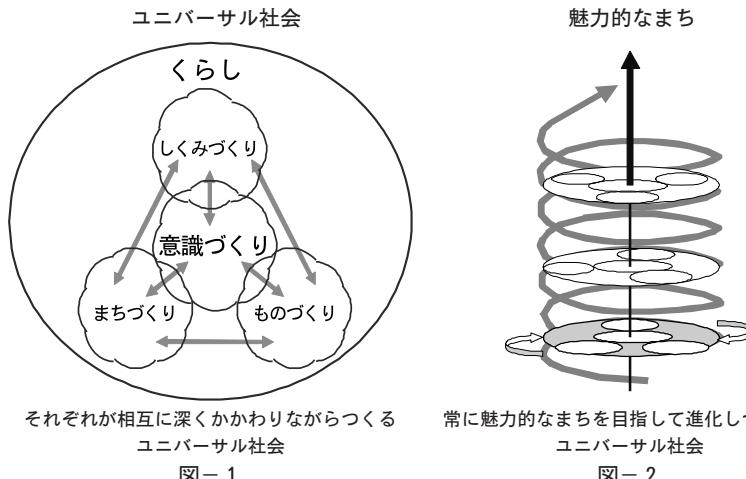
ユニバーサルデザインのまちづくりやものづくりに取り組んでいくということは、これまでいかに供給者側の視点に立って進められてきたかということに気づき、これからは利用者側の視点に立っていくということを明らかにしていくことです。

ユニバーサルデザインに取り組むことにより、例えば地域のみんながかかわって『名物』が生まれ、文化となり、まちの誇りやパワーを掘り起します。ケミカルやアパレルなどをはじめとする地場産業からも文化が生まれ、ひいては人づくりや地域づくり・まちづくりにつながっていきます。

2. 取り組みの内容

ユニバーサルなまち神戸の実現に向け、最も重要で基本となるのが「意識づくり」です。そして、意識づくりを核としてまちづくり、ものづくり、しきみづくりのそれぞれの分野でユニバーサルデザインの取り組みを推進します。そして、それらすべてが私たちのくらしとなり、ユニバーサルな社会の実現につながるものです。これらは相互に深く関わりながら、補完的・一体的に展開していくのですが(図-1参照)、ここでは、便宜的に(1)

意識づくり、(2)しくみづくり、(3)まちづくり、(4)ものづくりの4つの分野について取り組む内容を示します。また、ユニバーサルな社会は市民参画のプロセスを経ながら、常に見直しを重ね、魅力的なまちをめざして進化しつづけていくものです。(図-2参照)



(1) 一人ひとりを大切にする意識づくり

ユニバーサルな社会を実現するためには、人が人を対等な人として尊重し認め合えるよう、私たち一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を正しく理解し、互いの多様性を認め合い、相手の立場に立って行動することが重要です。

平成15年3月に神戸市が行なった「ユニバーサルデザイン」に関する意識調査では、「言葉も考え方も知っている」と回答した人は17.9%、「言葉は聞いたことあるが、考え方を知らない」と回答した人は22.7%であったのに対し、「言葉も考え方も知らない」と回答した人は47.1%と、ユニバーサルデザインの理解度は低いものでした。

一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を正しく理解するとともに、自分自身の問題として考え、それぞれの活動において、主体的に取り組んでいけるよう、考え方の普及を図っていきましょう。

人々の多様性の認識

一人ひとりの個性を認め合うために、多様な人々との交流の場や体験の機会を増やしていきましょう。そして、学んだり、働いたり、遊んだりという様々な日常のくらしの中で、多様な人々がいることがあたりまえの社会を実現していきましょう。

普及活動・情報発信の推進

ユニバーサルデザインの考え方を市民や事業者のみんなが身に付けていくため、様々な機会を捉えて広報・普及活動に取り組むことが大切です。また、市内の大学や研究機関と連携した調査研究に取り組むことや、神戸のユニバーサルデザインに関する情報などを収集するとともに、誰もが簡単に入手できるよう、様々な広報媒体による情報発信

を行っていきましょう。

市民活動としての展開

神戸では、これまで消費者団体、福祉団体、地域団体などが活発な市民活動を展開してきましたが、震災を契機に新たなボランティア・NPOも登場してきました。

また、最近では、地域が主体となったユニバーサルデザインへの取り組みも見られるようになりました。今後も、一人ひとりの市民をはじめ地域やNPOなどの市民力による「ユニバーサルデザイン市民活動」として展開していきましょう。

学校における取り組みの推進

ユニバーサルデザインの考え方を子どもの頃からごくあたり前のこととして身につけるため、学校での取り組みを進めましょう。子どもを通して、家庭や地域への普及も期待できます。

(2) 誰もが参画できるしくみづくり

誰もが自由に社会参画できるとともに、より便利で高品質なくらしづくりを目指して、社会の様々な制度や基準、情報・サービスの提供の仕方などについて、ユニバーサルデザインの視点から見直していきましょう。

また、既にある様々な資源をつないだり、組み合わせたりすることにより、より利用しやすいものに変わっていきます。このつなげていくしくみも大切です。

誰もが社会参画できる制度や基準

年齢・性別・文化・身体の状況などにかかわらず、誰もが社会参画できるよう、社会の様々な制度やルールを見直していきましょう。また、まちづくりやものづくり、さらには運営などに関する方針や基準をユニバーサルデザインの視点から見直すとともに、建物や商品をつくった後も、それらをより利用しやすいものへと高めていきましょう。

誰にでもわかる情報提供

生活に関する重要な情報や災害情報をはじめ、様々な情報については、誰もが必要なときに簡単に入手できるよう、多様な広報媒体の活用や、新しい情報伝達機器の活用などにより、わかりやすく提供するとともに、情報の提供方法についても多様な人々に配慮していきましょう。

多様なサービスの提供

サービスの提供にあたっては、おもてなしの心を持ち、様々な人々に配慮し、自分に合ったサービスが選べるように、多様できめ細やかな対応が大切です。

窓口等におけるきめ細やかな案内、店舗やホテルなどのおもてなしサービスの充実をはじめ、各種イベント等の実施にあたっては、誰もが自由に参加し、楽しめるよう工夫しましょう。

誰もが働く機会の充実

すべての人の社会参画を促進するため、誰もが働く機会を充実するとともに、安心して快適に働けるよう職場環境の整備を推進しましょう。さらに、従来型の雇用形態に

こだわらず、たとえば、一定の対価が得られるよう変化しているNPO・NGOも新しい働く場として活用するなど、誰もが社会を支える一員として、自らが働く場を創造していくことができるしくみをつくりましょう。

また、技術革新がめざましいIT機器の活用は、促進のための大きな力になっていくものと思われます。

(3) 安心・安全で快適なまちづくり

くらしの拠点となるすまいをはじめ、多くの人が利用する公益的施設や観光施設は、多様なニーズに配慮し、誰もが安全・快適に利用できるものを目指しましょう。また、震災で得た貴重な経験や教訓を今後の安心・安全なまちづくりに活かしていくとともに、災害時の対応などの防災対策については特に気をつけましょう。

【安全で快適なすまいづくり】

誰もが、いつまでも、安心して快適に住み続けられるすまいづくりを目指しましょう。つくり手の認識を高めるほか、生活者自身も自ら、安全快適なすまいづくりに取り組みましょう。また、そのために必要な情報が容易に得られることが大切です。

【誰もが利用できる施設づくり】

多くの人が利用する建物、交通施設、道路、公園、商店街などの公益的施設や観光施設については、誰もが容易にアクセスし、安全・快適に利用できるよう、整備を推進しましょう。

【神戸の資源を活かしたまちづくり】

神戸の美しい街並みや景観、坂などの特色ある地形を活かしたまちづくりを推進しましょう。

美しい街並みや景観にマッチした施設づくりをはじめ、美しい自然を活かした、安心して歩ける道、出かけたくなるような街並み、癒し・憩い・楽しめる交流の拠点となる公園などの整備に取り組んでいきましょう。

【市民参画を基本とするまちづくり】

まちづくりにあたっては、市民参画型のまちづくりを基本とし、それらの整備計画を作成する段階から、利用者の意見を聴き、多様な人々のニーズに配慮しながら、誰もが安全・快適に利用できるものをを目指しましょう。基準にこだわらず、みんなが納得できるよう、議論しながら、お互いの立場を尊重し、誰もが利用しやすいよう想像力を高めていくことが大切です。さらに、利用されるようになった後も、常に利用者の声に耳を傾け、改善に努めていきましょう。

誰もが自分の住むまちに愛着を持ち、地域住民が主体的に取り組むまちづくりを進めましょう。

(4) みんなが使えるものづくり

多様な消費者の声を取り入れ、誰もが利用できるユニバーサルデザイン商品の開発・普及に取り組んでいきましょう。新しい商品が、ユニバーサルデザインの考え方方が盛り込まれ、さりげなく使いやすいものとなれば、大きな需要を生み、神戸の産業の活性化につな

がります。

これまでの対象者を限定して作られてきた福祉・介護用品などのものづくりの考え方でなく、みんなが使える共用品の考え方方に加えて、さりげなく、オシャレで、みんなが使ってみたいと思えるようなものづくりを目指していく考え方方が広がっていくことが大切です。

誰もが利用できるユニバーサルデザイン商品の開発

消費者の声を集約し、新製品の開発だけでなく、既製品の改良に反映できるシステムの研究に取り組むほか、神戸の産業界におけるユニバーサルデザインの取り組みを促進し、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザイン商品の開発を進めましょう。

おしゃれなものづくり

地場産業を中心に、オシャレで神戸らしい神戸 UD ブランドづくりを進めましょう。

ユニバーサルデザイン商品の普及

様々な機会を通じて、ユニバーサルデザイン商品に関する情報発信を行います。また、福祉用品としてではなく、みんなにとって便利なものとして提供し、一般商品としての普及を促進しましょう。

III. ユニバーサルな社会の実現に向けて

～どうしたらユニバーサルなまち神戸になるのか～

この呼びかけは、私たちが考えたユニバーサルな社会の実現に向けて、みんなで取り組んでいこうとする活動例を盛り込んでいます。

取り組みの内容を参考に、みんなが自主的にそれぞれの場で取り組んでもらえることを願っています。その時には、次のことに気をつけていくことが大切です。

1. みんなでつくるまち

誰もが安心して快適に暮らせる「人にやさしい・人がやさしい」まちは、そこに暮らし、働く「人」がつくりあげるものです。

市民・事業者・行政が、ユニバーサルデザインを正しく理解し、自分自身の問題として、当事者となって取り組んではじめて実現するものです。

(1) 市民の役割

私たち自らが、自分が住むまちや暮らしに目を向け、まちづくりやものづくりのあり方を考え、積極的に関わっていき、そして、生活の中で何が不足しているのか、何が不便なのかをチェックする目を持ち、提言し、行動していくことが、まず実現に向けての第一歩です。

ユニバーサルデザインによるまちづくりにあたっては、多様な利用者に配慮したきめ細やかな取り組みが前提となります。何よりも大切なのは、私たち一人ひとりがみんなの役割を認め合い、支えあう心です。そして、困っている人に自然に手を差し伸べることのできる「人がやさしいまち」を実現していきましょう。

(2) 事業者の役割

高齢社会を迎えるにあたり、高齢者をはじめ誰もが利用しやすい商品やサービスづくり

に取り組むことにより、市場の拡大につながるほか、消費者の声を反映したよりよい商品やサービスづくりにつながっていきます。

私たち事業者も、商品づくり、店舗づくりをはじめ、接客やサービスづくりなどにユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れ、常に、多様な利用者の意見を聞くなど、市民参画によるプロセスを重視するとともに、利用されるようになった後も、常に利用者の声に耳を傾け、一人でも多くの人が利用しやすいものへと改善していきましょう。また、誰もが働きやすい職場環境づくりにも取り組んでいくことが大切です。

(3) 行政の役割

まず、行政が率先してユニバーサルデザインに取り組んでいくためにも、職員の意識づくりが重要です。

公共建築物、道路、公園などの公共施設の整備をはじめ、行政サービスなど市の施策をユニバーサルデザインの視点からチェックし、改善していくとともに、率先して取り組んでいきましょう。

また、大学、研究機関、他都市、企業との連携を図り、情報収集に努めながら、市民や事業者への普及・広報活動、情報発信に取り組むとともに、市民や団体の取り組みに対する支援も必要であると考えます。

2. 取り組みの推進とこうべ UD 広場の役割

私たちこうべ UD 広場は、神戸のユニバーサルデザインを進めていくための原動力となり、ユニバーサルデザイン市民活動として全市展開していくよう努めています。

(1) ユニバーサルデザイン情報の収集・発信

こうべ UD 広場では、行政をはじめ、市内で活動している市民や事業者などのユニバーサルデザインへの様々な取組みに関する情報を収集し、広く発信していきます。また、これまで取り組まれてきたユニバーサルデザインの様々な取組みに対して、ユニバーサルデザインの理念が正しく理解され、取り組まれてきたかどうかメンバーと一緒に検証していきます。

(2) ユニバーサルプロジェクトへの取組み

ユニバーサルデザインは、一人ひとりができるところから、また、身近なところからひとつずつ取り組んでいくことが大切です。今後、全市で様々なプロジェクトを開拓していくよう、こうべ UD 広場が核となり、市民・事業者・行政に働きかけながら、できるところから先行プロジェクトに取り組んでいきます。

(3) UD サポーターによる推進

こうべ UD 広場のメンバーとして、すでに、市内各地で自主的に活動している方をはじめ、ユニバーサルデザインの普及・推進を担う『UD サポーター』を市内全域から募集します。UD サポーターは各地域や企業などのユニバーサルデザインに関する情報の収集をはじめ、ユニバーサルプロジェクトへの取り組みを推進します。

3. こうべのユニバーサルデザインを全国・世界へ発信

ユニバーサルデザインとは、もともと「すべての人にとってできる限り利用可能である

ように、製品、建物、環境をデザインすることである」と定義されています。

私たちは、この考え方をさらに人の意識やしきみなど社会全体にまで広げ、互いの多様性を認識することを基本とした新しいまちづくりとして提案したいと思います。そして、震災を経験し、人とのつながりの大切さを実感した神戸だからこそ、市民一人ひとりが主体となって取り組んでいる「ユニバーサルなまち神戸」の姿を、震災から10年にあたる平成17年には、全国・世界に発信していきたいと思います。

ユニバーサルデザインの取り組みの例

ここで掲げているものは、取り組みの例であり、具体的な取り組みは、それぞれの主体がそれぞれの場で取り組んでいくものです

一人ひとりを大切にする意識づくり	
①人々の多様性の認識	・ともに学び、働く学校や職場づくり ・誰もが参画できる地域コミュニケーションの推進 ・ユニバーサルデザイン学習を通じた交流の推進 ・異文化を理解し、交流できる機会づくり
	②普及活動・情報発信の推進 ・講演会や学習会の開催、広報やホームページによる発信、パンフレットの作成など ・シンボルマーク、キャッチフレーズ等を活用した普及・地域や企業 ・団体への出前講座、学校への出前授業の実施 ・まちやもの・サービスづくりを行なう行政や事業者の職員研修等の実施 ・いつでも誰でもユニバーサルデザインに関する最新情報を入手できるよう、情報の提供
③市民運動としての展開	
④学校における取り組みの推進	・ユニバーサルデザインを推進する「UD サポーター」による活動 ・地域や NPO によるユニバーサルプロジェクトへの取り組み
	・学校の総合的な学習の時間などを活用したユニバーサルデザイン学習の実施 ・学校と地域・団体との交流・教職員への研修の実施

誰もが参画できるしきみづくり	
①誰もが社会参画できる制度や基準	・ワークショップ等の開催による市民参画型のまちづくり ・施設が多様な人々のニーズに対応したものとなっているかを把握するため、アンケートや UD チェックを実施 ・現行の施設整備マニュアルや整備基準について、UD の視点から再点検 ・行政の施策をユニバーサルデザインの視点から再点検
	②誰にでもわかる情報提供 ・情報提供にあたっては、広報紙、テレビ、インターネットなどの様々な広報媒体を

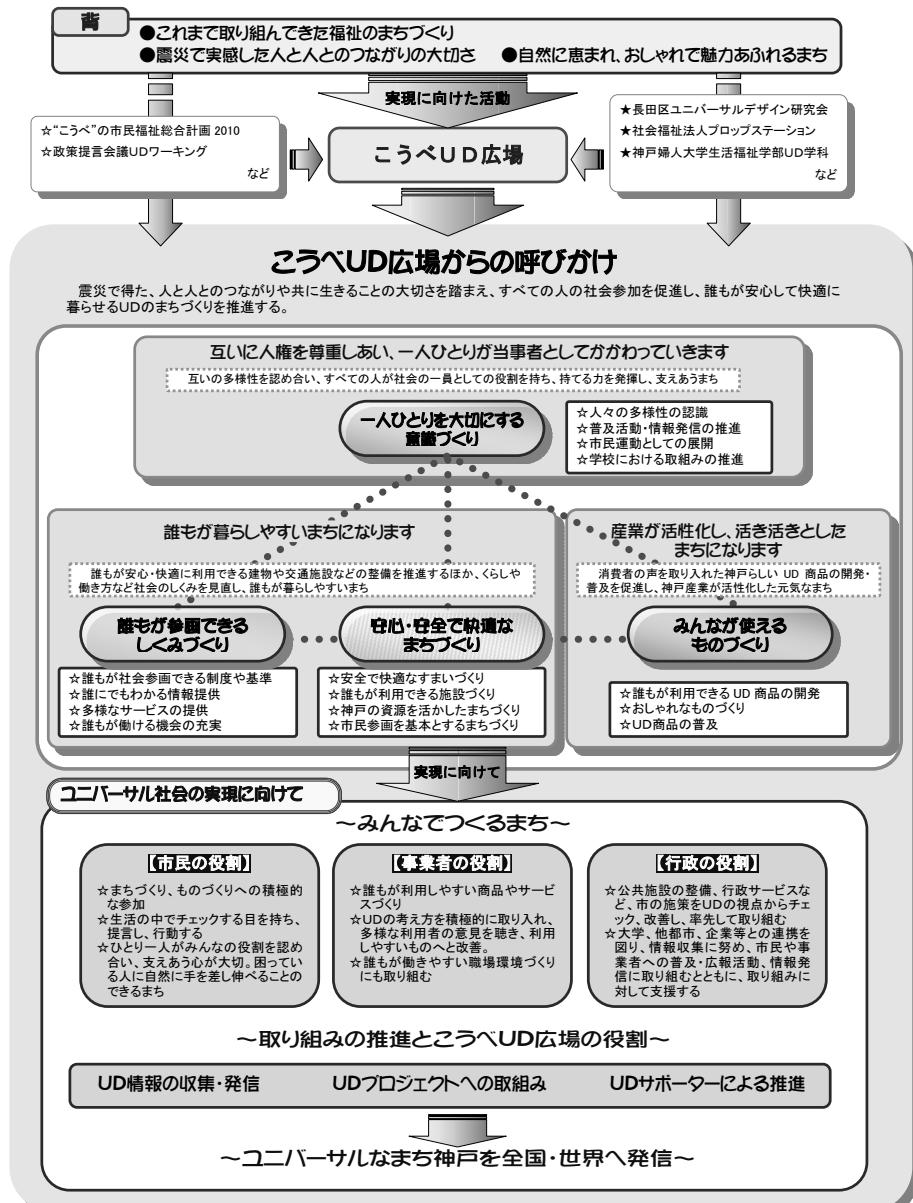
	<p>活用し、誰にでもわかりやすく伝わるよう工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者をはじめ、視覚・聴覚障害のある方や外国人など、情報が伝わりにくい方への情報提供については特に配慮し、ITの活用をはじめ、点字、音声、多言語等による情報提供を推進 ・いつでも誰でもユニバーサルデザインに関する最新情報を入手できるよう、情報の提供（再掲） ・精密機器等の取扱説明書等を簡易で分かりやすくするための消費者から提案できる仕組みづくり・ライフラインが不通になるなどの小規模災害などのときに聴覚障害者への情報が伝わりやすい仕組みづくり
	<p>③多様なサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政をはじめ、病院、ホテル、百貨店、銀行、駅舎などの窓口においては、誰にでもわかりやすい案内パンフレット等の提供のほか、多言語通訳、手話通訳、音声案内、骨伝導システムなど様々なコミュニケーション手段を導入 ・行政や民間の施設内においては、わかりやすい案内表示を行うほか、特に手助けを必要とする方に対しては、スタッフによる人的サポートを充実 ・行政や民間のイベントの実施にあたっては、会場へのアクセスをはじめ、誰もが会場内で自由に移動し、楽しめるよう、段差の解消、会場内の誘導サイン、だれでもトイレ、休憩コーナー等の整備、一時保育の実施、手話・多言語通訳・骨伝導システムの導入、点字・多言語資料の作成など ・アンケート等の実施により、どのようなサービスを必要としているのかを把握し、よりきめ細やかで多様なサービスの実施
	<p>④誰もが働く機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方、外国人、女性の雇用促進 ・「誰もが働きやすい職場」について知恵を出し合う場づくり ・高齢者自らが何らかの形で社会を支える一員となることができるしくみづくり

	<h3>安心・安全で快適なまちづくり</h3>
	<p>①安全で快適なすまいづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すまいを創造する側（設計者や建築業者）の認識を高めるための講習会等の実施 ・段差の解消、トイレ・浴室・キッチン等の改善、ホームエレベーター、手すりの設置、居心地のよい照明や色、利用しやすい住宅設備など、誰もが安全・快適に住める「すまい」についての調査研究を進め、わかりやすいパンフレットを作成 ・「自分で取り組むすまいのUD」：誰もが自分で簡単に安全快適なすまいづくりに取り組めるよう必要な情報を提供、パンフレットの配布、すまいに関する相談や講演会の開催 ・「すまいのUD」モデルハウスの展示
	<p>②誰もが利用できる施設づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段差の解消、エレベーター・エスカレーター・スロープの設置、車いすやベビーカーが利用しやすい広めのスペースや駐車場などの設置 ・車いす対応をはじめ、オストメイト対応設備、おむつ交換シート、子ども用便器等を備えた「だれでもトイレ」の整備 ・位置、大きさ、わかりやすさ、色彩、連続性、多言語、ふりがな、絵文字、音声、

	<ul style="list-style-type: none"> 点字などに配慮した誰にでもわかりやすい案内サインの整備 多様な利用者に配慮したウォーキングコースやプレイゾーンなどの整備 誰もが利用しやすいユニバーサル花壇や五感を刺激する公園など、多様なニーズに対応した公園の整備 買物がしやすいように、商品配列、見やすい値札等の工夫 電動カートなどを利用して楽に買物ができるショップモビリティーの取り組みの推進 神戸空港におけるユニバーサルデザインの推進
	<p>③神戸の資源を活かしたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 坂の多い神戸のまちの魅力を活かしながら、坂道へのベンチ等の整備 夜間安心して利用できるよう、安全な路面や照明の工夫 市民をはじめ観光に来られた方をあたたかく迎え入れられるよう、多様な利用者を想定し、位置、大きさ、わかりやすさ、色彩、連続性、多言語、ふりがな、絵文字などに配慮した誰にでもわかりやすい案内サインの整備 花や緑、自然の息吹を誰もが五感を通じて感じ、癒し、憩い、楽しめる公園の整備
	<p>④市民参画を基本とするまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的にまちづくりを進めるにあたり、市の計画・情報は早期段階で公開

	<h3>みんなが使えるものづくり</h3>
	<p>①誰もが利用できるユニバーサルデザイン商品の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者の声を取り入れたユニバーサルデザイン商品の開発に向け、市内企業や消費者団体等と連携したユニバーサルデザインものづくり支援システムの研究 「こうべUDものづくり基準」の研究 神戸の産業界におけるユニバーサルデザイン商品の研究・開発の推進 「UDアンテナショップ」
	<p>②おしゃれなもののづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者を対象としたおしゃれなシルバーグッズの開発 ユニバーサルデザイン神戸ブランドの研究
	<p>③ユニバーサルデザイン商品の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な広報媒体を通した、ユニバーサルデザイン商品に関するPR ユニバーサルデザインフェアなどのイベントにおけるユニバーサルデザイン商品に関する情報発信 ユニバーサルデザイン商品に関する様々な情報が入手できるとともに、いつでも手にとって使えるような「ユニバーサルデザイン商品」情報の提供 行政や、福祉施設、学校などにおいて、UD商品を積極的に利用 「UDアンテナショップ」（再掲）

体 系 図



おわりに

平成16年1月13日、「復興の総括・検証」について提言が出されました。これは、復興の節目としての震災10年目を目前に控え、震災と復興過程の教訓を踏まえ、これからの中戸づくりに生かしてほしいというものです。この中では、「クオリティ・オブ・ライフ（市民生活の豊かさ）」を重要なキーワードとして位置づけており、これはユニバーサルデザインの推進により実現するものと考えています。

この呼びかけは、広場のメンバーが、今の神戸のまちの課題、そして、こんなまちになってほしいという想いを、様々な立場から何度も議論し、取りまとめたものです。

安全で快適な生活は、誰もが望むことであり、それは自分自身の問題であることにみんなが気づき、一人ひとりがひとつ取り組んでいかなければなりません。そうすれば、私たちのめざす「ユニバーサルなまち神戸」は必ず実現するものと確信しています。ユニバーサルな社会とは、誰もが生活するうえで不便さや不自由さを感じることなく、あたり前のことが当たり前にできる社会であると考えます。

震災から10年にあたる平成17年には、「ユニバーサルなまち神戸」の一端を全国・世界に発信していきたいと思います。そこでは、市民やNPO、事業者、行政がユニバーサルな社会の実現に向け取り組んでいる姿を広く伝えていきます。

このこうべUD広場の想いが神戸のまち全体に広がり、ひとりでも多くの方に理解され、行動していただけることを期待します。

みんなで実現に向けた強い意志をもち、一丸となって取り組んでいきましょう。

最後に、広場のメンバーから紹介された詩をここに記します。

私が両手をひろげても、
お空はちっとも飛べないが、
飛べる小鳥は私のように、
じへた
地面を速くは走れない。

私がからだをゆすっても、
きれいな音は出ないけど、
あの鳴る鈴は私のように、
たくさん鳴は知らないよ。

鈴と、小鳥と、それから私、
みんなちがって、みんないい。



～金子みすゞ全集(JULA出版局)
「私と小鳥と鈴と」より～

参考資料

こうべ UD 広場（こうべユニバーサルデザイン推進会議）メンバー

(50音順・敬称略)

氏名	ふりがな	所属等
岩崎 俊延	いわさきとしのぶ	㈲プランまちさと代表取締役
大石 祥司	おおいしょうじ	神戸市立太山寺中学校校長
大塚 照子	おおつかてるこ	公募
片岡 タル子	かたおかたるこ	公募
神谷 良子	かみたによしこ	神戸ライフケア協会理事・副事務局長
後藤 真一	ごとうしんいち	神戸商工会議所経済部地域振興チーム課長
小西 宏子	こにしひろこ	神戸市消費者協会
佐藤 厚子	さとうあつこ	六甲道駅北地区まちづくり連合協議会公園検討専門部会座長
下山 鉄師	しもやまでつのり	公募
鈴木 麻衣子	すずきまいこ	公募
竹中 ナミ	たけなかなみ	社会福祉法人プロップステーション理事長
竹本 健次	たけもとけんじ	神戸市立摩耶小学校校長
田中 直人	たなかなおと	摂南大学教授
泥 可久	どろよしひさ	公募
中井 純子	なかいじゅんこ	公募
中村 三郎	なかむらさぶろう	神戸市保健福祉局長
中村 茂和	なかむらしげかず	公募
西尾 麻也子	にしおまやこ	公募
西口 範子	にしぎのりこ	公募
水越 敦子	みずこしあつこ	公募
見寺 貞子	みてらさだこ	神戸芸術工科大学助教授
森崎 清登	もりさききよと	近畿タクシー㈱代表取締役社長 (長田区 UD 研究会会长)
吉田 幸治	よしだこうじ	生活協同組合コープこうべ福祉介護事業部係長
吉富 志津代	よしとみしづよ	多言語センター FACIL (ファシル) 代表
(事務局) 長坂 隆 三原 隆司	ながさかたかし みはらたかし	神戸市都市計画総局技術管理課長 神戸市保健福祉局計画調整課主幹

《オブザーバー参加者名簿》

氏名	ふりがな	所属等
下村 治生	しもむらはるお	神戸青年会議所 専務理事
永井 秀憲	ながいひでのり	保健福祉局 総務部長
谷 真行	たにまさゆき	市民参画推進局 広報課主幹
柳谷 茂昭	やなぎたにしげあき	市民参画推進局 市民活動支援課長

矢内 隆夫	やないたかお	生活文化観光局 消費生活課長
中瀬 俊明	なかせとしあき	生活文化観光局 観光交流課長
上田 享史	うえだきょうじ	生活文化観光局 國際交流課長
小竹 敏夫	こたけとしお	保健福祉局 主幹（人権推進担当）
木原 勇	きはらいさむ	産業振興局 主幹（生活産業担当）
水池 由博	みずいけよしひろ	建設局 道路部工務課長
千代 栄司	ちしろえいじ	建設局 公園砂防部施設課長
井澤 元博	いざわもとひろ	都市計画総局 計画部計画課長
松岡 進一	まつおかしんいち	都市計画総局 建築技術部設備課長
川島 一人	かわしまかずひと	交通局 経営企画調整課長
野々上 薫	ののうえかおる	教育委員会 指導部人権教育課主席指導主事
片山 昌俊	かたやまさとし	長田区 まちづくり推進部まちづくり支援課長

(平成16年3月)

こうべ UD 広場（こうべユニバーサルデザイン推進会議） への参画について（呼びかけ）

（趣旨）

神戸は六甲山系を中心とした美しい自然や海・坂・山という変化に富んだ地形を有し、その中で様々な地場産業が育ち、また、全国でも有数の観光地として毎年多くの観光客が訪れる魅力あるまちです。

この美しい神戸のまちをここに住む人や働く人、そして訪れる人にとってさらに魅力あるものとするため、年齢・性別・国籍・障害の有無など人々がもつ様々な個性や違いを互いに認め合い、すべての人が個人として尊重されるとともに、すべての人が持てる力を発揮し、支えあう「ユニバーサル社会」を実現していきたいものです。

神戸は、平成7年の阪神淡路大震災で、大きな被害を受けましたが、また、同時に震災を契機に、多くのNPOやボランティアが育ち、市民の助け合いの心が育まれたのも事実です。これらの経験を踏まえ、より安心・安全で快適な、そして、思いやりとやさしさにあふれ、また、産業や地域が活性化した活き活きとしたステキなこうべのまちを私たちの手で実現しましょう。

ユニバーサルデザインは、だれにでもやさしいみんなのためのデザインです。市民ひとり一人が自分たち自身でそんな社会にするのだという強い意思を持ち、神戸を世界一ユニバーサルなまちにするため、思いをひとつにして今ここに集いましょう。

平成15年5月15日

呼びかけ人 田 中 直 人
竹 中 ナ ミ
森 崎 清 登

こうべ UD 広場（こうべユニバーサルデザイン推進会議）の活動経過

平成15年5月15日、摂南大学の田中直人教授、社会福祉法人プロップステーションの竹中ナミ理事長（ナミねえ）、長田区ユニバーサルデザイン研究会の森崎清登会長の3人から、神戸を世界一ユニバーサルなまちにしようと呼びかけがあり、こうべ UD 広場（こうべユニバーサルデザイン推進会議）が発足しました。

この呼びかけにより、こうべ UD 広場には、市民や事業者、学校関係者などの多くの方々が公募等により参画しました。広場では、UD に取り組まれている方を講師として迎えた「UD ミニ講座」の開催や UD 先進施設の見学などを通して、UD の共通認識を持ちながら、「UD のまち神戸」実現の方策を幅広く議論し、UD を推進していくための呼びかけづくりや普及啓発のためのイベントを行ないました。

各回とも、議事要旨などについては、ホームページで閲覧が可能です。

アドレス http://www.city.kobe.jp/cityoffice/18/menu03/t/keikaku/ud/ud_top

◆開催経過◆

日 程	主な議題
第1回 (H15.5.15)	<p>①広場の発足 ～呼びかけ人からの趣旨説明、広場メンバー全員から UD に対する思いを語る。 (会場：神戸市役所)</p>
第2回 (H15.6.12)	<p>①UD ミニ講座 ・「長田区 UD 研究会活動報告」(森崎会長) ～研究会発足の経緯、これまでの地域に根ざした活動内容について発表。 ②広場の今後の進め方について ～共通意識を培いながら、都市のイメージ、実現のための手法を模索することや先行のプロジェクトを立ち上げていく。今年度は全市民に向けた「呼びかけ」づくりを目標にする。 ③UD パンフレットの改訂 ～メンバーによる UD パンフレットのアンケートをもとに、改善すべき点について検討した。 (会場：神戸市役所)</p>
第3回 (H15.7.15)	<p>①施設見学：長田区役所 ～改善された案内サイン、UD 商品の展示などを観察。 ②UD ミニ講座 ・「長田区 UD 研究会活動報告」(吉良和人氏) ～研究会の「ふれあい部会」の活動として、小中学校で UD 教育を実践してきたことについて発表。 ・「外国人のくらしについて」(多言語センターFACIL 吉富志津代氏) ～外国という違う文化、習慣、システムを学び、気付き、ともに暮らしていくことがユニバーサルデザインの精神であることを発表 ③「UD のまち神戸」の都市像について ～「くらしづくり」、「意識づくり」をテーマに議論 ④こうべユニバーサルデザインフェアについて (会場：神戸防災コミュニティセンター)</p>

<p>第4回 (H15.8.11)</p>	<p>①UDミニ講座 •「誰もが心豊かに住み慣れた地域で住み続けるために」 (県総合リハビリテーションセンター顧問 澤村誠志氏) ~県立リハビリセンターでの活動などを踏まえた福祉のまちづくりについて講義 主な講義の内容としては、 ●リハビリテーションは、回復訓練でなく「全人間の復権」 ●地域リハビリのゴールはノーマライゼーション ●ユニバーサルデザインとは、歴史、理念 ●共用品（ユニバーサルデザインものづくり） ●ユニバーサルデザインとテクノエイドサービスシステム ●テクノエイド（福祉用具、住宅改修）サービスの実際 ●福祉のまちづくりとは；理念、兵庫県での足跡、公共輸送機関の利用は人権か？ ●心豊かな社会づくりにおける住民活動との連携</p> <p>明日はわが身 今は幸い元気で暮らしている。 しかし、いつ、思いもしない時に、事故にあったり、病気にかかり、手足が動かなくなったり、言葉がしゃべることが出来なくなったりするか、 誰も明日のことは分からない。 障害のある人々と共に、暖かい思いやりのある社会を、皆で作りあげたい。 - Society for All -</p> <p style="text-align: right;">という言葉で締めくくられました。</p> <p>②「UDのまち神戸」の都市像について ~「まちづくり」、「ものづくり」をテーマに議論 (会場：しあわせの村 シルバーカレッジ)</p>
<p>第5回 (H15.9.26)</p>	<p>①CJF参加報告 ~8月21~22日に千葉の幕張メッセ国際会議場で開催された「チャレンジド・ジャパン・フォーラム(CJF) 2003国際会議 in ちば」に参加された中村さん、水越さんから報告～</p> <p>②「こうべUD広場」からの呼びかけづくりに向けたチームの設置 ~2つのチームに分かれ、①今後の進め方、②都市像実現に向けた具体的な取組み内容に関する検討、③役割分担などを議論</p> <p>③イベント見学 ~神戸ファッショントリトリー宣言30周年記念展「神戸ライフスタイル展」～ (会場：神戸ファッショントリトリー)</p>
<p>第6回 (H15.10.21)</p>	<p>①施設見学： ~国際障害者交流センター「ビッグ・アイ」のバリアフリーデザインを監修された田中座長の説明による見学～</p> <p>②「UDのまち神戸」の都市像実現のための取組みについて ~2つのチームに分かれ、意見交換～ (会場：国際障害者交流センター「ビッグ・アイ」)</p>
<p>第7回 (H15.11.2)</p>	<p>①「こうべユニバーサルデザインフォーラム」の開催 ~「第7回こうべUD広場」公開会議：矢田市長もゲスト参加し、これからのユニバーサルなまち神戸の目指すべき都市像として、「まちづくり」「ものづくり」「くらしづくり」「意識づくり」の4チームのリーダーからの中間発表やユニバーサル</p>

	<p>デザインのもたらす可能性などについて意見交換をした。</p> <p>～子どものUD体験学習の発表：市内の中学校で“総合的な学習の時間”等を活用し、「まちのUDたんけん」や「モノのUD調べ学習」などを通して、人にやさしい『UDのまち神戸』のあり方に、気づき・考え・提案する学習に取り組んでいる。フォーラムでは、渚中学校と長田中学校が成果発表を行った。</p> <p>～「ユニバーサルファッショントーク」の開催</p> <p>～展示コーナー：「長田区ユニバーサルデザイン研究会」の活動パネルをはじめ、UDに取り組んでいる先進企業や「ひょうご福祉新産業研究会」による身近な文房具や日用品など「ユニバーサルデザイン商品」の展示、UD学習に取り組む学校の壁新聞などを展示した。</p> <p>フォーラムは、家族連れの方をはじめ、学生や婦人大学、関連団体などの幅広い層の方々にご来場いただき、延べ600名を超える大変盛況なものとなった。</p> <p style="text-align: right;">(会場：ハーバーランド スペースシアター)</p>
第8回 (H15.12.18)	<p>①ビデオ上映 ～11月8日放映「好き！神戸 “神戸から広めよう！ユニバーサルデザイン”」～</p> <p>②(仮称)「“こうべUD広場”からの呼びかけ」(案)について ～全体の構成や、呼びかけの性格など総論部分を中心に議論～</p> <p>③こうべUD広場プロジェクトの立上げ(案)について ～呼びかけ作成後、「UDのまち神戸」の全市展開を目指すべく、まず広場から様々なプロジェクトに取り組むため、事務局からプロジェクトを提案～</p> <p style="text-align: right;">(会場：神戸市役所)</p>
第9回 (H16.1.27)	<p>①(仮称)「“こうべUD広場”からの呼びかけ」(案)について ～4つのグループに分かれ、意見募集に向けた呼びかけ案について議論～</p> <p>②策定のスケジュールについて ～3月末の策定に向けた今後の広場開催のスケジュールを確認～</p> <p style="text-align: right;">(会場：こうべ市民福祉交流センター)</p>
第10回 (H16.2.17)	<p>①「“こうべUD広場”からの呼びかけ(案)及び市民意見の募集について ～4つのグループに分かれ、意見募集に向けた呼びかけ案について議論～</p> <p>②今後の広場の活動について ～今後、広場のメンバーがどのような活動をしていくのか、UDサポーター活動やUDフェア活動、その他の活動を含めて、アンケートを配布～</p> <p style="text-align: right;">(会場：神戸市勤労会館)</p>
2/25～3/15	<p>「“こうべUD広場”からの呼びかけ」(案)について広場メンバーから記者発表 ～呼びかけに関するご意見やUDの取り組みについて募集～</p> <p>閲覧場所：市役所、各区役所、市政情報室、ホームページなど</p>
3/1～	こうべUDサポーターの募集
第11回 (H16.3.17)	<p>①「“こうべUD広場”からの呼びかけについて ②ユニバーサルプロジェクトの立ち上げについて UD情報プロジェクト、こうべUDフェアプロジェクト、しあわせの村UDプロジェクト ③平成16年度のこうべUD広場の活動について</p> <p style="text-align: right;">(会場：神戸市役所)</p>

行政資料

震災復興の都市政策的検証と提言

平成 16 年 3 月

財団法人 神戸都市問題研究所
「震災復興の都市政策的検証と提言」研究会

はしがき

来年の 1 月 17 日には阪神・淡路大震災の発生から 10 年が経過する。本報告書は、震災復興 10 年を点検し、その過程で出来たことと出来なかったことを意識しながら、残された課題を厳格に自覚して解決のための方策を見出すこと、および、震災から得た諸々の教訓を取りまとめ、今後予想される海溝型大地震などの災害の減災に少しでも寄与することを目的として、制度的側面からの検証と提言を行ったものである。

研究会では、「市民生活・安全」「産業・経済」「すまい・まちづくり」の 3 つの分野について検証を行い、復興に積極的に尽力されたメンバーの活発な議論を経て、18 の提言にまとめた。なお、本研究会は震災 5 年に際しても今回と同様の検証と提言を行っているが、今回はこの間の法制度の整備状況を踏まえながら研究を行ったもので、時間の経過とともに、社会情勢はもとより復興過程で生じる課題や求められる制度にも変化が見られ、それらが提言に盛り込まれている。

また、今回の研究会では、わが国における防災対策の根本的課題がより明確に意識され、提言に反映されている。その第一は、災害の軽減・防除に対する投資および事前準備の重要性であり、第二は、災害発生時における救助体制や復旧・復興施策等が事前に体系的に整備され、十分に準備されることの必要性である。今後、この 2 つの視点に基づく諸施策が、危機管理の面から包括的に実行されることを強く願う。

本報告書が、阪神・淡路大震災の復興過程を通じて得られた教訓の一つとして、今後の防災対策に活かされることを心から念じるものである。

I 市民生活・安全

提言 1 災害への事前対応と危機管理体制確立の必要性

- ・阪神・淡路大震災が投げかけた根本的課題は、災害に対する危機管理体制確立の必要性である。わが国では自然災害に対する包括的有事体制は確立されておらず、建物の耐震化や都市の防災化などの減災に向けた事前投資や、被災地における生活復興に関する施策を体系的にマネジメントする体制も整っていない。
- ・アメリカでは「あらゆるタイプの危険から生命と財産の損害を軽減し、国民の重要なインフラストラクチャを守る」ことを目的に 1979 年に連邦危機管理局 (Federal Emergency Management Agency, 略称 FEMA) が設けられた。FEMA は、当初、核攻撃

による災害を前提としていたが、その後、自然災害を含むすべての大規模災害を対象とするようになり、一般に、大規模災害発生時には、州知事の要請により大統領宣言を受けて連邦政府の財源が発動される。また、FEMAでは、自治体、企業、ボランティア等との協力により、地域ごとに災害予防活動が着実に進む体制が整えられている。震災直後、わが国にもFEMAのような制度を導入すべきかという議論が行われたが、制度導入の当否は別として、重要な点は、災害の起こる以前に、災害の軽減とそれへの準備、対応及び復旧について、包括的な危機管理体制が確立されていることである。

- ・第1に、災害の軽減・防除に対する投資および事前準備の重要性が指摘できる。阪神・淡路大震災で倒壊や火災が面的に発生し、多くの死者を出した地域と、第2次世界大戦の非戦災地域は重なるとの実証研究がある。これらの地域には戦前の老朽建物が多く分布しており、老朽建物密集地域の整備の重要性をあらためて認識させられた。また、これと関連して、現行の新耐震基準で建てられた建築物には被害が少なかったことも明らかになっており、耐震調査・耐震補強の実効ある促進策が災害軽減や防除のためにいかに大きな役割を果たすかを示すことになった。
- ・次に、災害発生時において、救助活動や復旧・復興施策が被災者の困難をどのように解決するかが問題となる。この点に関しては、地域コミュニティによる救助・救援体制や地域防災力の強化、ボランティア活動の醸成と組織的動員、広域的支援体制の確立、仮設住宅の供給および住宅の速やかな再建、より効果的な生活再建支援施策の体系的整備とその運用体制の確立など枚挙に暇がなく、それらすべてにわたり事前の十分な準備、対応が必要である。
- ・阪神・淡路大震災から得られたわが国の災害対策、災害復興施策に関する教訓は数多い。個別の論点については以下の提言に譲るが、災害に対する事前、事後の包括的な危機管理体制確立の必要性がすべての問題の根底にあり、発生が警告されている海溝型大規模地震等に備え、その速やかな確立が望まれる。

提言2 地方分権に即した復興財源と地域活力を活かす復興のあり方

- ・わが国の災害対策に関する行財政システムは、省庁ごとに細分化された平時のシステムの延長であり、復興事業も多くが既存制度の補助金の上乗せ等により実施されている。そのメリットには、既存システムの発動により、行財政の動きを必要に応じて確保できる点があげられる。阪神・淡路大震災の発生時には、補正予算と次年度当初予算が並行して作成され、都市計画事業や公的住宅の迅速な計画・実施が可能となった。
- ・デメリットには、中央主導型システムの縦割り体系からくる施策間の連携の欠如や、公共事業の定型性・一律性から生じる非効率があげられる。住宅を例にとると、迅速に大量の災害公営住宅を供給するハード面の充足は既存制度の拡充で可能となるが、入居する被災者の生活再建・自立促進については、ソフト面での別の対応が必要である。公営住宅では公平性確保の要請から抽選で入居者が選ばれるが、その結果、住宅のタイプ・立地と被災者のニーズとのミスマッチや、高齢者の多いコミュニティの再生が難しくなるなどの問題が生じる。これに対し、被災地では、公営住宅の型別供給やグループ募集、コレクティブハウジングなどの工夫が行われ、復興住宅における高齢者の見守りや新たなコミュニティの形成支援などソフト面における種々の努力がなされた。
- ・こうした財政支出に伴う秩序の要請と被災地のニーズとのギャップは、ブロック・グラ

ント（包括型補助金）方式を確立し、地方自治体に交付される財源の使途を地域のニーズに合わせて決められるようにすることで解決すべきである。それは、シャウプ勧告の基本的スタンスであるとともに、最近の三位一体改革においても主張されている。シャウプ勧告では「復旧事業の設計および施行については、地方団体にはほとんど完全に自由を与えるような十分な支払い責任を地方団体に移譲すること、いかなる地方団体も災害復旧費とそれに関連した改良費との総額のうち、それぞれの団体の適正な負担以上には負担しなくともすむという保障を与えること」が提案されている。

- ・現在の体系はこれとは大きく異なり、公共事業の上乗せをそれぞれの所管省庁が縦割りで進め、財政面では補助率の上乗せや、裏負担の地方債の発行に対する地方交付税の事業費補正への算入などが講じられている。しかし、今後の地方分権改革の具現化に伴い、補助金や交付税措置を柱とするシステムは機能しなくなることが考えられる。それに替わり、権限や財源の委譲を進めることによって、「事業の設計および施行について地方公共団体にはほとんど完全に自由を与える」という原則が実現されなければならない。
- ・今後の災害復旧・復興施策においては、住民の潜在能力を高め自立した生活再建が可能となる施策体系を用意する必要がある。そのためには、被災者に最も近い自治体への権限や財源の委譲とともに、NPO やコミュニティ組織などの民間セクターと連携していく姿勢、市場システムを重視する観点が必要である。住民の暮らしは地域社会に複雑に入り組んだネットワークを形成しており、それを回復させることによって地域活力と住民個々の潜在能力を活かす復興施策の確立が求められる。

提言 3 生活再建支援に係る諸施策の体系化

- ・阪神・淡路大震災における生活再建支援施策は多種・多様に展開されたが、生活再建プロセスに対応する明確な施策体系が整えられないまま、逐次的に打ち出されたため、各施策の役割分担や連携が不十分で、被災者には、多種・多様さが分かりにくさや利用しにくさをもたらした面もあった。また、災害という非常事態に際して、利子補給、貸付金、手当支給など平時と同様の手法が主に用いられたため、実務面では非常に手間がかかる反面、被災者には支援の実感や生活再建への意欲が湧きにくかったことも考えられる。
- ・大規模災害における被災者の生活再建支援については、被災者それぞれが生活再建のスキームを立てることが容易となり、結果として生活再建へのインセンティブを与えることが可能となる施策の体系を事前に用意しておく必要がある。被災者生活再建支援法の制定により、震災当時と比べて状況は大きく改善されたが、今後の被災者生活再建支援施策は、以下の諸点に配慮した明確な施策体系を確立したうえで実施される必要がある。

(1) 生活再建支援の目的の明確化

生活再建支援は災害という特殊環境のもとでの施策であり、平時の福祉的施策とは一線を画したうえで、内容や基準を定める必要がある。

また、復興の各段階において必要な施策の目的・基準は異なっており、支援目的に応じた施策を投入する必要がある。目的が曖昧なまま給付等が行われれば、施策効果が低下するだけでなく、被災者の自立意欲を阻害する結果をももたらす。

(2) 中心となる支援施策の拡充

今後の生活再建支援においては、震災を契機に制度化され、住宅再建支援に関する拡

充も行われた被災者生活再建支援法に基づく給付を施策の柱に位置づけ、今後とも住宅再建支援内容等の更なる充実を求める必要がある。また、災害発生時には、これをできるだけ早く支給することが、被災者の生活再建のスキームを明確なものとし、自立へのインセンティブを高めて、早期の生活再建につながる。

生活再建支援金制度を中心に施策体系を編成することにより、復興基金その他はこれを補完する施策に位置づけ、目的・効果が重複するものは、廃止や対象の絞り込みによってあり方を見直すべきである。

(3) 被害状況の考慮

支援施策の基準や内容の決定に被害状況をどのように反映させるかは重要な課題である。阪神・淡路大震災では、り災証明の住宅被災状況の判定が施策の支給基準等に用いられることが多かったが、公平性確保のためには、専門の調査員の養成や動員体制の確立、2次調査の実施などによる、より詳細かつ正確な判定が不可欠である。

(4) 自律的サービス活動の促進

生活再建支援には、経済的給付や住宅提供だけではなく、高齢者地域見守りなどの人的支援も必要であり、これには地域における住民の自律的サービス活動が不可欠である。自治会など地縁組織でも、平素から活動が活発な地域は災害救助活動も円滑に展開しており、地域活動を支援するシステムや組織を立ち上げていく努力が、最終的には生活再建を実効あるものとする。公的セクター中心の生活再建支援から、地域セクターの早期再生を促し、これと行政が連携する方向への政策の転換が、復興施策の新たな課題である。

提言4 復興基金制度の評価と今後の災害への対応

- ・阪神・淡路大震災復興基金は、貸付債権譲渡制度と地方交付税制度を活用した仕組みにより、9,000億円の基金を創設、復興に必要不可欠な包括的な財源、3,589億円（全体計画額）を確保し、既存制度や一般施策では対応できない機動的できめ細やかな支援施策を展開し、その実績を残した。また、その事業展開を通じて、次の5つの機能を果たした。
 - ①「安定性」－復興に必要不可欠である多額で包括的な財源の保障・確保
 - ②「機動性」－被災地の復興ニーズに対して行われた迅速な意思決定と事業の実施
 - ③「柔軟性」－復興ニーズの変化に対して行われた弹力的な復興事業の追加・拡充
 - ④「補完性」－行政施策として実施される復興対策の補完を目的に行われたきめ細やかな対応
 - ⑤「先駆性」－被災地に凝縮して生まれる新しいニーズをくみ上げ復興事業として実施、一般施策につなげる
- ・基金事業は、生活再建支援金等の中心的施策だけでは対応が難しい多様な支援ニーズに機動的に応えていく制度として、今後も重要な役割を担うものである。特に、ボランティア・NPO等による社会的サービス活動への支援や被災地のコミュニティ形成促進など、今回の復興過程でも基金が重要な役割を担った分野や、より機動的できめ細かな施策の展開が求められる産業や雇用対策などの分野においても、基金事業が果たしていくべき役割は非常に大きいものがある。
- ・基金事業を特定災害に限定された特殊な支援施策にとどめることなく、大規模災害一般

の復興支援施策と位置づけ、その仕組み・規模・財源・運営体制等についての十分な検討・準備のもとで、迅速な設置を可能とする法整備が進められるべきである。また、今後の新たな災害に対し効果的な復興支援を行うためには、①今回の震災における基金事業の展開過程等をマニュアルにまとめ、将来の事業メニュー作成の基礎資料とする。②それを基に基金事業のベースとなる施策の雛型を準備しておく。③支援事業の効果を高め、被災者に分かりやすいものとするため、施策のパッケージ化を進める、などの工夫も必要であろう。

- ・今後の方針分権改革の進展によって、地方交付税制度の見直しが予想され、主要な財源を地方交付税に依存する基金の仕組みに影響がでてくる可能性がある。また、低金利の恒常化による基金の運用利回りへの影響も懸念される。一方、分権改革は、災害復旧・復興に関する国と地方の役割分担や都道府県と市町村間の事務の見直しを伴うことも予想されるが、基金制度の運営や事業展開についても、より被災者に近い基礎的自治体あるいはそれらの協議会に権限及び財源ができる限り委ねられることが必要である。それが支援ニーズに即した意思決定の迅速性を確保する途でもある。将来、発生が予想される海溝型大規模地震に備えるためにも、これらの課題を克服した基金制度の整備が求められる。

提言5 高齢者地域見守り制度の意義と今後の展開

- ・65才以上の高齢者の割合が平均で45.8%（H15.10末）にものぼる復興住宅では、高齢者の孤立化の防止や生活支援のあり方など、超高齢社会における課題が一般地域に先駆けて鮮明となった。そのため、復興施策の一環として高齢者の地域見守りが実施されている。これは高齢者の安否の確認だけでなく、近隣のコミュニティづくりや自治組織づくりをも側面的に支援するもので、高齢者の閉じこもり防止や見守りのための新しいコミュニティの形成に大きな成果を残した。復興住宅は、このような社会サービスとコミュニティ形成支援が相まって、はじめて「協働型集合住宅」という地域社会における「すまい」になりえたと言ってもよい。
- ・神戸市では、平成13年度から在宅介護支援センターに「見守り推進員」を配置して小地域見守りネットワークの充実を図るなど、一般地域を含めた地域見守り制度の全市展開を進めている。ガスマーターの遠隔検針などITを活用した高齢者見守りサービスのモデル的取り組みも始められており、今後はその実効性等を検証するとともに、市民、事業者、行政が連携した、新しい高齢者地域見守り体制の構築に向けて検討を進める必要がある。
- ・中央社会福祉審議会は、これからの中社会福祉の理念が、国民全体を対象とする社会連帯のもと、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援することにあり、その実現のためには「個人の多様な需要への地域での総合的な支援」が必要であるとしている。高齢者地域見守りにおける先駆的な取り組みは、震災復興だけでなく、わが国の社会福祉制度の動向からも評価が可能である。復興基金の終結に伴う財源の問題や、主体間の役割分担と連携のあり方など課題も多いが、今後は、全国を先導するこれらの諸施策をひな型として、高齢者の地域見守りを一般施策に発展させることが重要な課題である。
- ・地域見守り制度が恒久的で汎用性のある地域福祉システムとして発展するためには、以下の諸点に留意が必要である。

- ①見守りの対象者やサービス内容の位置づけ、それに関わる民間セクターと公的セクターの役割分担と責任の明確化
- ②行政内外の統括ラインと分業の整理（本庁、区役所とりわけ保健福祉部、さらに市及び区社会福祉協議会、(財)こうべ市民福祉振興協会、在宅介護支援センター、消防局等々）
- ③見守り機能の二面性、個人への働きかけ（パーソナル・ケア）と地域社会への働きかけ（コミュニティ・ワーク）のバランスの維持及び将来的な業務の分化
- ④財政悪化の状況下での、財源や社会資源の新たな開発と確保
- ⑤上記を総合した地域福祉マスターplanの枠組みの構築

提言 6 防災対策から危機管理への転換と「安心まちづくり」の推進

- ・阪神・淡路大震災は、従来の都市防災対策の限界や問題点を、甚大な被害により深く認識させた。そのため、防災対策のあり方を根本から見直す挑戦が様々な形で始まるとともに、「危機管理」への転換が進みつつある。危機管理という発想に基づく防災は、次の5つの視点で従来の防災とは大きく異なる。
 - ①多様な危機に包括的に対応する視点（マルチハザードに対応した防災態勢の構築）
 - ②事前の対応をより重視する視点（消火・救助活動などの事後対応から、耐震補強や防災教育などの予防対策や事前の減災対策を重視する方向への転換）
 - ③社会や組織を防災の対象として重視する視点（地域のコミュニティネットワークや情報インフラの整備、企業における危機管理体制や広域連携システムの構築など）
 - ④経営戦略的な実行管理を徹底化する視点（遂行課題の目標とそれを達成する手段や時期を明確にした実行管理の推進）
 - ⑤ハードとソフトを融合し包括的に対処する視点（復興住宅を地域見守りで支えるなど、ハードとソフトの融合を地域に即して図る「安心まちづくり」の取り組み）
- ・「安心まちづくり」で防災の対象として捉えられるのは、事前の取り組みにより改善を図るべき脆弱な「まち」の体質そのものであり、それには過密や老朽といった物理的体質と無関心や無責任といった社会的体質の両者が含まれる。社会的体質の改善で求められるものは、地域の人と人のつながり、地域活動のアクティビティ、コミュニティ規範の成熟等を視野に入れた取り組み、地域密着型の防災であり、その意味で「安心まちづくり」には、都市空間の整備とコミュニティの確立の一体的な遂行と、安全にいたる市民参画プロセスの重視の双方が必要である。
- ・速やかに改善を図るべき脆弱な「まち」の体質で、特に問題となるのは次の2点である。
 - (1) **密集市街地の解消と防災化の促進**

わが国の都市には、危険性が高く整備が必要な密集市街地が約2万5千haも存在する。阪神・淡路大震災における長田区の火災でも明らかのように、その解消が都市防災の最大かつ緊急の課題であり、政府の都市再生プロジェクトでも、特に大火の可能性が高い危険市街地8千haを重点整備し、今後10年間で最低限の安全性を確保するとしている。

また、危険な密集地の改善では、老朽化した住宅の建替えや狭隘な細街路の整備が欠かせず、それはそこに居住し権利を持つ市民の積極的な参画がなければ達成できない。それだけに、下からのまちづくりが時代の要請として求められる。

(2) 既存住宅の耐震化の促進

阪神・淡路大震災では古い木造家屋が多数倒壊し、多くの犠牲者を出すとともに、道路交通網を遮断して救助・救援活動を妨げるなど大きな課題を残した。建替え更新に相当な年数を要する既存住宅の耐震化の促進が、災害に強いまちづくりの大きな課題である。

住宅の耐震化はその住宅の性能向上だけでなく、まちの防災力を向上させ、周辺被害の軽減も見込まれることから、公的な支援を行うに足る公共性が認められるといってよい。すでに一部の自治体では耐震化工事等への助成制度が創設されているが、利用が進んでいないことから、より低廉で効率的な耐震化工法の研究を進めるとともに、融資や補助金に加え、耐震化工事に係る借り入れに対するローン控除等の税制上の優遇措置など、幅広い促進策の検討も必要である。

一方、阪神・淡路大震災を契機として、新築住宅の耐震・免震性能への関心が高まつておらず、これを既存住宅に拡大することにより、市場メカニズムを活用して耐震化を進めることも必要である。中古住宅市場において建物の耐震性能が価格に正当に反映されれば、耐震化への関心が高まり、良好な住宅が増えるものと考えられる。住宅性能表示の各項目のうち耐震性能に関わる「構造の安定」に関する評価への助成等により、既存住宅の耐震性能表示を受けやすくするとともに、広報・啓発等により、住宅の耐震性能が正当に評価される市場の形成を図るべきである。

提言 7 地域防災力の醸成と安全安心の創造

- ・地域防災力の醸成のためには、①福祉や環境など日常的課題と防災との融合、②犯罪など日常的なリスク軽減への取り組み、③公衆衛生的な防災作法を身につけた人材の育成など、防災の日常化・持続化に向けた取り組みにより、地域コミュニティの中に防災の仕組みやスタイルを根づかせることが必要である。
- ・福祉と環境に留意しながら安心につながるコミュニティの形成を図っていくことが時代の要請である。なかでも防災と福祉との融合は極めて重要であり、日常的な見守り体制がなければ、災害時の安否確認も救援活動もうまくいかない。また、そうして育まれた地域の人と人とのつながりが、犯罪の防止など地域課題を解決する力となる。震災を機に神戸市が進めてきた、「防災福祉コミュニティ」や「こうべ市民安全まちづくり大学」の取り組みを、持続型防災文化へと根づかせていくことが求められる。
- ・新しい都市防災の核心は、地域社会そのものが災害を防止し被害を軽減する公衆衛生的な防災力を持つことにある。その観点から、特に次の3つの課題への着目が必要である。

(1) コミュニティの防災力

震災直後の初動対応や救援等において、行政の能力には限界があり、地域の連携による対応の重要性が指摘されている。また、家具の転倒防止や安否確認システムの確立など次の災害に備えた取り組みでも、地域の自律的で協調的な活動の重要性が確認されている。

こうした活動の展開には、防災態勢、防災教育、防災備蓄などの側面において、従来の経験主義的な自主防災組織活動の枠を乗り越えることが必要である。NPOなど新たな組織を組み込んだ態勢の構築、市民参画型ワークショップや発災図上訓練等を組み入れた防災学習プログラムの開発、コミュニティ備蓄の発想に基づく自給自足型防備シス

テムの構築など、地域特性を活かした創造的な取り組みが、コミュニティの防災力向上のための課題として指摘できる。

(2) 連携の防災力

防災の担い手のネットワークやパートナーシップにおいては、多様なセクターの連携が求められる。そこでは、行政、市民、自治会などの地域型組織、NPOなどの機能型組織、企業、メディアによる有機的な連携が欠かせず、そのための協議会やラウンドテーブル、ネットワークづくりが必要である。

また、連携の潤滑材となるコーディネート組織や中間支援組織の育成も必要である。中間支援組織は、自主防災組織や災害ボランティア組織、企業防災組織のエンパワーメントに欠かすことができず、新しい地域防災システムの中核的組織として位置づけ、その強化育成を図っていく必要がある。

(3) 伝承の防災力

震災の体験と教訓を地域の防災力に生かすことであり、それには、体験や教訓を文化として伝承し、地域社会の生活慣習に根づかせ、社会関係として構築することが必要である。地域あるいは個人の防災意識や防災行動には、過去の災害体験が大きく影響する。それに持続力を与え、防災の原動力とするのが防災の伝承であり防災文化である。防災に熱心な地域社会は、過去の被災体験を受け継ぎ、それを生活のなかに定着させている。

被災の経験をいかにして地域に定着させるか、防災学習を単に学習に終わらせず、生活や行為の改変につなげていけるか、こうした視点からの体系的な取り組みが求められる。

II 産業・経済

提言 8 被災地の自律復興に向けた復興都市政策のあり方

- ・大規模災害による局地的なダメージからの復興政策は、平時の地域政策とは異なる側面を強く有している。被災地の状況は、短時間・短期間で大きく変化するとともに、きわめて局地的性格が強く、地区・地域によって必要な施策のあり方も異なるという特性を持つ。そのため、変化に機動的に対応して、問題解決へのアプローチを提示するとともに、都市の産業・経済一般を対象とする施策よりもきめの細かい、多様な課題への的確かつ柔軟な対応が求められる。とりわけ、被災地における中小零細企業への支援や既存の地域型産業の再生、雇用の確保等が重要な課題となることが指摘できる。
- ・産業・経済の再生には、「復旧」を目的とする緊急・短期的施策に続いて、中・長期を視座に持ち、都市経済の構造的再編を促す「復興」型施策の展開が必要となる。これには都市の自律的再生へのメカニズムとの明確な連動が求められる。阪神・淡路大震災の復興政策は、国庫補助金や地方交付税等による従来の枠組みのなかで、全国一律の仕組みをベースとする縦割り型の施策として実施された。都市経済が自律的な再生・発展に転じるためには、こうした旧来の「日本型システム」に基づく制度や仕組みを再編する必要がある。特に重要な点は災害からの復興が「地域の選択」に委ねられる仕組みづくりである。
- ・中央集権的な旧来の「日本型システム」からの転換に適合し、大規模災害からの被災地の自律的復興を促す施策展開を可能とするためには、次の基本的視点が必要である。

(1) 地域からの選択を可能にする市場メカニズムの重視

市場メカニズムを生かし、地域のイニシアチブ・地域住民や企業の選択に委ねる制度や仕組みをデザインすることが求められる。被災した都市産業や経済の行方について、市場のなかで市民・企業が「選択」できる仕組みをつくることが必要である。

(2) 「施策のパッケージ化」及び「時限つき施策」とそのモニタリング

政府主導のガイドラインは、平時に必要な、全国一律という公平性と安定した継続性をベースに作られたものである。しかし、復興施策に求められるのは変化への機動的即応と課題の多様性への柔軟な対応である。具体例として、縦割りの非効率がもたらす硬直性を打破するため、課題解決に直結する「政策パッケージ」を地域が提案することをあげる。もうひとつは時限的の施策の実施である。施策を実験的に「時限」つきで実施し、成果を常にモニタリングすることで、その有効性を絶えず判断していく方策である。

(3) 多様な主体によるガバナンス、地域との連携

産業・経済復興においても、地域における多様な主体の存在とそのパートナーシップの役割が重要となる。たとえば被災にともなう雇用・就業の問題があげられる。これは緊急時だけでなく中・長期的な課題としても重要であるが、市民グループが形成する互酬型・互恵型システムを核とした社会・経済セクターは、コミュニティ・ビジネスやソーシャル・エンタープライズなど新たな産業を創出する可能性を有している。こうした領域への支援は、復興政策として重要な側面と考えられる。

提言 9 大規模災害復興型経済特区の提案

- ・大規模災害からの自律的復興において、規制緩和による市場再生メカニズムへの刺激は、産業復興の極めて重要な視点である。阪神・淡路大震災の復興過程においては、エンタープライズ・ゾーン設置に関わる多くの議論が行われた。結果的には、一国一制度の壁を崩すことができず、十分な形では実現しなかったものの、神戸市と兵庫県は、産業誘致のための優遇措置等を盛り込んだ「神戸起業ゾーン条例」と「産業復興推進条例」を制定し、地域のイニシアチブによる経済政策の一歩を踏み出したといってよい。
- ・近年、「構造改革特区」「都市再生」「地域再生」等を中心として、政府の地域政策は大きく転換した。各地に拡大する構造改革特区の取り組みは、震災当時とは状況を全く異にしており、特区の考え方はわが国においても定着しつつあると考えられる。しかし、特区政策が一般的な政策では対応が困難な地域固有の問題に対するゾーン政策とすれば、その解決のためのより抜本的な規制緩和や税の減免を含むインセンティブの付与など、社会実験的視点が必要である。特に、大規模災害からの復興に関わる経済特区という点からは、より進んだ提案が必要であり、以下の3つのタイプの経済特区を提案する。
 - ①第1のタイプは、企業誘致を狙いとするエンタープライズ・ゾーンの設置である。この施策のインセンティブは税の減免と規制緩和であるが、期間限定措置であることを前提として、この2つを徹底することが必要である。
 - ②第2のタイプは、都市の産業構造改革に焦点を置く戦略的な規制誘導を含む特区である。次世代知識集約企業の立地コストは地価や税だけではない。高度な教育への投資、R&Dやマーケティングのコスト、拡大するリスクへの対応が必須となる。これは、それらのコストを低減するため戦略投資を集中させる経済特区である。このタイプの場合には、設定されたゾーンのみにインセンティブを限定せず、連関による効果が期

待できる活動にメリットを付与することも必要である。

③第3のタイプは、市街地に立地する既存産業再生のための経済再生特区の設置である。都市の自律的再生のためには、既存産業群の活性化が最も効率的な経路である。ここでの規制緩和や税の減免措置は、競合他産業地域との関係を配慮したうえで、期間を限定した再生措置として検討されるべき視点である。

・国家の枠組みを越えた世界的な都市間競争や都市経済の急速な変化は、国民経済を効率的に機能させてきた国家主導型の制度・仕組みを陳腐化させ、自律型経済への転換を促している。プランチ型経済から自律型経済への移行において、政府による中央集権型から地方のイニシアチブによって地域のあり方を決定できる分権型への転換が必要である。

提言10 産業・経済復興政策のパッケージ化による施策の多重・多層的展開

- ・大都市における被災からの復興は、極めて多様な状況への対応が求められる。復興過程で加速的に多重・多層化する問題に対し的確かつ速やかに対応することは、縦割り型の施策では困難であり、多種・多様な政策をパッケージ化して実施することが必要である。それにより、限られた復興資源を選択的に集中させ、できるかぎり大きな乗数効果を創出することが可能となる。また、政策パッケージの提案は、被災地の課題を熟知する地域自体のイニシアチブにより行うことが重要であり、地方自治体にとどまらず企業、NPOさらには市民グループなど、多様な主体からの競争的提案を制度化することも必要である。
- ・復興政策パッケージを考えるにあたっては、2つのアプローチが考えられる。まず、政策パッケージの形成を可能にするブロック・グラント方式の省庁横断による包括型補助金の実現である。これにより、補助金の使途そのものを地域のイニシアチブによって決定することを可能にし、また、パートナーシップによる競争的提案方式の導入など、新たな実施主体の台頭をも支援することが可能となる。
- ・もうひとつは、政府・地方自治体が提示する既存の「縦割り型」施策を連携させる仕組みづくりである。緊急な復興が要請される被災地において、新たな政策や仕組みを議論する時間は少ない。制度化された既存施策を、被災地の状況に呼応する形で「編集」することを可能にするリンク型プログラムの仕組みがあれば、都市計画事業と産業・経済再生支援の効果的・効率的展開などが可能になるものと考えられる。
- ・こうした方式を導入するにあたっての課題として、次の3点が指摘できる。第1に、政策のモニタリングの必要性である。既存の施策では十分に対応できない問題解決の必要性を背景としていることから、政策そのものが従来とは異なる方式と言ってよく、進捗状況のチェックや成果の継続的評価は不可欠である。次に、政策実施の緊急性から手続きの簡素化が必要である。ブロック・グラント方式は、そのコンテンツにおいて柔軟な裁量が担保されるが、計画策定から実施に至る過程は慎重にならざるを得ない面がある。被災地復興の緊急性を考えると、こうした過程を大胆に圧縮する措置が必要となる。最後に、被災地で展開されるパッケージ政策群全体をマネジメントする機能が必要である。被災地の復興政策群は、機能的には多重・多層的な要素が強い。こうしたパッケージ政策群において、各施策を有機的に連携・連動しうるよう編成する役割を、地方自治体あるいは多様な主体からなるパートナーシップ組織が担っていく必要がある。

提言11 被災地における雇用創出のための中間労働市場創設

- ・阪神・淡路大震災では、復興過程において平時と異なる多様な「仕事」が発生し、これらの社会的な需要に対して既存の「市場」や「公共」だけでは的確な対応ができないことが明らかとなった。それを補完する受け皿となったのが、震災発生の年だけで延べ130万人にも及んだボランティアの働きである。また、その後の民間非営利セクターの活動拡大にともない、コミュニティ・ビジネスなどのビジネス性を有した社会活動の萌芽が出現したことにも注目し得る。地域や社会的な課題にビジネスとして対応するこの領域は、地域・社会貢献型の新たなタイプの仕事を提供する可能性を秘めている。
- ・災害復興における仕事の特性は、その互恵・互酬的な複合的性格であり、仕事を需要する側と供給する側が明確に区別された一方向型の関係ではなく、情報共有を含む双方向型の依存関係を示している。復興に関わる仕事自体が定型化されたものではなく、極めて多様な主体が、多様なスタイルでそれに携わることになる。こうした「多層・多重型就業」が災害復興に関わる働き方の特色であり、今後の都市部における激甚災害時等の機動的かつ柔軟な対応には、復興のための緊急な「中間」労働市場の形成が不可欠となる。
- ・「中間労働市場」を明確に定義することは困難であるが、その特徴・成立要件、特に重要な考え方等を整理すると、以下の諸点があげられる。
 - ①機能停止ないし弱体化した被災地の労働市場を、「正常」な労働市場に回帰させるための中間的な役割であること。役割を終えれば中間労働市場政策は終了することになる。
 - ②復興の時間的推移のなかで継続的に連動する政策であること。「緊急対応」から「被災地内部の摩擦解消」、さらに「被災地内でのミスマッチ対応」などの政策が巧みに連携するよう政策がデザインされることが重要である。
 - ③失業者に対しどける限り幅広い「選択肢」を提供する政策であること。雇用施策を集中的に展開し、「仕事」に関わるきめ細かな情報の提供を行うとともに、中・長期的な教育プログラムの実施など、職を失った人々に対し幅広い「選択肢」を提供することが必要である。
 - ④NPOやコミュニティ・ビジネスなど、台頭する新たな主体への着目。こうした「社会的経済」と呼称される領域では、その互恵・互酬的特性から既存の市場とは異なる「仕事」を提供することが可能となる。社会的領域の事業化は、災害復興において発生する多様なニーズに対応することが、行政、企業など既存主体では限界があることからも意義がある。雇用政策とコミュニティ・ビジネス施策との巧みな連携が必要である。
 - ⑤多様な主体によるパートナーシップが政策推進エンジンとなること。復興過程における雇用・就業政策は、機動性、柔軟性等の観点から、企業、NPO、市民グループなど多様な主体のパートナーシップによって実施されることが重要である。
 - ⑥被災地及びその周辺地域における需要拡大のための産業政策の実施との関わり。被災地及び周辺地域における需要拡大は、雇用問題解決のための重要な課題であり、地域産業政策との連動が必要である。
 - ⑦復興政策パッケージプログラムとして稼動すること。需要創出と関わる産業政策、中長期的視点から構造的問題に対処するための教育政策、高齢者の「生きがい・仕事づくり」に関わるコミュニティ政策など、地域固有の課題に呼応する政策パッケージと

しての提案が必要である。

提言12 被災地における復興地域金融制度の創設

- 震災復興過程における被災地での中小零細事業所への資金供給は、通常の市場に委ねれば不足することは明らかであり、従来の枠組みとは異なる復興金融制度が必要である。中小企業の資金調達が困難な理由の一つに、企業の経営に関わる情報を金融機関が十分に把握していない「情報の非対称」がある。そのため、中小零細事業所の復興に関しては、これを解消するための施策が必要となる。災害という異常事態への緊急対応として、地域金融機関による被災地への義務的投資の制度化も考えられるが、市場の歪みをもたらすことによるコストを考えると、このアプローチは必ずしも現実的ではない。
- 次に考えられるのは、民間金融機関が行う融資に公的保証を付与すること、復興信用保証機構の設立である。この方式には、保証を付与された融資が呼び水となって、実績が確認された中小企業に対して民間金融機関固有の融資が続く効果も期待できる。復興信用保証機構がその役割を十分に果たすには、残存債務保証に対し特段の配慮を行うことや、保証引き受けの条件を大胆に緩和することが必要である。また、中小零細企業の多くが多様な資金融資を受け「多重債務」状態に陥っていることから、多重債務問題を引き起こさない仕組みを、コンサルティング組織等との連携により整えていく必要もある。
- 最後が、信頼による直接金融制度である。平成12年11月、中小企業が連携し「信頼」をベースにした新しい資金調達の仕組みである「神戸コミュニティ・クレジット」が、わが国で初めての試みとして誕生した。阪神・淡路大震災の復興過程における社会的技術革新は多岐にわたるが、なかでも、中小企業事業主がグループで開発した「信頼」をベースとする直接金融の仕組みは特筆に値する。
- 災害復興という特殊な状況下において、従来の銀行からの融資に限界があることは明白である。信頼による直接金融方式は、顔の見える関係を前提とすることで情報収集コストが低く、共同体の互助精神や連帯意識により返済への義務感と仲間内監視が働く。この制度は、地域に醸成されるソーシャル・キャピタルとの関係も強く、今後の地域金融の仕組みとして検討に値するものである。また、こうした仕組みは大規模災害の発生時にはじめて創設し機能させるものではなく、地域特性に呼応した直接金融の仕組みを、平時から地元金融機関、行政、研究者等のバックアップにより検討・実施していくことがさらに重要である。

III すまい・まちづくり

提言13 応急復旧から本格復興への連続的住宅支援方策確立の必要性

- 震災復旧から復興期における生活再建の最大の課題は、住宅を失った被災者に対する応急仮設住宅とそれにつづく恒久住宅の供給である。阪神・淡路大震災では、郊外の開発用地等の利用によって仮設住宅の大量建設が可能となり、災害公営住宅制度をフルに活用することにより公的住宅の大量供給が実現した。この仮設住宅から公的住宅へのプロセスには多様性に乏しいとの指摘もあるが、高齢で借家居住の住宅確保困難層に対して

公的住宅の大量供給が可能であった比較的恵まれたケースと考えられる。被害の規模がさらに大きく、用地確保ができない場合には、仮設住宅・公的住宅とも大量供給は不可能となり、被災者の応急的すまいの迅速な確保も、恒久住宅へのスムーズな移行も困難なものとなることが予想される。

- ・今回の震災では、平成8年5月の公営住宅法の改正により、「借り上げ公営住宅制度」など供給方式多様化の途が開かれたのを受け、「民間借上賃貸住宅制度」、「民間共同再建買取り市営住宅」、「公団借上公営住宅」など、画一的な公営住宅施策の制度的な枠組みの見直しにつながる取り組みが、全国に先駆け実践に移された。用地確保の困難な密集市街地における公的住宅供給策として、また、公的住宅供給が災害復興を含む地域再生のまちづくりとの連携に一步踏み出した試みとして、今後の発展が期待できる。
- ・災害復興時の住宅供給方式の選択は、災害の規模や地域特性をはじめ社会・経済システムなどとも深く関わっており、阪神・淡路大震災をはじめ特定の災害におけるケースが他の災害にも有効であるとはいえないなど、条件・要件を一般化することは難しい。今後の大規模災害発生時における住宅供給方針の決定に関しては、想定される被害と被災地の地域特性に応じた復興のあり方や、被災者住宅再建支援制度との連携などを考慮しながら、応急復旧から本格復興への連続的住宅支援方策の確立など、効果的な住宅再建施策の体系化が講じられるべきである。

提言14 住宅応急修理制度の拡充

- ・阪神・淡路大震災では、被災のレベルが半壊（半焼）以下でありながら解体撤去された住宅も数多くみられ、必要以上の住宅需要、あるいは再建費用の個人負担を招いたのではないかといわれている。一般的の被災者は専門知識が乏しく、自己の住宅の被災状況や破損の程度、修理可能性やそれに要する費用等について正確な情報を得ることが難しいため、修理か建替えかの的確な判断を速やかに下すことができない。被災直後の建物応急危険度判定はあくまで危険度の判定に止まるため、その後の復興過程において2次調査等を実施することにより、建物の被災状況や再建策、その費用等に関する情報を所有者に提供し、より効率的な住宅再建の途を開くことが求められる。
- ・災害救助法に基づく現行の「住宅応急修理制度」は、半壊・半焼した住宅の台所、トイレ、居室、屋根等について、日常生活を営むために必要な最小限の機能回復を応急的に行うという趣旨の制度であるため、公費による修理の限度額が1件当たり最高29万5千円と非常に低く、浴室が対象にならないなど、住宅再建という側面からは実用性に乏しい制度となっている。それに加え、対象者が生活保護世帯等に限られ、自治体が直接施工する形態をとるなど制度の柔軟性も低いため、利用者が限られている。
- ・住宅の応急修理に関する助成制度の拡充等を図ることにより、被災住宅の速やかな修理と活用が促進され、住宅供給の迅速化と住宅再建コストの低減が可能となる。住宅応急修理制度を住宅再建の視点から体系的に捉え直し、修理箇所や利用限度額、対象世帯等を拡充して、制度の充実と利用の促進を図るべきである。その際、上記の住宅被災状況等の情報提供制度との十分な連携を図るとともに、被災者生活再建支援制度における住宅再建支援との選択的併用についての考慮も必要である。

提言15 市街地復興整備に係る諸制度の活用と今後の方向

I 都市計画事業

- 震災復興都市計画事業の実施にあたっては、平時とは違った工夫や知恵が要求される。第1は、震災後の時間の経過とともに住民ニーズが変化することを前提として、将来のまちの姿を共有できる復興計画を策定すること、および、柔軟な事業手法選択の重要性である。その意味で、2段階都市計画決定の実施やまちづくり協議会からの提案により事業計画の見直しが行われたことは評価できる。
- 第2は、早期の生活再建と都市復興を両立させることの重要性である。この点から、公的住宅供給と市街地整備事業の連携（都市計画事業による保留地や保留床の公的住宅供給への活用等）は効果的である。人々のネットワークを現地に残し合意形成や事業促進を図るために、都市計画（事業）決定前でも事業用の仮設住宅や店舗の建設などを可能にすることや、より早期の生活再建を希望する人々に事業主体が地区外移転や事業認可前の税控除等の多様な選択肢を提示し、先行的な用地買収が行えるようにすることも必要である。
- 第3は、平時からの住民主体のまちづくり活動が地域の復興力を高めることである。震災前からコミュニティ活動が盛んな地区では、震災後のまちづくり協議会の結成や事業の合意形成が円滑に進むケースが多かったことは特筆される。また、住民主体のまちづくりを推進するためには、地域住民のみならず、行政のまちづくり担当者の人材育成、専門家による協力体制の確立等も欠かせない。

II 個別建替えから共同化・協調化へ

- 復興都市計画事業区域は、被災市街地全体からみれば一部のエリアにすぎない。それ以外のエリアにも、長屋など木造住宅の密集地区が数多く含まれており、小規模敷地の共同化・協調化による住宅再建が復興の鍵を握るものと考えられる。そのため、これらの地域では「住宅市街地整備総合支援事業」、「密集住宅市街地整備促進事業」、「優良建築物等整備事業」が使われ、震災特例による敷地条件など事業要件の緩和や補助率の嵩上げによって、共同化・協調化の推進が図られた。それでもなお要件に合わない小規模建替のケースは、阪神・淡路大震災復興基金を利用した「小規模共同建替等事業補助」が適用された。
- 今回の震災復興の取り組みは、これからのはま・まちづくりの方向が個別建替えから共同化・協調化に向かうことの重要性とその困難性を浮き彫りにしており、地域の実情に応じたきめ細かな公的支援の必要性をあらためて示している。特に、国の補助制度の要件に満たない「小規模共同建替等事業補助」が既存制度の隙間を埋めてきたことは、柔軟で機動性ある支援を可能にする基金制度の有効性を示すものといえる。

III 街区レベルのまちづくりへ　－街区協同再生システムの構築－

- 密集市街地の再生を図るために、共同化・協調化だけではなく、個別の建替えを含めた多様な住宅更新を受け止めつつ、接道条件の改善や生活道路・小広場の整備を可能とする事業と誘導の両面における工夫が求められる。震災後は、「道路整備型グループ再建事業」や「住宅再建型道路整備助成制度」などが実施され、「まちづくりスポット創生事業」も試みられた。
- 住宅再建を街区さらには地区全体の住環境・街並みの形成につなげていくためには、地区特性と条件に応じたルールづくりも重要である。被災地では地区計画制度やまちづくり協定などによる取り組みが進むとともに、「インナーシティ長屋街区改善誘導制度」

の活用や「街並み誘導型地区計画制度」の適用がみられ、より小さな地域単位での建築規制のルール化を可能とする「近隣住環境計画制度」も創設された。密集市街地の場合は、個別の敷地単位ではなく複数敷地や街区単位での住環境性能を確保するとともに、一定のルールのもとで住宅更新を促進させることが重要である。

- ・今回の震災では比較的被害が少なかったものの、六甲山麓に広がる山麓密集市街地では、複雑な地形的要因も加わって住環境の改善はより困難な条件下にある。それだけに、一層小地域単位でのまちづくりに向けた取り組みが急がれる。

提言16 まちづくりに関する地元提案を反映させ事業の円滑化を図る仕組みづくり

- ・阪神・淡路大震災では、土地区画整理事業、市街地再開発事業が広範囲に実施されたが、その最大の特徴は、まちづくり協議会による協働のまちづくりである。区画整理や再開発は、財産権など人々の権利に大きく関わり、公の資金が投入されることから、事業の公平性と適正性を確保するため厳格な執行手続きが不可欠である。しかし、震災復興における事業実施に当たっては、人々の生活の基盤である「まち」の一刻も早い再生という迅速性も強く要求される。この点では、まちづくり協議会が震災前から結成され、活動が行われていた地域では、復興事業における住民合意が速やかで事業も迅速に進んだと報告されており、これは地域住民による平時からのまちづくり活動の重要性を示すものである。
- ・まちづくり協議会を、復興事業実施のための一時的な受け皿にとどめず、平時から活動の活性化を図ることが、結局は大規模災害という緊急時において、復興まちづくりを速やかに進める結果につながる。また、復興都市計画事業の実施において、住民それぞれの意見を反映させ、その合意形成を行う場としてまちづくり協議会を積極的に位置づけることにより、事業プロセスの一層の円滑化・迅速化が可能になると考えられる。まちづくり協議会自らが地元意見を集約した「案」を作成する仕組みづくりが求められる。
- ・事業制度面でも、住民・権利者の意見集約と合意形成がより速やかに行われ、それが事業に反映されることで、事業の迅速な進捗が可能となる仕組みの整備が必要である。

(1) 土地区画整理事業

仮換地案の立案における住民意見の聴取・集約とその調整をコンサルタントなどの専門家に委ねる仕組みの整備と、仮換地案の地元提案を事業に反映させて住民合意の迅速化・円滑化を図り、事業を早期に進捗させる制度の整備が求められる。

(2) 市街地再開発事業

市街地再開発事業における地元権利者の意見調整（配置設計・との資産評価など）は、事業計画の決定後、管理処分計画手続き時に行われ、それまで私権に関するることは行われないのが通例である。そのため、事業計画におけるビル計画等に再調整が必要となり時間が費やされる。再開発事業における事業手続きの手順を見直し、事業計画決定前の手続きと並行・連携して、配置設計など本来は管理処分計画時に行われる調整等の行為を実施し、それに権利者が参加する仕組みづくりが求められる。

提言17 既存マンションの耐震改修の促進

- ・阪神・淡路大震災では、昭和56年に改正された現行の耐震基準より前に建てられた建築物の被害が顕著であったのに対し、それ以降に建てられた建築物の被害の程度が軽かったことが、建設省（現国土交通省）建築震災調査委員会により報告されている。マンションにおいても、大・中規模の被害を受けた300棟余り（うち約100棟が建替え）の大部分は以前の耐震基準により建てられたものであった。わが国のマンションのストック総戸数は400万戸を超えており、このうち約100万戸が現行の耐震基準を満たしていないと推計されており、既存マンションの耐震化の促進は今後の地震対策の課題の一つである。
- ・「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」では、管理組合は「マンション管理適正化指針」に留意して適正管理に努めることとされている。マンションの耐震性能を必要な基準に維持・改善することを適正管理の一環として捉え、管理適正化指針に盛り込むことにより、管理組合に対し必要な措置を講じるよう求めることが可能となる。
- ・震災を教訓として、平成7年に「建築物の耐震改修促進に関する法律」が制定され、学校、病院、劇場、百貨店、事務所など多数の者が利用する建築物で現行の耐震基準に適合しないもののうち、3階建以上でかつ床面積が1,000m²以上の特定建築物の所有者に対し、建物の耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を実施することが、努力義務として課せられた。マンションは、この特定建築物には該当しないが、多数の者が生活の場として常時居住していること、被災倒壊した場合の被害の大きさ、周辺への影響などを考えると、耐震性能の向上について同法による積極的な義務づけが必要な建築物と位置づけることができる。同時に、その耐震診断や耐震改修に公的な助成を行うに足る公共性の高い建築物ということもできる。
- ・マンションを耐震改修促進法の特定建築物に加え、耐震改修等に関する義務づけを行うとともに、耐震診断・改修等への補助・融資など公的支援制度を整備することにより、既存マンションの耐震化の促進を図るべきである。そうした事前対応への公的投資が、震災時の被害を軽減し、結果として社会的コストの低減化につながるものと言える。
- ・提言6でもふれたとおり、阪神・淡路大震災を契機として、新築住宅・マンションの耐震性能がその資産価値の重要な要素の一つであるとの認識が定着しつつある。マンションの耐震性能に関する関心を、住宅性能表示制度の一層の定着等によって既存のマンションにまで拡大させることにより、市場メカニズムによりその耐震化が進むものと考えられる。

提言18 危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの円滑化

- ・マンションは昭和40年代中頃に本格的普及が始まり、築後30年を経過したマンションの数はすでに20万戸近くに達するとともに、今後、急速な増加が見込まれる。マンションの適正管理は管理組合の義務であるが、建設後年数を経たマンションの維持管理には多額の費用を要するのに対し、区分所有者の高齢化や空室の増加が進むことから、今後、適正な管理が困難となるマンションの増加が予想され、さらに、最低限の管理も建替えもされないまま放置されるマンションが出現する可能性も否定できない。
- ・適正な管理を欠いたまま老朽化し、保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションは、居住者自身に大きな不利益をもたらすのみならず、周辺にも悪い影響を与える可能

性が高い。とりわけ構造の劣化により地震に対する安全性が低下したマンションを放置し、それが震災により倒壊した場合、周囲に与える不利益は多大なものとなる。提言17に盛り込んだ耐震化の促進を含め、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく適正管理の徹底による、高年次マンションの社会的不良ストック化の防止が求められる。

- ・「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」では、構造または設備が著しく不良で居住の用に供することが著しく不適当な住戸が相当数あり、保安上危険、または衛生上有害である状況に置かれているマンションについて、市町村長がその区分所有者らに対し建替え勧告を行うことができると定められている。しかし、現行ではこの勧告を担保する手段がないため、これだけでは実効性が乏しい。この勧告が出された場合、建替え決議に必要な「区分所有者および議決権の各5分の4以上の多数」要件を緩和する、あるいは、公的な融資・補助が受けられる等のインセンティブを与えるなど、危険有害マンションの建替えが円滑に進むための方策を講じる必要がある。
- ・危険有害マンションを建替えるための事業制度創設の検討も必要である。適正な管理がなされないまま老朽化したマンションは、放置するとスラム化するか空洞化する宿命を負っている。こうして危険化・有害化したマンションの再生は、生活環境の改善、土地の高度利用、良質住宅の供給などの観点から、基本的には市街地再開発事業と同じく公共性を持つ事業であるといえる。危険有害マンションの再生には、例えば住宅地区改良事業などの面的整備事業を発展させた事業制度の創設が考えられる。住宅の平面的密集を立体的な集合と置き換えることにより、同様の事業手法が可能であると考えられる。
- ・マンションの適正管理は、基本的には区分所有者の責任により進められるべきであるが、都市空間における公共性の高さと、危険有害化した場合に周囲に与える不利益の大きさを考えると、適正管理や建替えに対する公的支援、最終的手段としての事業制度の整備まで準備しておく必要がある。大量供給されているマンションの経年化に伴い、これらが不良ストック化しないよう、指導、コンプライアンス、インセンティブの付与、建替えに係る事業制度の創設など多面にわたる施策展開が求められる。

[研究会の構成]

(役職は平成16年3月現在)

	氏名	役職
委員長	新野 幸次郎	神戸大学名誉教授
委 員	戎 正晴	戎・太田法律事務所
	加藤 恵正	神戸商科大学商経学部教授
	高寄 昇三	姫路獨協大学経済情報学部教授
	橋本 行史	甲子園大学経営情報学部教授
	舟場 正富	神戸流通科学大学商学部教授
	松原 一郎	関西大学社会学部教授
	室崎 益輝	神戸大学都市安全研究センター教授
	森崎 輝行	森崎建築設計事務所
	安田 丑作	神戸大学工学部教授

新刊紹介

分 権 化 と 地 方 財 政 ベンチャースポーツと地域経済振興 鉄 道 で ま ち づ く り

■ 分権化と地方財政

池上 岳彦 著

平成12年4月の「地方分権一括法」の施行により、地方分権改革は議論の段階から実施の段階へと移行した。今回の改革は、国と地方自治体の役割分担の明確化、機関委任事務や通達の廃止など、その内容は多岐に渡っている。

一方、平成13年6月の骨太の方針で、「地方の自立と活性化のため」に、地方財政の立て直しと国庫補助負担金の整理合理化、地方交付税制度の見直し、地方税の充実確保が提案された。続く平成14年6月には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」が閣議決定され、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を「三位一体」で検討することが取り決められた。この「三位一体改革」が、現在、ヤマ場を迎えてるのは周知のところである。

わが国では、福祉、学校教育、消防といった国民生活に密接に関連する公共サービスの多くは、もともと地方公共団体によって実施されており、国と地方の支出ベースの比率は、概ね2:3となっている。その一方、国税と地方税の比率は3:2と逆転しており、最終支出と税源配分の間に大きな乖離が存在する。本書では、日本の政府部門のこうした仕組みを、自治体が公共サー

ビスと公共投資の大半を担いながら、地方財政は、国庫補助負担金、地方交付税等の国からの財源移転と地方債許可制度によって中央集権的に運営される「集権的分散システム」であると定義付けている。

上述した一連の改革は、戦後一貫して摸索されてきた地方分権確立の流れに沿ったものではあるが、一方で国家財政の逼迫が大きな推進要因であることも事実である。そのため、これらの分権改革や財政構造改革には、歳出削減による国（及び地方）の財政健全化を優先する財務省と、地方の自立と活性化を優先する総務省の立場の違いが、微妙な影を落としているようにも感じられるが、本書では、歳出削減優先の分権論に対して明確に異論が唱えられている。

「21世紀を迎えた現在、先進国においては、グローバル化と市場化、そして少子・高齢化の圧力が、国民国家の再編を促している。分権化の潮流も、それと無関係ではない。」の一文で始まるところ、第1章では、分権化が、大きな社会変化に伴う国際的な動きであることが提示される。そして、その国際的な分権化の流れが、「新自由主義的分権」と「分権的福祉政府」を目指す2つの潮流に分類されている。

そして、第2章で「集権的分散システム」というわが国の財政の特徴を整理したうえで、これが様々な弊害をもたらした教訓か

ら、第3章において、わが国の採るべき道は「分権的福祉政府」であるとする。

筆者は、「分権的福祉政府」の財政システムとして、①教育関連補助金を統合して包括的負担金とする。②所定の基準で各自治体への枠を算定し、税源移譲額を差し引いて包括的負担金を配分する。という案を提示している。これにより、税源が豊富な自治体は移譲された税で大部分が賄え、税源の乏しい自治体は不足分を包括的負担金で補い、使途の自由度は高まるとの論理が展開される。

続く第4章以下でも、「地方税の拡充」や「地方債発行の規制緩和」等について論じながら、財政面から分権化の筋道を探る試みが続けられる。

このように、本書では、近年の財政面からみた地方分権論を各国の地方税財政制度と比較しながらまとめたうえで、単に地方財政縮小を目的とするかのような今般の改革の動きに抗して、「分権的福祉政府」実現のための制度構築が目指されており、国と地方代表が税財政問題で対等に議論し、改革する組織の設置も提案されている。

地方政府に携わる者にとって、多くの示唆を得られる一冊である。

(岩波書店 本体2,600円+税)

■ ベンチャー支援と地域経済振興

田中 利彦 著

本書は、新時代を開くベンチャー企業の育成について、産・学・官協働による取り組みを実践している5つの自治体の事例から、具体的な制度等の検討を試みたものである。

バブル崩壊後、既存の大企業の中には、

依然として過剰設備・過剰債務を抱えたまま、新しい発想に基づくビジネスモデルを生み出すことができず、長期低迷の状態にあるものも多い。この閉塞状態を打ち破り、再度わが国を成長軌道に乗せるためには、新しい時代状況に適応し、新技術と新ビジネスモデルを持った、ベンチャー企業の育成が不可欠である。

現在、ベンチャー企業の活躍が期待される分野には、IT（情報技術）・バイオテクノロジー・ナノテク・新素材・ロボットなど、新技術の分野が挙げられ、ソフトやサービス分野においても新しいビジネスモデルを活かした新市場が考えられる。また、アウトソーシングの風潮は中小企業の参入を助ける要因ともなっている。

反面、多くのベンチャー企業は、資金力・人材・ノウハウともに不足しがちであり、自治体や大学など専門家との協働が望まれる。そのために、どの様な施策・制度をいかに展開すれば成功できるか、これが本書のテーマである。

地方経済においては、従来の大企業誘致型の産業振興策が低迷する中、地域の生き残りをかけて、自治体等の知恵を絞ったベンチャー育成策が各地で展開されている。本書では、このうち福島県・岐阜県・高知県・熊本県・札幌市という5つの自治体の事例が各章で取り上げられている。

第1章は、会津大学という理工系大学の設立を核にした、福島県のベンチャー支援の実例である。会津大学は民間メーカーの技術者を多数教職に採用し、大学自体がビジネスのベンチャーになることを目指した画期的な試みである。人材育成や研究成果が上がり、支援施設も出来ているが、それ

を個別の事業として立ち上げるリエゾンオフィスや投資、充実強化についてはまだ不足している、と分析している。

第2章は、国際マルチメディア拠点をめざして、県民キャピタル投資によるベンチャー支援制度を核にした、岐阜県の実例である。これは、いくつかの成果を挙げつつあるが、実際に製品化まで漕ぎ着けるのは少ないことや、マルチメディア拠点となるソフトビニアジャパンは全世界を相手にするには人手不足（技術大卒は8人だけ）であり的を絞る必要があることなどが問題点として指摘されている。

第3章は、高知工科大学を設立しテクノポリス財団などを核にしたベンチャー支援の産官学共同研究の地域プラットホームを整備し、情報生活維新を掲げる高知県の実例である。

ここでは、従来、大学が中小企業にとって敷居の高い存在と見られていたものを、産と学との結びつきを容易にしたことが、共同研究の成果として重要であったとされている。

第4章は、IC産業の工業集積の成果を挙げた熊本テクノポリスについてである。テクノポリス法が使命を終えて1998年新事業創出促進法に統合された。ベンチャービジネスによる再編成を目指している今の熊本県の実例を、福岡・大分・宮崎・鹿児島の九州各県と岡山県・徳島県との比較も含めて検討している。

第5章は、テクノポリス時代から情報産業に的を絞って札幌テクノパークとして産業集積の成果を挙げてきた、ITベンチャー企業、北海道大学と、札幌市の実例である。この中で、産・学・官のネットワークが効

果的に機能するためには、産・学のイノベーターのビジョン・熱意・行動力と、官のサポーターの熱意に依存するところが大きいと指摘されている。

これら5つのケースは、企業・大学・自治体という、産・学・官の協働により、資金面・人材育成・研究開発・起業支援等の、多面的な支援の実験的取り組みが、その地域の未来をかけて行われている実例である。しかし、様々な問題や構想倒れの事例もあり、いま試行錯誤が続いているといえる。

本書は、このように、先端産業、テクノポリスやベンチャー支援等についての著者の永年にわたる研究の現時点における集大成として、多くの実際の取り組み事例の調査をもとに、豊富な制度手法の検証が行われているところに特長がある。

（晃洋書房 本体2,600円+税）

■ 鉄道でまちづくり

北村 隆一 編著

都市と地域の「再生」が地方自治体にとって大きな政策課題となっている。一口に再生といっても様々な取り組みがあるが、共通するのは、中心市街地のインナーシティ化や産業の空洞化が進み、活力を失っている都市を元気にしようとする試みである。

国においても、1998年3月、新全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」が閣議決定され、顕在化する大都市の都心部空洞化や空間構造の歪み、低未利用地の顕在化に対し、「大都市のリノベーション」が提示された。1962年にスタートした第1次から第4次に至る全国総合開発計画が、過密の緩和を都市問題の中心に据えたのに対し、第5次にあたる今回の計画が、

都市内部における局地的な荒廃に対応する必要性を指摘したことは大きな変化と言ってよい。

本書は、そのタイトルや「駅を、まちを、愉しもう！」という帯の文句から、鉄道関係の書籍として紹介されるケースもあるようだが、鉄道と都市の関係を軸として、都市の魅力・賑わいについて考えた論文集であり、むしろ都市の活性化や都心の再生を考えるうえで参考になる一冊である。

都市の魅力の本質はどこに由来するのか。本書ではそれを、都市に多種多様な人々が共存し、千差万別の活動を営んでいる点に求められるとする。そして、都市の集積と多様性を支援しうる唯一の交通機関として、かつての都市の成長を支えたのは路面電車をはじめとする鉄道である。欧米の都市は路面電車を軸に都市域を拡大した。わが国でも、郊外と都心を結び、人々を通勤・買い物・遊びへと都心部に運び、誘ったのは鉄道であった。本書の第1章において、このような鉄道と都市の蜜月時代の検証例として取り上げられるのは、小林一三が率いた阪急など私鉄王国と言われた関西の実例である。

しかし、モータリゼーションの台頭は都市の性格を本質的に変えてしまう。自動車交通に適さない都心はその優位性を失い、商業施設は郊外へと移出する。これによる中心市街地の衰退は、わが国地方都市共通の課題であるといってよい。本書では「第3章 鉄道が車に敗れた都市」で中京都市圏の事例が検証されている。

第4章では、観光の本質の理論的考察から都市型観光における鉄道の役割へと論旨が展開され、後半の各章では、ターミナル

や繁華街についての検証が試みられる。

そこで用いられる重要な概念が都市の「公共領域」である。本書では、人々の交流空間に加え、広場、公園、遊歩道や景観など、誰もが共有していると意識しているもの、さらには、年中行事、風俗、習慣など無形の共有物も公共領域に含めて考えられている。そして、都市の魅力はそれが提供する豊かな公共領域にあるという視点から、鉄道ターミナルとそれを核とした繁華街の特性が論じられ、繁華街の魅力について検討が加えられる。そのうえで、都市の公共領域の形成にとって鉄道は不可欠の存在であるとの結論が導き出される。

確かに、鉄道と自動車を比較した場合、自動車は大量・高密度輸送に適した交通機関ではなく、低密度、言い換れば極めてパーソナルな交通手段である。それゆえ「それ（自動車）が都心の賑わいを生み出すことはないということを意味し、自動車の普及にともない、都市の魅力が消滅することを意味する。人々が低密な郊外に吸収され、都心部での集積がなくなるとき、都市の魅力も失われる」との論には傾聴すべき点が多い。また、本書の議論からは外れるが、都市論だけでなく地球環境面を考えるうえでも、公共交通機関の復権の必要性は大いに説かれるべきものと考えられる。

しかし、現実のモータリゼーションの進行を考えると、人々は車あるいは鉄道のどちらか一辺倒ではなく、必要に応じてそれを使い分けており、特に地方都市の場合、都市中心部の活性化において、自動車との親和性を持つまちづくりの視点も必要なようと思われる。この点についての判断は読者にお任せする。

いずれにせよ、都市の魅力・賑わいの本質を検証しつつ、その形成に鉄道の果たす役割を論じた本書は、都市論の軸に鉄道を据えたユニークな視点にその存在価値を持つものといえる。

(学芸出版社 本体2,400円+税)

地方自治職員研修

毎月15日発行
B5判 130頁
定価800円

- ◆時代を鋭く捉えたテーマを毎号特集。
- ◆環境行政や行革など先進事例を、自治体の担当者がレポート。
- ◆昇任試験V講座では、一年で昇任試験にかかる実力を養成。

- 10月号特集…加速する「改革」+CBへの期待と現状
(最終局面に入った「改革」の行方など、特集2本立て!)
 - 9月号特集…指定管理者制度とアウトソーシング
(各地の実践と理論で制度のポイントを検討・分析)
 - 8月号特集…土地の記憶と生きるまち
(土地の歴史を重視した、町並み・景観保存の最前線)
 - 7月号特集…まちづくりも施策もユニバーサル!
 - 6月号特集…三セク・外郭団体の直し方・こわし方
- △臨増号「自治体力としての職員力」(税込1,680円)好評発売中!

バックナンバーもお求めになります。
小社営業部が、お近くの書店へ

公職研

Tel03-3230-3701 Fax03-3230-1170
東京都千代田区神田神保町2-20

地方自治を語るみんなの広場

月刊

自治フォーラム

2004.10 VOL.541

定価600円(本体571円)

特集 これからの自治体職員を考える

視解	点 親 説	分権新時代の自治体職員像 地方公務員法及び任期付採用法の改正 公共サービスの多様な提供形態とスリムでやわらかな執行体制 成果志向の行政への転換と実行上の課題 自治体における人材マネジメント革新への提言 企業意識の徹底と新たな人事制度について	山崎宏一郎 総務省自治行政局 辻 琢也 古川 俊一 出馬 幹也 群馬県太田市 豊田市トータル人事システム 愛知県豊田市 新潟県安塚町 長崎県
事例	エッセイ	ゆきだるま運動の推進と人事考課制度について 職員研修の包括的外部委託について 自治大OBが語る地方自治 (タイトルについては、変更になる可能性があります。)	新潟県安塚町 長崎県 西山 秀雄

編集 自治研修協会
(〒190-8581) 東京都立川市緑町3591 電話042(540)4500
協力 自治大学校

発行所 第一法規株式会社
(〒107-8560) 東京都港区南青山12-11-17
電話 03(3404)2251 振替口座: 東京3-133197

新修 神戸市史

最新刊 第8巻

「産業経済編Ⅲ 第三次産業」発売中

A5版 全898ページ 定価6,000円(税込)

- 構 成**
- 第1章 開港から第一次世界大戦まで
 - 第2章 第一次世界大戦から第2次世界大戦まで
 - 第3章 戦後復興から高度成長期まで
 - 第4章 高度成長期以後

内 容 幕末の開港以来、貿易と共に急速に発展し、第二次世界大戦と高度成長期を経た神戸の「第三次産業」盛衰の歴史を、年代ごとに、貿易業、交通業、港湾運送・倉庫業、金融業、流通業といった業種別に横断的に解説。

既 刊 (定価は本体+税)

「歴史編Ⅰ 自然・考古」、「産業経済編Ⅰ 第一次産業」、「歴史編Ⅲ 近世」、「歴史編Ⅳ 近代・現代」(定価各5,000円)、「産業経済編Ⅱ 第二次産業」、「行政編Ⅰ 市政のしくみ」「行政編Ⅱ くらしと行政」(定価各6,000円)も好評発売中

発 行 神 戸 市 新修神戸市史編集室(神戸市文書館内)

〒651-0056 神戸市中央区熊内町1丁目8番21号 ☎078(232)3437

申込先 みるめ書房(田中印刷出版㈱内) 〒657-0845 神戸市灘区岩屋中町3-1-4
☎078(871)0551 Fax078(871)0554までFaxでお申込みください。

全国主要書店でも発売中!

政策研究・情報誌 地域政策

2004・秋季号 №13 10月8日発行 定価650円(本体619円)

特集 大変革期の知事

千葉大学教授 新藤宗幸／読売新聞 青山彰久

高崎経済大学助教授 増田正／共同通信社 宮田浩

島根県立大学教授 田嶋義介／佐賀大学助教授 中西一

特別インタビュー 財団法人地方自治研究機構理事長 石原信雄

ニュース／ルポ がんばる自治体 猪苗代町／直島町／北谷町

三重発 トレンドセミナー「21世紀型自治体文化政策の基本視点」ほか

企画・編集：三重県政策開発研修センター「地域政策－三重から」
(〒514-0004)三重県津市栄町1-891
電話059-224-2767

発 行 所：
(株)公人の友社
(〒112-0002)東京都文京区小石川5-26-8
電話03-3811-5701

編 集 後 記

- ※本号では、各分野でユニバーサルデザインの研究や実践活動に携わっておられる方々に、様々な角度からユニバーサルデザインについて論じていただきました。
- ※ユニバーサルデザインという言葉を耳にするようになってまだ数年ですが、すでに住宅やまちづくりだけでなく、ものづくり・服飾・交通・情報伝達など極めて多様な分野で実践されていることが、各論文から読み取れます。
- ※産業界でも単に企業のCSRの観点に止まらず、大きなビジネス・チャンスとして捉えられており、今後、地球環境問題と並んで、行政部門・企業・市民活動など各セクターにおける最も重要なキーワードになるものと思われます。
- ※次号は、「阪神・淡路大震災10年」を特集します。ご期待ください。

都市政策バックナンバー

- 第102号 特集 阪神・淡路大震災復興・生活再建の総括 2001年1月1日発行
第103号 特集 IT革命と地方自治体 2001年4月1日発行
第104号 特集 阪神・淡路大震災と司法の課題 2001年7月1日発行
第105号 特集 災害における住宅等の被害認定基準 2001年10月1日発行
第106号 特集 少子・高齢化への対応 2002年1月1日発行
第107号 特集 新産業の創出に向けて 2002年4月1日発行
第108号 特集 コミュニティ・ビジネスの振興と課題 2002年7月1日発行
第109号 特集 公営住宅のあり方と今後の課題・方向性 2002年10月1日発行
第110号 特集 大都市制度のこれから 2003年1月1日発行
第111号 特集 都市の活性化と地域連携 2003年4月1日発行
第112号 特集 行政コスト分析の課題 2003年7月1日発行
第113号 特集 第三セクターの課題と展望 2003年10月1日発行
第114号 特集 福祉と民間活力 2004年1月1日発行
第115号 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅰ 2004年4月1日発行
第116号 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅱ 2004年7月1日発行

☆年間予約購読のおすすめ

書店にて入手困難な方は、当研究所へ直接お申込みください。

予約購読の場合、送料は当研究所が負担いたします。

ISBN4-326-96141-4

C3331 ¥619E

定価650円(本体619円)

9784326961412

1923331006192

発売元 **勁草書房**

東京都文京区水道2の1の1

振替口座00150-2-175253 ☎03-3814-6861